

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和2年6月1日（月曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第46号から議第69号まで）	14
9. 日程第5 提案理由の説明	15
10. 日程第6 報告（2件）	22
11. 日程第7 陳情の報告	24
12. 散 会	25
13. 令和2年6月9日（火曜日）	29
14. 議事日程（第2号）	29
15. 開 議	32
16. 日程第1 一般質問	32
17. 吉田憲司議員 質問	32
18. 西川裕文議員 質問	49
19. 前田正治議員 質問	54
20. 近松恵美子議員 質問	65
21. 散 会	79
22. 令和2年6月10日（水曜日）	83
23. 議事日程（第3号）	83
24. 開 議	86
25. 日程第1 一般質問	86
26. 田畑久吉議員 質問	86
27. 古奥俊男議員 質問	96
28. 北本将幸議員 質問	102
29. 松本憲二議員 質問	116
30. 散 会	128

31. 令和2年6月11日（木曜日）	131
32. 議事日程（第4号）	131
33. 開 議	134
34. 日程第1 一般質問	134
35. 徳村登志郎議員 質問	134
36. 吉田真樹子議員 質問	142
37. 内田靖信議員 質問	157
38. 江田計司議員 質問	171
39. 散 会	179
40. 令和2年6月12日（金曜日）	183
41. 議事日程（第5号）	183
42. 開 議	185
43. 日程第1 市長提出追加議案上程（議第70号から議第73号まで）	185
44. 日程第2 提案理由の説明	185
45. 日程第3 報告（1件）	189
46. 日程第4 議案及び陳情の委員会付託	190
47. 散 会	193
48. 令和2年6月23日（火曜日）	197
49. 議事日程（第6号）	197
50. 開 議	202
51. 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達	202
52. 日程第2 委員長報告	203
53. 総務委員長報告	203
54. 建設経済委員長報告	209
55. 文教厚生委員長報告	214
56. 日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決（議第46号から議第64号まで、 議第70号から議第73号まで、陳第1号、令和元年陳第2号から 令和元年陳第4号まで、令和元年陳第6号）	220
57. 日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第65号から議第69号まで）	224
58. 日程第5 委員会の中間報告	226
59. 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告	227

60. 日程第 6	特別委員会の調査事件の追加付託の件	228
61. 日程第 7	議員提出議案上程（議員提出第 1 号）	228
62. 日程第 8	提案理由の説明	228
63. 日程第 9	議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第 1 号）	229
64. 閉 会		231
65. 署 名 欄		232

令和2年第4回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 6月1日から6月23日までの23日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	1	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 陳情の報告
6	2	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
6	3	水		休 会	
6	4	木		休 会	
6	5	金		休 会	
6	6	土		休 会	(市の休日)
6	7	日		休 会	(市の休日)
6	8	月		休 会	
6	9	火	午前10時	本会議	一般質問
6	10	水	午前10時	本会議	一般質問
6	11	木	午前10時	本会議	一般質問
6	12	金	午前10時	本会議	市長提出追加議案上程 提案理由の説明 報告 議案及び陳情の委員会付託
6	13	土		休 会	(市の休日)
6	14	日		休 会	(市の休日)
6	15	月	午前10時	委員会	総務委員会
6	16	火	午前10時	委員会	建設経済委員会
6	17	水	午前10時	委員会	文教厚生委員会
6	18	木		休 会	
6	19	金		休 会	
6	20	土		休 会	(市の休日)
6	21	日		休 会	(市の休日)
6	22	月		休 会	
6	23	火	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

6 月 1 日 (月)

令和2年第4回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年6月1日（月曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第46号から議第69号まで）

- 議第46号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
- 議第47号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第49号 令和2年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第50号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第51号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第52号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第53号 玉名市消費生活安心条例の制定について
- 議第54号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第55号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第56号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第57号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第58号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第60号 玉名市九州新幹線湯水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第61号 玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議第62号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第63号 財産の取得について
- 議第64号 財産の処分について
- 議第65号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第66号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 6 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 6 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 6 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告（2 件）

報告第 7 号 令和元年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 8 号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

日程第 7 陳情の報告

（陳第 1 号）

陳第 1 号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 市長あいさつ

日程第 4 市長提出議案上程

（議第 4 6 号から議第 6 9 号まで）

議第 4 6 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）

議第 4 7 号 令和 2 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 4 8 号 令和 2 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 4 9 号 令和 2 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 5 0 号 令和 2 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 5 1 号 令和 2 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 5 2 号 令和 2 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

議第 5 3 号 玉名市消費生活安心条例の制定について

議第 5 4 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 5 号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 6 号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5 7 号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第58号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第60号 玉名市九州新幹線濁水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第61号 玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議第62号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第63号 財産の取得について
- 議第64号 財産の処分について
- 議第65号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第66号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（2件）

報告第7号 令和元年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第8号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

日程第7 陳情の報告

（陳第1号）

陳第1号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

散 会 宣 告

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 坂 本 公 司 君 | 2番 | 吉 田 真樹子 さん |
| 3番 | 吉 田 憲 司 君 | 4番 | 一 瀬 重 隆 君 |
| 5番 | 赤 松 英 康 君 | 6番 | 古 奥 俊 男 君 |
| 7番 | 北 本 将 幸 君 | 8番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 9番 | 松 本 憲 二 君 | 10番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 12番 | 西 川 裕 文 君 | 13番 | 嶋 村 徹 君 |
| 14番 | 内 田 靖 信 君 | 15番 | 江 田 計 司 君 |
| 16番 | 近 松 恵美子 さん | 18番 | 前 田 正 治 君 |
| 19番 | 作 本 幸 男 君 | 20番 | 森 川 和 博 君 |
| 21番 | 中 尾 嘉 男 君 | 22番 | 田 畑 久 吉 君 |

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	松 本 留美子 さん	事務局次長	荒 木 勇 君
次長 補佐	松 野 和 博 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	竹 村 昌 記 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建 設 部 長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	酒 井 史 浩 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	西 村 則 義 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会計管理者	二階堂 正一郎 君		

午前10時00分 開会

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、令和2年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

本日の応招議員は20名全員であります。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地方自治法第113条の規定に基づく、定足数の原則に沿った議会運営を行ないます。

また、議場に入場していない議員については、別室にて視聴しておりますことを申し上げます。

現在の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

あわせて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。嶋村徹君、江田計司君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、5月25日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から23日までの23日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から23日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、今期定例会の招集に対し、全員そろっての御参集を賜り誠にありがとうございます。

令和2年第4回玉名市議会定例会の開会に当たり、招集のあいさつを申し上げます。

まずもって、市議会におかれましては今期定例会も新型コロナウイルス感染防止に努めた議会運営に御配慮いただき、招集権者として感謝申し上げる次第であります。

さて、全世界を巻き込み100年に一度の危機と言われる、新型コロナウイルスの感染拡大。感染確認は全世界で600万人を超え、死亡者数は約37万人にも上り、国内においても感染確認は1万6,800人を超え、死亡者数も890人を超えております。いまだ世界の各地で続く感染拡大に、終息までの道筋は見通せない状況にあり、加えて、コロナの影響による経済的打撃は、今や2008年のリーマンショックを超え、1929年の世界恐慌以来の世界的金融危機といった、ゆゆしい事態を引き起こしております。

現在、中南米などの新興国で感染の蔓延が深刻化し、そしてその一方、我が国においては、御承知のとおり、5月の大型連休明け以降、4月7日に出された緊急事態宣言の解除を巡り、大きな動きがありました。まず、5月14日には、本県を含む39県で緊急事態宣言を前倒して解除。翌週21日には、関西2府1県で緊急事態宣言を解除。さらに、その翌週25日には、残る北海道と関東1都3県で解除され、宣言期限の5月31日を待たずに全国で解除される形となったわけであります。およそ1か月半ぶりに全国の解除宣言をできたことに対し、安倍首相は「罰則を伴う強制的な外出規制などを実施できない日本が、独自のやり方で今回の流行をほぼ終息させることができ、日本モデルの力を示した」と述べた上で、外出自粛等のコロナ対策を徹底した全国民の協力と辛抱に、謝意を表しました。こうした自粛緩和の流れに、自粛による疲弊感、また閉塞感に満ちている私たちの日常は、少しずつ明るさと活力、そして平穏を取り戻し始めている次第です。

しかしながら、国内の流行が完全に終息したわけではなく、コロナウイルスは感染の脅威とともに、依然として、私たちの生活の中に存在したままであります。現に、緊急事態宣言解除後、福岡県北九州市では新規感染者が相次いで確認され、まさに恐れていた第2波への危機感が急速に高まっています。福岡県と隣接する本県、特に県北の玄関口として新幹線新玉名駅を擁する本市としても看過できない状況にあり、本県への感染流入を警戒するとともに、流入抑止に最善を尽くしたい考えであります。

また、先月27日、政府は新型コロナの感染拡大を受けた経済対策として、過去最大

規模となる32兆円にも上る巨額な二次補正予算案を閣議決定。今月中旬の成立予定ですが、スピード感と実効性が強く問われる中、支援が必要な方々に対し、いかに早く、迅速に届けることができるかが課題となっております。特に、支援や対応の遅さに多くの国民が不満を抱えている要因として、現在、手続の煩雑さが指摘されておりますが、その問題の解消には、簡素化した制度設計や、実態に即した臨機応変な対応が求められるほか、支援のスピード感と実効性を担保するには、やはり、マンパワーを投入すべく、大幅な人員の確保が急務になるものと受け止めております。

続いて、本市の動向について述べますが、コロナの感染拡大は市民の皆様の御協力により抑制できているものの、地域経済の実情に目を向けますと、飲食店を初め、中小企業・個人事業者等はコロナの影響により、やはり大変厳しい経営状況に陥っております。また、急速に悪化した経営に、廃業を余儀なくされた事業者の方もたと聞き及んでおり、事態は想像以上に深刻な状態に置かれています。外出自粛要請及び休業要請の解除に伴い、玉名の夜にも店のあかりが戻り、人出は徐々に増えつつありますが、やはり自粛の余韻は大きく残っており、以前の客足が戻るまでは厳しい状況が続くものと懸念されます。感染拡大防止策の徹底を図りながらも、これからの社会活動の再開に拍車をかけ、自粛生活の長期化により冷え込んだ景気を早急に回復すべく、地域経済の再生と活性化が強く求められている次第であります。とりわけ、緊急経済対策、景気浮揚策といった支援策を、スピード感をもって実行し、その効果を最大限に引き出していくことが、この局面を打開する非常に重要な術であると認識をいたしております。

支援策に関して、まずは全国民への支援策として給付が急がれます特別定額給付金の処理の進捗状況について御報告いたしますが、既に御案内のとおり、5月1日からオンライン申請分の受け付けを先行して開始。また、5月14日には郵送申請用書類を発送し、21日から郵送申請分も受け付けを開始。続々と寄せられる大量の給付申請に対し迅速な給付を実現させるため、現在、庁内の各部局の枠を超え多くの職員を動員。シフトを組み、昼夜を問わず、また、休日返上で申請書類の審査や振り込みデータ入力作業等の業務に当たらせております。給付金の振り込みは、オンライン申請分を5月15日から、また郵送申請分を5月28日から開始。5月28日までに給付対象、約2万8,000世帯のうち、およそ6割の世帯への給付を完了。さらに、今週中には7割近くの世帯への給付が完了する予定でもございます。今後も、引き続き迅速な処理に努め、申請受付期限であります8月21日まで、全庁態勢にて、気を緩めることなく業務を遂行してまいり所存であります。

また、コロナ関連の支援策が国や県において次々と打ち出される中、本市も独自の緊急経済対策をこれまでに第1弾・第2弾と打ち出しましたが、今期定例会では、まず、コロナ関連の支援策3事業を提案。さらに、国の二次補正に対応しながら、本市独自の

緊急経済対策の第3弾以降を、準備が整い次第、早急に打ち出していく予定であります。今後も、国や県の動向を常に注視しながら、国や県が提示する支援の枠から漏れる部分があるならば、地方自治の最前線にて地域住民の福祉と暮らしを守る、私たち市が、そこをしっかりと見極め、漏れなく拾い上げる必要があるものと考えております。そこで、本市独自の更なる支援策を展開するための財源を確保すべく、現在、今年度に計画しておりました事業、大会、イベント等で中止を余儀なくされた、いわゆる不要額となる予算の早急な洗い出しを各部局に強く指示しているところであります。

変わって、学校についてですが、いよいよ本日から通常登校による教育活動が再開されました。長期間に及ぶ登校自粛の間、感染防止のためとはいえ保護者の皆様方には大変な御苦勞と御負担をお掛けしたことかと存じます。また、保護者の中には早期の学校再開を待ち望まれた方、またその一方で学校再開による感染リスクの高まりを心配される方、双方の意見があるものと承知いたしております。

加えて、休校の長期化による学習不足の打開策として、4月に政府が検討に着手した9月入学。しかしながら、現状での導入は困難との見方が広がり、来年の導入が見送られた現在、学校再開に際して、これまでの学習の遅れをいかに解消し、授業日数をいかに確保していくのか。また、感染予防の徹底を図る中で、政府が提唱する新しい生活様式に即した授業の在り方をどう形にし、実践していくのか。学習不足問題の解決策と感染拡大予防策の両立が求められる教育分野に課せられた課題は、非常に重く、難しいものがあります。ですが、コロナの影響により激変した教育環境の中、もうこれ以上、子供たちに不利益を与えるわけにはいきません。子供たちの学習機会と未来を守るためにも、熊本県及び近隣市町の教育委員会との連携を図りながら、最善の方法を模索し、課題解決に尽力したいと存じます。

変わって、長期にわたる休館が続いた市内の公共施設につきましても、本日までに全施設が再開。これまで利用を希望されていた多くの皆様方に、長らく御不便を強いる形となってしまいましたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。ただ、再開はしたものの、一部施設については利用制限が設けられ、国が示した方針に従い、感染防止策の徹底を図りながらの運営となりますことを、どうか御理解いただきたく存じます。

また、多くの市民の皆様が完成を待ち望まれた新玉名市民会館ホール。中でも、この新ホールのオープンをはかの誰以上に一番楽しみにしていたのは、実は、私なのかもしれません。しかしながら、残念なことに、5月30日に予定しておりました開館セレモニーはコロナの影響により中止を余儀なくされ、晴れの日を彩ることなく、本日静かにそのオープンを迎えた次第です。また、オープンはしたものの、感染拡大防止のため、当面の間はやむなく休館としております。既に御覧になられたとおり、市役所本庁舎の向かい側に、高いデザイン性の外観を呈している新ホールですが、広報たまな6月号で

御紹介のとおりホールの内観も大変すばらしく、音響や照明はもちろん、トイレ等の設備も非常に充実した、優れた施設となっております。市民の皆様にもこの特別な感動を早く共有してほしいと思いつながら、いまだ御利用いただけないことが非常に残念でなりません。市民が主役をコンセプトに、芸術の創造・発表・鑑賞・啓発の場を構築できるようにと、よりグレードアップした大ホール。そして、にぎわいの創出拠点として利用の多様性・汎用性にたけたマルチホール。手前みそながら、いずれのホールもこれから先、未来の長きにわたって、市民の皆様方の期待に応え得るホールになるものと、強く確信いたしておりますので、どうか、休館期間を終え、再オープンを迎えるその日を、心待ちにさせていただきたく存じます。

変わりまして、イベント関係について申し上げますが、全国的なところでは夏の全国高校総体、通称インターハイが開催中止。また全国高校野球選手権大会は、春の選抜の中止に引き続き、夏の甲子園も中止され、戦後初の事態となっております。いずれも感染リスクが避けられないことや、長期休校に伴う練習不足からのケガが予想されるなど、選手・学生の安全面を第一に考慮し、中止の結論に至ったとされますが、青春の全てをささげ、つらい練習に耐えてきた彼らの無念を思うと、やはり、言葉を失うしかありません。どうか、目標を奪われた彼らの思いに報いる場をぜひとも設けてあげてほしいと、そう願うばかりであります。

また、本市においてもコロナの影響から、主要なイベントが、相次いで開催の中止または延期を決定。この時期、例年多くの観光客でにぎわいます、玉名の初夏の風物詩である高瀬裏川花しょうぶまつり。今回は、記念すべき第30回目の開催でありましたが、実行委員会で協議を重ねた結果、来年への開催延期を決断。そのほかにも、8月の玉名納涼花火大会、9月の第75回熊本県民体育祭荒尾玉名大会、そして、今年度の玉名市民音楽祭。いずれも実行委員会による協議の結果、中止と結論づけられた次第であります。それぞれの開催を楽しみにされておられた多くの皆様方の期待に応えられず、大変申し訳なく感じている次第であります。

以上、るる述べてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、私たちの生活は一変しました。依然として拡散を制御できないコロナとの共存を念頭にしたウィズコロナ、緊急事態宣言解除後のアフターコロナ、こう称される新しい時代に即した新しい生活様式が提唱されているように、私たちの世の中は以前の日常へ戻るのではなく、これから新しい日常へとシフトしていきます。

今回、私たち行政の仕事の在り方も、在宅・分散勤務や、オンラインでのリモート会議、書面会議の導入など、それまでの常識が大きく覆されました。これらの取組はニューノーマル、いわゆるコロナ時代の新常識として、今後定着していくものと思われます。このように、社会の仕組みが劇的に変化するのは、こうした世界的混乱に直面したとき

なのかもしれません。今回のコロナ危機を契機に、それまで当たり前とされていた観念や認識・思想、社会の価値観が革命的に変化をもたらす、いわゆるパラダイムシフトにより、私たちの働き方やライフスタイルを中心に、本当にいろいろなものが、これから大きく変わっていくと思っています。

コロナウイルスの第2波、第3波の襲来に備えた、人との接触回避を前提とした新しい地域社会のありよう、新しい地域経済のありよう、新しい学校運営のありよう。そうした新しい日常の在り方が、ポストコロナの新常識として定着していく中、私たちに関わる新しい行政運営を一体どういう形で進めていくのか。緊急事態宣言が解除された今、まさに新しい行政運営のありようを検討し、イメージする大切な時期だと捉えています。

これから先の社会を見据えて、抜本的に行政の在り方を見直す、それを行なう二度とないチャンスです。であるからこそ、私たち行政運営に携わる者は、今回のコロナ危機の経験を、困難や不幸と捉えるのではなく、旧システムを解体し、新システムを創造する最大かつ絶好の機会として、前向きに捉えなければならない。この、行政のパラダイムシフトこそ、コロナを経験した今の私たちにできる、かつ、やらなければならない一番大事なことであると、私は現在、そう部長たちに強く指示を出しております。

どうか、議員各位におかれましても、この新しい日常に即した行政のパラダイムシフト、新しい行政運営のための抜本的改革に御理解・御賛同を示していただきたく思いますとともに、私たちのこの取組に対し、並々ならぬ御支援・御協力を賜りますよう強くお願い申し上げる次第でございます。

それでは、最後に今期定例会への提出議案ですが、補正予算7件、条例案件9件、人事案件5件、その他の事件3件、以上24件の議案を提出させていただいております。

各種議案の内容につきましては、このあと提案理由説明の中で、それぞれ申し上げます。

今期定例会に提案の各種施策や案件及び予算補正等の内容に対し、どうか十分に御審議いただき、いずれの議案も原案どおりの決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会に当たっての私のあいさつといたします。

今期定例会も大変お世話になります。

日程第4 市長提出議案上程（議第46号から議第69号まで）

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第46号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から、議第69号人権擁護委員候補者の推薦についての市長提出議案24件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

議第46号から議第52号までの補正予算関係7件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

まず初めに、議第46号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,698万5,000円を追加し、総額を392億6,256万3,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は1億3,966万8,000円の減額で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の減額などがございます。小中学校21校の校内通信ネットワーク整備については、国の補正予算の成立時期が不明であったため、令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算に重複計上しておりましたが、令和元年度事業として採択されたことにより減額するものでございます。

16款県支出金は1億8,426万3,000円の追加で、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加などがございます。

17款財産収入は571万4,000円の追加で、旧小田小学校跡地活用事業で土地及び建物の売払収入などがございます。

19款繰入金は財政調整基金繰入金3,795万1,000円の追加で、今回の補正の財源調整でございます。

21款諸収入は472万5,000円の追加で、北坂門田山ノ下線道路新設改良工事に係る有明広域行政事務組合からの道路整備事業受託金でございます。これは、東部環境センター建設時に計画された玉名市と玉東町の搬入路整備で、これまで玉名市側は用地交渉が難航しておりましたが、本年度になり全ての地権者から同意が得られたため事業着手するものでございます。

22款市債は6,600万円の減額で、道路橋りょう整備事業債は北坂門田山ノ下線

道路新設改良工事に伴うもので3,110万円の追加、小学校施設整備事業債及び中学校施設整備事業債は校内通信ネットワーク整備工事の減額に伴うものなどでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス対策として、公立保育所、相談窓口、1次避難所等に非接触型体温計を配備する事業など3事業で、2,503万8,000円を計上しております。また、4月の職員の定期異動等に伴う職員給与の調整及び共済費の負担率変更などにより、人件費の総額として3,025万2,000円の減額を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行なっております。

2ページでございます。

主な内容でございますが、1款議会費は378万3,000円の減額、2款総務費は530万円の追加で、定期異動などに伴う職員給与等の調整、旧庁舎跡地周辺の急傾斜地崩壊危険区域の対策事業として行なう測量設計等1,700万7,000円を計上いたしております。

3款民生費は4,825万3,000円の追加で、玉名第1保育所解体工事の追加、介護保険事業会計繰出金の追加などでございます。

4款衛生費は366万3,000円の減額、6款農林水産業費は1億9,384万2,000円の追加で、農業者等が行なう機械・施設の導入等に対する産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加、畑作地域の生産向上支援として畑作構造転換事業補助金の追加などでございます。

7款商工費は790万7,000円の減額で、マイナポイント事業は、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とするもので、市内15か所の郵便局で、マイナンバーカードの申請支援及びマイキーIDの設定支援に必要となるタブレットパソコンの借上料などの追加でございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため市からの休館要請を受け、休館した大衆浴場玉の湯、草枕温泉てんすいほか5施設、ふるさとセンターY・BOXほか2施設の指定管理施設について、収入が見込めないため、管理運営に係る必要経費の指定管理料を追加するものなどでございます。

8款土木費は7,931万9,000円の追加で、東部環境センターへ接続する北坂門田山ノ下線道路新設改良工事に伴う測量設計及び用地購入費の追加、立願寺公園温泉井戸改修工事は足湯温泉の源泉掘削とポンプ設置を行なうものでございます。

9款消防費は607万1,000円の追加で、消防施設等整備補助金の追加で第8分団ポンプ格納庫建て替え及び第2分団格納庫兼詰所建て替えなどでございます。

10款教育費は2億9,044万7,000円の減額で、学校教育施設整備基金積立金は、旧小田小学校の土地・建物の売却分と令和2年3月に岱明中学校の教育振興のために寄附を頂きましたものを含め基金への積立てを行なうものです。また、校内通信ネッ

トワーク整備工事は、重複計上しておりました令和2年度当初予算計上分を全額減額するものでございます。

次に、第2表地方債補正につきましては、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業を追加し、道路橋りょう整備事業ほか2件の限度額を変更、小学校施設整備事業を廃止するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、3ページでございます。

議第47号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ411万5,000円を減額し、総額を91億4,916万円とするもので定期異動等に伴う職員給与等の調整及び国民健康保険事業納付金の減額などがございます。

次に、議第48号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,023万9,000円を追加し、総額を78億8,085万6,000円とするものでございます。

主な内容は、歳出の1款総務費は定期異動等に伴う職員給与等の調整による追加、7款諸支出金につきましては、令和元年度の介護給付費等の決定に伴います国、県及び支払基金への償還金でございます。

4ページでございます。

議第49号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,198万7,000円を減額し、総額を6,861万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第50号令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、30万3,000円を追加し、総額を7億6,872万3,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

議第51号令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、616万9,000円を追加し、総額を15億2,439万3,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整ござ

います。

第3条債務負担行為の補正につきましては、浄化センター等改築更新事業の期間及び限度額を設定するものでございます。

5ページでございます。

次に、議第52号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、2万1,000円を減額し、総額を3億9,833万円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整等でございます。

第3条の資本的支出の補正につきましては、2億6,560万円を追加し、総額を5億205万3,000円とするもので、横島町地区処理場機能強化工事を行なうものでございます。

第4条債務負担行為の補正につきましては、横島町地区処理場機能強化事業の期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条企業債につきましては、農業集落排水事業の限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

現在の出席議員は、先ほど出席の議員と入れかえを行ない、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第53号から議第64号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第53号玉名市消費生活安心条例の制定についてでございますが、これは、消費者

の権利の尊重及び自立支援その他の基本理念を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、市の責務、玉東町、南関町及び和水町との相互連携、訪問販売の制限など、市が実施する消費者施策に必要な事項について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第54号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市ふるさとセンターY・BOX等運営法人選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、令和4年度から民営化を予定しております玉名市ふるさとセンターY・BOXほか2施設の運営法人の選定について審査するための附属機関を設置し、所掌事項、事務の内容、委員の定数など必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、附則第2項におきまして、玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表にふるさとセンターY・BOX等運営法人選定委員会委員の職名及び報酬額を定めるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

議第55号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、事業用家屋を対象とする都市計画税の軽減措置に係る規定の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は一部を除き、公布の日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第56号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する国民健康保険税の減免の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、現行の減免規定の対象に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した納税義務者等を加えるため、所要の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある国民健康保険税について適用するもので

ございます。

8 ページをお願いいたします。

議第 57 号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、学童クラブに従事する放課後児童支援員の資格要件につきまして、中核市の長が行なう研修を修了した者までその対象を拡大するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

議第 58 号玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給を開始することに伴いまして、玉名市が行なう事務にその申請書の提出の受付を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

議第 59 号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が療養のため労務に服することができない場合において、傷病手当金の給付を受けることができるよう、所要の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

12 ページをお願いいたします。

議第 60 号玉名市九州新幹線漏水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、新たに農業用水施設を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、農業用水の枯渇又は減水の被害に対処するための農業用水施設といたしまして、石貫 4 区第 1 号配水池ほか 12 の施設を新たに追加しますとともに、規定の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第61号玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市勤労青少年ホームの設置目的を終えたため、条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年7月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第62号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止及び認定する路線は、玉名市と玉東町との境界にある北坂門田山ノ下線で、東部環境センター建設整備に伴う周辺地域の振興事業の一環として、搬入路を含めた周辺基幹整備として計画された道路でございます。

平成20年度に市道に認定し、道路整備を行なう計画でございましたが、事業費やルートを含めて再検討した結果、計画を見直し、別のルートを市道として認定するものでございます。また、今回新たに認定するもう一つの路線は、下前原地区と現在建設中の有明広域行政事務組合消防本部を結ぶ下前原消防本部線で、緊急車両が南部方面に出動する際の重要な機能を有する路線となるため、市道として認定するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第63号財産の取得についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、現在の基幹業務システムのサーバ機等機器類の耐用年数が経過することに伴い、当該機器類の更改を行ない、安定した行政サービスを提供するため、行政システム九州株式会社熊本支店から取得するものでございます。取得予定価格は、2,530万円でございます。

なお、現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきましたのちに、本契約の締結とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第64号財産の処分についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、小学校跡地施設活用事業に係る公募型プロポーザルにおいて選定された活用事業者に、小田小学校跡地を売却するものでございます。

処分する財産といたしましては、土地につきましては所在地が玉名市上小田字下座頭 830 番ほか 4 筆で、面積が 1 万 2 0 7 平方メートル、建物につきましては玉名市上小田字下座頭 830 番地に所在する管理・教室棟ほか 3 件、総面積 2,357 平方メートルの建物でございます。処分予定価格は 571 万 5,000 円、契約の相手方は特定非営利活動法人地域たすけあいの会でございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

21 ページから 25 ページまでをお願いいたします。

議第 65 号から議第 69 号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員 5 人の任期が本年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、現委員の荒川貴史氏の後任に阪口心志氏を、久保田廣己氏の後任に芦村伸也氏を、濱崎順子氏の後任に引き続き同氏を、寺岡和夫氏の後任に引き続き同氏を、笠哲郎氏の後任に引き続き同氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、5 件の人事案件につきましては、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第 6 報告（2 件）

○議長（中尾嘉男君） 日程第 6、「報告」を行ないます。

報告第 7 号令和元年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてほか 1 件の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） それでは報告案件 2 件につきまして御説明申し上げます。

議案集の 26 及び 27 ページをお願いします。

報告第 7 号令和元年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございますが、これは地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

令和 2 年度への繰越事業としまして、民生費において 1 件、農林水産業費において 4

件、商工費において1件、土木費において2件、教育費において1件の計9件の事業を繰り越したところでございます。

繰越総額は8億3,954万2,000円で、その財源内訳は一般財源3,298万4,000円、未収入特定財源のうち国庫支出金が2億8,666万3,000円、県支出金が8,609万5,000円、地方債が4億3,380万円でございます。

28ページをお願いいたします。

報告第8号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございます。これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

別冊の一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書を御覧ください。平成31年度事業報告書及び収支決算書の4ページをお願いいたします。

初めに平成31年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設等の管理運営を受託しました施設は、市民会館を始めとする6施設であります。それぞれの施設におきまして、多くの皆様に利用されているところでございます。

戻りまして2ページをお願いいたします。

文化振興事業では、6月に開催しました「玉名市民会館カラオケ祭たまなの紅白歌合戦」では、計80組が出場し、満席に近い762人の入場者で会場は大いに盛り上がりました。8月には、映画3作品を上映した「たまきな映画の集い」において487人の市民の方にお楽しみいただきました。また、12月には、ショパン国際ピアノコンクールで最優秀演奏賞を受賞するなど世界で活躍されている及川浩治氏を迎え、「及川浩治情熱ピアノリサイタル」を開催し、旧ホールで開催する最後の自主文化事業にふさわしいコンサートとなりました。このほか、玉名市、玉名市社会福祉協議会、自治振興公社の3者合同事業としまして、舞台「ペコロスの母に会いに行く 玉名公演」を開催しました。これは、認知症をテーマとした家族愛に満ちた物語であり、臨場感あふれる舞台で盛り上がったとともに、認知症への理解を深める事業となりました。

勤労福祉事業では、ヨガやフラダンスを始めとする10の定期講座のほか、洋菓子作りと浴衣着付けの2つの短期講座を含めた12の講座を実施しました。

次に5ページをお願いいたします。

平成31年度収支計算書でございます。経常収益は8,452万2,262円、経常費用は8,231万9,852円。なお、収支差額220万2,410円につきましては、当期一般正味財産として積み立てることといたします。

次に、令和2年度事業計画書及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。

令和2年度の主な事業計画でございますが、文化振興事業といたしましては、市民会館のこけら落としとして6月2日に熊本県出身の島津亜矢氏の公演を開催する予定でござ

ございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため公演を11月に延期したところでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、勤労福祉事業の勤労者体育センター事業におきましては、11月に「第12回健康親善ラージボール卓球大会」を計画しております。健康の維持や増進を目的に始めましたこの大会は、市民に喜ばれる大会となっております。

3ページをお願いいたします。

令和2年度収支予算でございますが、経常収益計は1億1,916万5,816円で、その内訳として、基本財産運用益が3,000円、事業収益として市から受託しております施設の管理料収入、受託収入及び利用料収入が7,775万5,816円、玉名市からの補助金収入として2,035万5,000円、雑収入として2,105万2,000円となっております。

続きまして、経常費用計は1億2,646万1,816円で、その内訳として、事業費が1億594万692円、管理費が2,052万1,124円となっております。当期経常増減額としましては、マイナス729万6,000円でございます。

以上が、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情の報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第7、「陳情の報告」を行ないます。

陳第1号種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件が今回、提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、陳情の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。議事の都合により、明2日から8日までの7日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、明2日から8日までの7日間、休会することに決定いたしました。

6月9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

なお、今期定例会での発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、30分といたします。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明2日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時15分 散会

第 2 号

6 月 9 日 (火)

令和2年第4回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和2年6月9日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
- 2 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 3 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 4 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
 - 1 市役所周辺の公共施設の駐車場について
 - (1) 旧市民会館解体後の状況について
 - (2) 周辺公共施設利用時の影響について
 - (3) 駐車場の増設について
 - 2 令和2年度当初予算の見直しと令和3年度の予算編成方針について
 - (1) 執行できない予算の概算見込みと組み替えについて
 - (2) 令和3年度予算編成の方針について
 - 3 玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略と玉名市人口ビジョンについて
 - (1) 関係人口の創出について
 - ア スポーツツーリズムの推進について
 - (2) 学校教育の充実について
 - ア 熊本市の「ほっとらいん」について
 - イ 9月入学について
 - (3) 移住、定住について
 - ア 関連する年間予算について
 - イ 職員採用条件について
 - (4) 玉名市の数値目標「10年後の人口6万人」を維持するための施策について
 - 4 境川の改修事業について

- 2 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
 - 1 区長の役割について
 - 2 農林水産業・商工業への新型コロナウイルスの影響について
 - (1) 市内事業者の状況について
 - (2) 市内事業者向け支援策について
 - (3) 新たな支援策としてプレミアム商品券の発券について
- 3 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
 - 1 市政運営について
 - (1) 小中学校再開に当たり、子どもたちの成長と学びを保障する教育委員会の方針を聞く
 - (2) 区長の行政協力業務の委託契約における諸問題について、対応や見解を聞く
- 4 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
 - 1 支援を要する子どもたちをめぐる諸問題について
 - (1) 現状について
 - (2) 福祉、教育、保健等における関係予算の増加額
 - (3) 現状の伸び率が同率で推移とした場合、10年後の支援関係予算はどの程度になると予測しているのか
 - (4) 義務教育期間に支援が必要とされた子どもたちのその後のフォローはできているのか
 - (5) 増加し続けていることに対して、どのように認識しているのか

散 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時01分 開議

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日の応招議員は20名全員であります。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地方自治法第113条の規定に基づく、定足数の原則に沿った議会運営を行ないます。

また、議場に入場していない議員については、別室にて視聴しておりますことを申し上げます。

現在の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

あわせて、感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

今期定例会も特別に金栗四三翁を起点とした地域振興を図るため、体力・気力・努力の金栗スピリッツを受け継ぎ、いだけんでの盛り上がりを創出させ、一過性とならないよう、玉名市の魅力を遺憾なくPRしてまいりたいと思います。議会と執行部が一体となって、さらなる機運の盛り上がりにつながるよう、一般質問の期間中金栗PRポロシャツを本会議の出席者全員で着用し、会議に臨むことといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会での、発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき30分といたします。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） おはようございます。3番、創政未来の吉田憲司です。

まず、議長をはじめとする議員の皆様、それから市長をはじめとする執行部の皆様、このような事態の中、一般質問という発言の機会を与您えていただきありがとうございました。

3月議会では急遽一般質問が中止となり、今議会も一般質問どころかという意見もあると思いますが、30分とはいえ、半年ぶりの貴重な時間を大切に使いたしたいと思います。

前の職場、消防職員は医療行為もできることから、医療従事者に含まれます。その彼

らは、医療機関よりも前に情報不足のまま現場へ出場し、リスクを冒しながら24時間体制で現場へ向かい医療機関へ搬送しています。全国の医療従事者、全国の消防職員に対し感謝を申し上げたいと思います。

さて、熊本地震のような自然災害や今回のようなパンデミックは突然起こります。そのときに国と地方の関係や法の支配にとらわれていては判断のタイミングを逃し、判断の有効性も失われます。私は熊本地震のときにそのことを痛感しました。助けを求める人の命、そして助けに入る自分の部下の命、そこには条例も規則もありません。ぎりぎりの判断でした。コロナが猛威を振るっているアメリカでは、人工呼吸器とそれを必要とする患者との最悪の割合は、30人に対し1台しかなかったという報告があります。これは命の選別が行なわれていた可能性があります。このようなことが起こる度に、藏原市長があいさつの中で言われたパラダイムシフト、これまでの価値観や考え方が一変し、そしてそれに伴う判断が求められ、その判断にはスピードも求められます。「スタバはないけど、砂場はある。」で有名な鳥取県の平井知事は先日、テレビでこう言われました。「鳥取県の感染者数はこれまで3名。なぜ、極端に少ないかという、厚生労働省の言うことを聞かなかった。」と言われ、国に逆らって、鳥取大学と協力し、2月の上旬から県独自の基準でPCR検査を実施したそうです。それには県民を守るという強い意志が伺えます。このことは、国や自治体、企業、そしてそこに暮らす人々がある意味試されているのではないのでしょうか。その旧態依然としたその状況を新たな発想で突破できるか。新たな一步を踏み出せるかが私たちには今、試されているような気がします。

感染症を封じ込めるためには、人の動きを制限する。しかし、そうすれば経済が疲弊し、日本経済が立ちゆかなくなる。ある意味矛盾した状況に難しい判断が迫られます。同じように一般質問すればコロナ対応で多忙な中、職員に負担をかけてしまう。一方、私たちは市民の負託を得て、行政のチェックと市民の声を届けるという使命があり、この二つの大きなはざまで何らかの方向性を出さなければならない、それが30分という今回の答えだったのでしょう。

それでは、半年ぶりになりますが、一般質問を始めたいと思います。

まず最初は、市役所周辺の公共施設の駐車場についてであります。現在はコロナの影響で自粛や中止、延期等で周辺の駐車場の混雑はそれほどでもありません。しかし、これまで市役所や周辺の公共施設での様々な会合、スポーツ、イベント等で周辺の駐車場が混雑していたことは皆さんも御存じのとおりです。そして新しい市民会館がオープンし、まもなく旧市民会館も解体をされ、整備が行なわれます。市役所、市民会館、福祉センター、勤労者体育センター、保健センター、博物館等々を利用するのに周辺の駐車場はどこでも使えるのか。例えば、福祉センターを利用する人が市民会館の駐車場に止

めることができるのか。どのような状況になるのかお伺いたします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。吉田議員の市役所周辺の公共施設の駐車場についての中の旧市民会館ホールの解体後の状況についての御質問にお答えします。

旧玉名市民会館解体及び跡地整備工事につきましては、既に本年度工事として契約を終え、現在解体工事に係る申請手続や仮設等の準備を進めているところでございます。工事につきましては、建物を解体して跡地を駐車場や広場として利用できるように整備を行ないますので、完了を本年12月末を目標に進めているところでございます。今回、旧ホール解体後の跡地を整備することにより約100台の駐車が可能となる計画でございます。

旧市民会館ホール跡地が駐車場として自由に利用できるのかについてでございますが、原則的にはそれぞれの建物の一部として駐車場を管理していますので、自由勝手に利用できるものではございませんが、公共施設が隣接していることをメリットとして捉え、周辺施設の管理者間で調整しながら、弾力的かつ効果的に利用していくことで計画しております。

新市民会館ホール裏の西側の駐車場についてでございますが、新市民会館ホールの利用がないときは、福祉センターに隣接した駐車場でございますので、福祉センターを利用されるお客様用駐車場として利用していただくようにしております。また、新市民会館ホールの利用があるときは、福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会とあらかじめ協議、調整しながら利用していくよう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

弾力的に、効果的にというお話がありました。市役所の職員の車だけでもその専用駐車場、それから本庁舎の南側に二、三十台、それから保健センターの南側に30台ぐら이가駐車をされています。このような状況で会合や健診、イベントなど、ダブルブッキング、トリプルブッキングになると、貸し出すときの、先ほどもありましたけども、利用時の日程や時間帯を調整するという影響が出てくると思います。その点をもう一度お伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 周辺公共施設利用時の影響についての御質問にお答えいたします。

市役所周辺には、市民会館をはじめ福祉センター、保健センター、歴史博物館、勤労者体育センター、シルバー人材センターの7施設がございますが、各々大規模なイベントや会議などを調整することなく実施することになれば、市役所周辺に1,000台を超える駐車場があったとしても不足してしまいます。これまでも市役所周辺の公共施設の駐車場の利用につきましては、各施設の管理者間で不定期ではありますが、その都度協議をしながら駐車場の運用を図ってまいりましたので、新ホールの完成を契機に、今後は定期的に各施設の管理者間で協議していくよう予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

今、不足してしまうということがありました。皆様御存じのとおり島津亜矢さんのコンサートが11月24日の火曜日に延期になりました。この火曜日というのは3連休明けの平日です。その日も様々な施設との調整が必要だろうと思います。しかし、本来は好きなときに使えるというのがベストだと思います。まさにこのようなことがおこってくるので、全ての施設をいつでも使えるようにするには、やっぱり多少の駐車スペースの増設が必要になってくると、私は思います。

以前、新市民会館建設の議論のときに、保健センターの南側の田んぼを購入してはどうかという議論があったと思います。財政的に厳しいと思うので進んではないようですが、その経過をお伺いします。あわせて、市民会館の建設中に庁舎南側の調整池の中に車が駐車をされておりました。これは多分工事関係者だと思っんですけども、これも有効活用できれば、ずいぶん改善すると思います。しかし、あくまでもこれは調整池ですので、法的に可能なのか。あるいは新しい手続や改良等が必要なのか、併せてお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 駐車場の増設についての御質問にお答えいたします。

まず、玉名市保健センターの用地拡張についての御質問でございますが、2年半ほど前の話になりますけれども、平成29年12月に開催しました市議会全員協議会におきまして新市民会館建設後の周辺公共施設一帯の駐車場の在り方の検討状況について御説明をする中で、保健センターが乳幼児健診など実施する際に敷地が手狭であることから、隣接する南側の用地を買収して駐車場を拡張することで、保健センターの利便性がよくなり、さらに市民会館や歴史博物館など、周辺施設でも有効的な駐車場を活用できる旨を管財課から説明した経緯がございます。

現在までの状況でございますが、地権者の了承を得て、用地の不動産鑑定を行ないましたが、買収の同意を得ることができず用地取得までは至っていない状況でございます。

次に、市役所南側の調整池に関することについてでございますが、まず調整池を駐車場として新市民会館ホールの建設に係る施工業者の車8台に限定し駐車を許可いたしましたのは、工事現場の周辺に駐車場を確保することができず、急な雨の場合もすぐに移動することが可能であったことから、一時的に対応したものでございます。

次に、調整池を駐車場として利用する場合の法的な取扱いがあるのか。また、一部改良を施せば駐車場として利用が可能なのかという趣旨の御質問でございますが、まず、法的な取扱いにつきましては、一旦許可をいただいた調整池をそのままの状態でも有効活用の観点で、駐車場として利用することに対してましては、特に法的に制限を加えるものは承知しておりません。しかしながら、本市のようなオープン型の調整池を駐車場として利用するような事例の中で、急激な降雨により駐車中の自動車が水没し、責任問題へつながるようなトラブルがあるように伺っております。

次に、法的に問題がなければ調整池を一部改良して利用できないかについてでございますが、調整池は開発面積に応じた容積を確保することで許可をいただいております。改良の方法が容積を減少させるようなものであれば、当然ながらその基準を満たすため別の費用が必要となってまいりますし、開発許可の変更手続も必要になってくるところでございます。

市役所周辺の駐車場の確保が慢性的に困難となることを想定して、調整池を駐車場として活用するために検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

せっかく造ったたくさんの公共施設を日程調整で使えないということは、やっぱりおかしいかなというふうに思います。また、市は貸し出すことによって利益を得なければなりません。そういう観点からもそういうことを私が申し上げたわけです。

とりあえず、熊本弁で言うと「さしより」11月の島津亜矢さんのコンサートのときは、職員とか、それから私たちも努めてノーマイカーデーにしなければならないというふうに思っています。

では、次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次は、令和2年度当初予算の見直しと令和3年度の予算編成方針について伺います。

このコロナの影響を受けて、令和2年度の当初予算は、今回の補正もありますが大幅な見直しをせざるを得ない状況となりました。市長の開会日のあいさつでも言われましたとおり、予定されていたたくさんのイベント、様々な事業が中止に追い込まれ執行さ

れない状況になっています。主な予算を見てみますと、県民体育祭は1,150万円、オリンピックのキャンプ3,200万円、花火大会600万円、それから岱明、横島、天水の夏まつりが合計で500万円、あとは熊本県消防操法大会、聖火リレー、玉名市民音楽祭など、ほかにもたくさんあります。予算が執行できなくなったもの、いわゆる不用額を早急に洗い出しを行なっていると市長はお話をされましたが、現時点の概算で結構ですので、幾らぐらいになっているのかお伺いします。あわせて、その不用額は当然どこかの段階で予算の組替えをして、待ったなしのコロナ対策に備えて充当される予定だとは思いますが、これも現時点でどういったものに充当していくのか、方針が決まっていればお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。吉田議員の令和2年度当初予算の見直しと令和3年度の予算編成方針についてお答えいたします。

まず、執行できない予算の概算見込みと組替えについてでございますが、令和2年度に開催予定で、令和2年5月末までに行事等の中止が決定しているものは、5月30日に予定をいたしておりました玉名市民会館落成式をはじめ、イベントでは玉名納涼花火大会やオリンピックキャンプ誘致など13の事業で、事業費といたしましては約8,200万円でございます。

この中止の事業につきましては、今会期中に追加提案予定の補正予算にて減額を行なうとともに、減額により生じた財源につきましては、コロナ感染症対策経費などに充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

8,200万円、これはコロナ対策に全部使っていくということだったと思います。

では次は、来年度、令和3年度の予算編成の方針について伺います。

今回のコロナによって市税の大幅な減収が見込まれます。また、それに反比例して生活保護などの扶助費は増加をすることが予想されます。厚生労働省によりますと生活保護の申請は今後夏以降にさらに増加すると見込まれています。また、自粛生活の影響で高齢者の身体活動量が激減し、体力が低下しています。また、認知症の症状が悪化したという報告もあり、介護認定の悪化が懸念をされ、介護費の増加が見込まれます。そして子どもたちや学校教育についても、今回のパラダイムシフトをふまえ、予算の増額が図られ、未来への投資をされると、私は推察をしています。また、国会においては今週にも第二次補正予算が成立する見通しです。前回の一次補正は25兆円、今回が32兆

円、財源は国債を追加発行してすべて借金です。その結果、国家予算の歳入の56%が借金という異常事態で、リーマンショックのときの52%を越えました。来年度以降国も相当財政規律が厳しくなり、補助金等の財布のひもも堅くなると思われます。このコロナの状況は一気に終息はしないと思います。来年度も厳しい状況は続きます。藏原市長は開会日のあいさつの中で、「新しい」という言葉を合計で11回使われました。また、「新常識」という言葉を2回、「新システム」という言葉を1回使われました。私はそれを聞いて来年度の予算編成は藏原市長自身のパラダイムシフトにより、新しい新常識の予算編成になると思っていますし、また、そうしなければならないと思います。この部分については少し我慢というか、縮小、見直しをする部分、逆にこの部分は強化をしなければならない、そういった優先順位をふまえ、来年度の予算編成をするに当たって、市長のパラダイムシフト、新しい行政運営に沿った方針、思いがあればお伺いをします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 令和3年度の予算編成の方針を中心にお答えさせていただきます。

当初予算編成方針につきましては、例年8月下旬に総務省が公表をする地方財政収支の仮試算、いわゆる地方財政計画と本市が実施計画等をふまえて10月中旬に職員へ通達しているところでございます。新型コロナ禍による来年度の財政への影響については、大変深刻なものになると予想されますが、本年度もまだ2か月を経過したところでございますので、令和3年度の予算編成方針につきましては、現時点ではお答えできないところでございます。しかしながら、これまで当たり前に実施していた事業が、今回のコロナの影響で中止したことでどのような影響があったのか、検証してしっかりと見直す絶好の機会であるというふうに思います。

コロナの影響でどうしてもできなかったけれども、よく考えてみると本当に必要な事業だったのかというものも出てくるというふうに思われます。それぞれのイベント、事業、施設の管理運営など、本当に必要かどうかそこをしっかりと検討して、来年度の予算編成につなげてまいりたいというふうに考えておりますし、その見極めをするために、この数か月間が非常に重要な時期になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

やっぱりいい機会です。やっぱり今言われましたとおり、いろんな意味で精査をしていただきたいと思います。

これちょっと私の勝手な提案なんですけど、例えば、5Gを見据えたばりばりのインターネット環境を持った学校施設を作るために学校規模配置適正化基本計画を見直すと

か、企業は原点回帰ではありませんが、生産拠点である工場などを国外から国内へ戻す動きが見られます。あるいはインターネット環境さえあれば、どこでも仕事ができる業種、企業のニーズがたくさんあることが今回分かりました。

そこでコワーキングスペース、いわゆるシェアオフィスを整備して企業誘致をすることで、いろいろ想定はされると思います。その代わり当然何かを我慢しなければなりません。市長が言われたとおり、もうコロナの前には戻れません。であるならば、自治体もゼロベースで予算を精査し、限られた予算の中、新しい価値観で、新しい行政運営をするための予算編成にしていきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番(吉田憲司君) 次は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンについて伺います。

これも予算と大きく関わってきますが、この総合戦略は今年の3月に、人口ビジョンは今年の1月に新しく改訂されました。ここにあります。

[玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略と玉名市人口ビジョンを示す]

○3番(吉田憲司君) まち・ひと・しごと。それからこれは人口ビジョンですね。

しかし、これも先ほどの予算と同じで、コロナ後としてはどうなのか。また、コロナとは関係なく達成のために推し進めるのか検討をしなければなりません。

では、まず22ページから24ページに記載されています関係人口の創出、スポーツツーリズムの推進について伺いをします。ここに玉名市ならではの自然環境や地域資源を生かしたスポーツツーリズムを推進すると記載をされています。しかし、もう具体的な一つの答えは出ていると思います。市長もいだけんを一過性に終わらせてはいけないと常々言われています。そして金哲彦さんから貴重なアドバイスもいただきました。新玉名駅にランニングステーションを作って、金栗先生のお墓までジョギングコースを整備して、距離表示、コース表示をというお話があつて、さらには金さんの呼びかけでマラニックで実際走りました。しかし、金さんからいただいたアドバイスは当初予算には見当たりません。これは絵に描いた餅なのか。それともほかに何か具体的な検討されているのか伺いをします。

○議長(中尾嘉男君) 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長(西村則義君) おはようございます。吉田議員のスポーツツーリズムの推進についてお答えいたします。

昨年的一般質問でも答弁を行ないましたけれども、ランステーションやコースの整備、キロ表示等につきましては、具体的な案を金哲彦氏よりプロデュースいただいております。

すので、今年度整備を行なっていく予定でございます。

まず、予算化されておりますマラニック推奨コース図の案内板を作成し、新玉名駅前に設置する予定でございます。また、コース上の案内板、キロ表示等についてでございますけれども、コース上を案内する標識の設置場所については、設置できる箇所とできない箇所の表示方法を検討しているところでございます。標識の設置が困難と思われる箇所につきましては、歩道に直接足袋等の絵をペイントし、案内できないかの検討を行なっているところでございます。

今後は、関係各課、関係団体とも協力しながらマラニックによる金栗先生ゆかりのPRを行ないながら、玉名市全体のPRにつなげ、新型コロナ終息後の誘客にプラスになると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

案内板は設置は進めるということでした。きょうも43番皆さん着ておりますけども、やっぱり金栗先生はパラダイムシフトにははいけません。言われましたとおりの誘客につながるような努力をお願いしたいというふうに思います。

2番目は30ページにあります学校教育の充実についてであります。今回のコロナで学校環境も激変しました。学校はオンライン、職場はテレワーク、教育の現場でもインターネットは必要不可欠なものになりました。文科省もようやくタブレットを一人に1台の予算措置を決めましたが、既に配備してある自治体では4月から普通にオンライン授業が始まって、しかも自宅ですけど、制服に着替えてオンライン授業をやっているところもありました。

話を戻しますが、この30ページに学校は楽しいですかという問いに、楽しいと答えた児童生徒は93.5%。逆にいうと6.5%は楽しくないということです。先日新しい玉名の教育プランをいただきました。この29ページに児童生徒に対し、毎月アンケートを実施し、声を上げやすい体制づくりと早期発見に努めてまいりますとあります。アンケートについては、ちょうど1年前の6月議会で私、一般質問をさせていただきました。平常時でも子どもたちの悩みはつきません。そして今回、長期に及んだ休校、子どもたちの心の中は計り知れません。そして近年、熊本県内の中学生、高校生の自殺が相次いでいます。今年の2月女子中学生、昨年10月男子中学生、2年前の5月女子高校生、とても悲しいことです。今回の休校中、熊本市の慈恵病院は10代の妊娠相談が4月だけで過去最多の75件に上ったと発表しました。年齢を伏せている子どももいるのでさらに多いと推測されます。1年前、心のアンケートの答弁では、中学生の50%、小学生の20%がスマホを持っている。また、いじめられた児童生徒のうち30%は誰

にも相談していないという答弁もありました。

こういう状況があって、紙ベースのアンケートでは見えない、届かないSOSを見逃さないために、熊本市教育委員会は、LINEで悩みを受け止めています。学校に行かなくても先生と面と向かわなくても自分の気持ちを素直に伝えることができるシステムです。

先週、私は熊本市の担当者に電話でお尋ねをしました。コロナで休校中には1日平均40件の相談があって、相談内容が交友関係、いじめ、恋愛、進路、それからこれはアンケートでは絶対出てこない教職員との関係というのもあったそうです。そしてその相談相手はカウンセラーと教員志望の大学生がチームになって対応しているそうです。子どもたちに近い大学生が入ることで、同じ目線で相談ができているそうです。また、熊本市はこれらの相談の呼びかけを教育長も市長も自身のツイッターで発信をし、相談を呼びかけられています。ただ、このやり方がすべていいのかどうか分かりません。しかし、少なくとも紙ベースのアンケートだけでは把握できない、数字には出てこないリアルな実態をつかみやすいのではないかと思います。

このような熊本市のようなLINEによる取組について、どのように評価をされ、また、検討されるお考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 熊本市のホットラインについての御質問にお答えいたします。

熊本市では臨時休校中の児童生徒を対象とした心のケア相談事業ホットラインを開発しています。事業の内容としましては、スマートフォンのアプリLINEを利用し、児童生徒が抱えている不安や悩みを大学生もしくは専門心理カウンセラーのどちらかに相談し、不安や悩みの軽減を図るという事業です。

本事業は休校中の心のケアのための相談方法として、児童生徒にとって身近なツールであるLINEを利用することで、通常の対面による相談よりもより簡易な方法で相談ができるところによさがあると考えます。また、児童生徒に年齢が近い大学生が相談相手であることは、大人よりも比較的相談しやすく、本音が出やすいと考えます。心理カウンセラーによる専門的な知見からのアドバイス等も児童生徒の不安や悩みの軽減を図る上でとても有効であると考えます。

玉名市では、本年度も教育相談員を2名配置し、要請のあった学校へ訪問して児童生徒の心のケアに努めております。また、毎月第3日曜日には、玉名市文化センターにて児童生徒及び保護者を対象とした相談活動を実施しております。さらに玉名市教育支援センタータマにゃん教室を開設し、2名の常駐する相談員が登校したくても登校できずにいる児童生徒に対し、長期的には学校へ復帰できることを目指した相談活動を行っております。

しかし、大学生や児童生徒にとっての身近なツールであるSNSを活用した相談活動は行なっておりません。相談員として大学生を活用することに関しましては、相談者の個人情報等の保護の関係上、活用することは難しいと考えております。ただ、SNSの持つ利便性については、児童生徒が気軽に相談できる観点からも有効であると考えております。そこでSNSを活用したことで、出てきた具体的な成果や課題等も含めて、事業内容について熊本市のほうに確認し、今後の導入について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

時間がなくなってきましたので、次にいきます。

9月入学の件をちょっと教育長と市長にお伺いをします。9月入学は総理は断念をされ見送りとなりました。ただ、私意外と思ったのが全国の6割の知事さんが賛成をされています。そして全国知事会は今後も9月入学の検討を継続するように国に求めています。私はどちらかというところ慎重派なほうです。お二人の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの吉田憲司議員の9月入学についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校のため、令和2年度の4月、5月の約2か月間実施できなかった学習の遅れを補うことができることが考えられます。また、日本の学校制度の国際化という観点からも9月入学に移行する一つの機会でもあると考えております。しかし政府は9月入学の導入を当面見送る方針を決めておりますが、今後検討していくことは意義があるものと考えております。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 私のほうから9月入学について考えを述べさせていただきます。

4月入学から9月入学への移行が議論されていることにつきましては、私は好意的に受け止めております。日本におきまして4月入学がスタンダードとなっておりまして、桜が咲く季節は新たなステージへと一步を踏み出す時期として定着しておりますけれども、国際社会では、欧米諸国をはじめ多くの国で9月入学が採用されております。国際化が進み、グローバル人材の育成が求められている中、この入学時期の違いから半年間のタイムラグが生じ、留学を希望する学生にとってはそのことが留学の壁となり、留学を断念するケースがあるという指摘もございます。グローバルスタンダードである9月

入学へと移行することによって、海外留学や外国人留学生の受入れが進むなど、人的な国際交流が盛んとなり、グローバル人材の育成へつながるとともに、制度的に海外との行き来が容易になることは、世界での活躍を夢見る子どもたちにとってその可能性を広げることにもつながるのではないかと考える次第です。

また、日本社会において4月は年度替わりでありまして、なにかと落ちつかない時期でもあります。学生の社会への巣立ちというものを考えますと、そのようなせわしい時期ではなく、社会が落ち着くころの8月に卒業し、9月に新社会人としてのスタートを切るということのほうがよりスムーズな新たな環境へ入っていけるのではないかとこのように考えますし、受け入れる側としても余裕を持って受け入れることができるのではないかとこのように考えております。

加えて、今年度は新型コロナウイルスの影響によりまして、全国の学校で約2か月間の休校を余儀なくされました。この期間の学習の遅れを考えたとき、来年度から9月入学を導入し、今年度に限っては、今年度に限って来年8月まで1年と半年の期間の中でカリキュラムに取り組むことで、新型コロナウイルスの影響による学習の遅れを時間をかけてカバーできて、地域間の対応のばらつきにつきましても解消できるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上のような点から、私は9月入学への移行につきましては、好意的な印象を持っておりますけれども、この9月入学への移行は大幅な学校スケジュールの変更や待機児童の一時的な増加の懸念、また、移行期の家庭の経済負担など、多くの解決すべき事柄があることも理解をしております。先日政府は時間をかけた議論が必要としまして、来年度の9月入学の導入を見送りましたが、今後も議論は重ねられていくのではないかとこのように思いますし、しっかりと国の動向を注視してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

確か蒲島知事も賛成派だったと思うんですね。

次は、移住、定住について伺います。まず、毎年度移住、定住の関連予算、これは幾らぐらいになっているのかお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 移住、定住に関連する年間予算についての御質問にお答えいたします。

若年層の大都市圏への流出や少子高齢化進展の社会現象の中、玉名市では玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき人口減少に歯止めをかけ地域の活力と維持を図ることで、市民が住み続けたいと思われ続けるようなまちづくりを目指し、事業を展

開しているところでございます。

そのひとつであります移住、定住に関する事業内容について御説明いたします。

まず、主な事業としまして、市外から本市に転入する方に対し、住宅の取得、住宅のリフォーム、空き家の取得、新幹線を利用した通勤に要する費用の一部を補助する定住促進補助事業を平成23年度から行なっており、令和元年度までに1,242名の転入がっております。また、婚姻に伴う新生活に係る支援事業を平成28年度から始め、令和元年度までに27件の利用があつているところでございます。そのほか東京及び福岡で開催される熊本県主催の移住、定住大相談会へ参加するなど、主要都市部へのPR事業にも力を入れているところでございます。

次に、年度ごとの定住促進事業費でございますが、平成30年度は総額約4,950万円で、そのうち定住促進補助事業費が約4,690万円、新婚新生活支援事業費約145万円、移住、定住相談会参加事業費約43万円を執行しております。令和元年度は総額約4,920万円で、そのうち定住促進補助事業費が約4,740万円、新婚新生活支援事業費約70万円、移住、定住相談会参加事業費約40万円を執行しております。本年度の予算は総額約5,420万円を計上しており、移住、定住促進のため有効に執行してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） ありがとうございます。

5,000万円前後ということでした。そこでこういうのはどうでしょうか。これ移住、定住の施策ではないかもしれませんが、市役所の職員の採用のときに、昨年度、今年度ですか、20人以上採用しましたけれども、もちろん市外からも受験ができますが、採用されたら原則、原則ですね、玉名市内に住むというのを採用条件の中に入れるのはどうでしょうか。これを言うとまたいろいろ反発があるかもしれません。そして条例や規則、様々な家庭の事情があることも理解できます。しかし、それを承知の上でお聞きをしますので、御見解をお伺いします。また、合わせて現在職員530名ぐらいおられると思いますが、市外に居住し通勤されている方は何割ぐらいおられるのかお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の職員採用条件についてお答えをいたします。

まず、玉名市職員で玉名市外から通勤している職員の割合のほうから申し上げさせていただきますと、会計年度任用職員を除き、特別職、再任用職員を含めた職員を調べましたところ約15%の職員が玉名市外から通勤をいたしております。

続きまして、職員の採用条件に玉名市に居住することを追加して募集するということ

は、地方公務員法第13条に平等取扱いの原則がございます。そして第15条には職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいて行なわなければならないと定めてあり、居住地を条件付けての採用は難しいと考えます。ただし、市職員が玉名市内に居住することは吉田議員がおっしゃるような人口増加の手段としても、また、災害時などの緊急出動や玉名市での生活を実感するためにも必要なことと考えております。採用試験の面接時や研修等の際には、玉名市に住んでほしいという話をしているところでございますし、個々に事情があるため強制は当然できませんけれども、引き続き、そのような働きかけを積極的に行なってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

働きかけよろしく申し上げます。やはり市町村職員は、その地域の風土、習慣、地域性、そこに住んでおられる市民の息づかいを感じながら玉名市の未来に向かってどのような施策を企画立案し、それをどう実行していくかを考えるのが市職員の大切な仕事であらうと思います。

昨日、熊本県の副知事を辞任された小野前副知事は、最後まで高瀬絞りのマスクをはめていただきましたけども、副知事時代に熊本県南の振興を探るために自分自身が3年近く実際に八代市に住まわれて、そこで感じたことを県の仕事に生かしてきたという趣旨の発言を記者会見で行なわれていました。行ったことがない地区がある、知らない地名がある、それでは的確な行政運営はできないと思います。このように私も含めて、まだ玉名市の知らないことがたくさんあると思います。今、子どもたちも玉名学を勉強していますけども、私たち地域に根ざした玉名学を勉強しながら考えていかななくてはならないと思います。

先ほどの働きかけ、よろしく申し上げます。では、次の質問に入ります。

次は、10年後の玉名市の人口6万人を維持するための施策についてであります。この総合戦略の大きな数値目標として6ページに令和12年10年後玉名市の人口6万人維持と書いてあります。しかし、人口ビジョンの13ページを見ると、10年後の玉名市の人口を国は5万7,000人と推計しています。しかし、国の推計も昨年の出生数から人口減少のスピードが加速をしており2年早く進行していると発表しました。玉名市の5月末の人口が6万5,761人で、減少のスピードは加速しており、6万人の維持はこのままいけば極めて楽観的と言わざるを得ません。やはりそういう目標を設定するのであれば、特にコロナの後は、先ほどの予算のところでもありましたが昔の価値観にとらわれることなく、革命的な変化に沿った大胆で、斬新なことをしていかないと聞

違いなく周回遅れになってしまいます。しかし、ピンチはチャンスです。ただ、そのチャンスに気づかないと元も子もありません。どういった手段で、どういった施策で10年後に6万人を維持できると想定されているのかお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 玉名市の数値目標「10年後の人口6万人」を維持するための施策についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成27年度に策定しました第1期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が昨年度末で終了し、引き続き本年度から令和6年度までの5カ年間で取り組む第2期の総合戦略を策定いたしました。

この第2期の総合戦略では、10年後の本市の人口の数値目標を6万人の維持として、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、27の施策に取り組むこととしております。

そこで10年後の人口6万人を維持するための2つの条件として、1つ目が現状の玉名市の合計特殊出生率1.62を10年後に1.77まで上昇させること。2つ目が、平成30年現在で、149人の転出超過であったものを転入と転出の差をなくして、社会増減を均衡させることと設定しております。議員御質問の人口6万人を維持するための施策としては、この2つの条件を満たす施策に特に力を入れ取り組むこととしております。一例を申し上げますと、合計特殊出生率を上昇させるために、一般不妊治療に係る助成事業の推進や中学校修了前までの子ども医療費助成の継続、社会増減を均衡させるため、転入促進の施策として移住相談会の実施や定住促進補助事業を行ない、また、転出抑制の施策につきましては、就職を希望する高校生に対する地元就職支援事業を実施し、地元定着を支援する取組を行ないます。ほかにも、人を呼び込む施策として、産業用地開発支援事業及び新玉名駅周辺整備事業を着実に進めることで、新たな雇用の場の創出や良質な住宅地の供給、商業施設等の誘致を図り、定住人口の増加を加速させたいと考えています。また、国から今回のコロナウイルスで新しい生活様式の一つに、テレワークやオンライン会議といった働き方の新しいスタイルが示されています。本市としても、市内全域で光インターネットサービスが利用できることを強みとして、多様な働き方やコミュニケーションを活性化する場として共同で仕事ができるコワーキング施設の誘致など、そのほかの事業についても積極的に取り組むことで、10年後の玉名市の人口6万人維持の目標を達成したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

今、部長の答弁の中にもあったんですけど、人口ビジョンの5ページに玉名市の転入

転出の人数を示す図が載っています。2018年の1年間に玉名市から荒尾市に出た人134人、逆に荒尾市から来た人が117人、熊本市へ出た人498人、逆に熊本市から来た人382人、長洲町へ出た人97人、逆に長洲町から来た人が92人、それから玉東町へ出た人は44人、逆に玉東町から来た人は書いてありません。1年間で玉名市から玉東町に44人も移住されています。玉名市と玉東町、和水町、南関町の1市3町は御存じのとおり定住自立圏共生ビジョンの事業を一体となってやっています。しかし、実際はパイの取り合いになっています。以前、北本議員と吉田真樹子議員の一般質問で、玉東町のオレンジタウンの中にある公園が町外からの子どもでにぎわっているとお話がありました。玉東町も全体的な人口は微減です。しかし、ファミリー層は着実に増加をしています。玉名市から出て行かれた44名もファミリー層でしょう。4人家族とすれば実に11組の家族となります。それもたったの1年間です。玉名市の人口減少は、少子化による減少に加え、近隣の市や町から吸い取られていることがこの玉名市人口ビジョンを見ると分かります。玉名市にはそんなに魅力がないのでしょうか。私はそうではないと思います。潜在的な魅力はたくさんあるけれど、それを引き出し切れていないのではないのでしょうか。

私たち会派、創政未来は、2月香川県に視察研修に伺いました。香川県はうどん県だと思っていましたら今は子育て県と言われているそうです。そこでもいろいろな施策が行なわれていました。また、荒尾市はファミリー層を呼び込む施策として就職氷河期世代の30代、40代の職員を採用したり、今回のコロナで失業した人を市の会計年度任用職員として16名採用されます。玉東町はオレンジタウン、サクラタウン、シルクタウン、そして今度は12階建てのマンションです。このように玉名市が10年後も6万人を本当に維持したいのであれば、費用対効果を十分見極め本腰を入れなければなりません。ピンチはチャンスです。コロナがあった今こそ、もう昔のこと、過去を振り返ることなく、新しい行政運営に真剣に向き合う必要があると思います。そうしないと、10年後は笑顔どころか、寂しいものになるかもしれません。そのことを指摘して最後の質問に入ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番(吉田憲司君) 最後は、境川の改修についてであります。

これは質問というよりは、再度市長へのお願いであります。これは2年前も同じ質問をしましたが、ここ最近、築山小学校周辺の住宅の建設ラッシュが本当に半端ないんです。築山小学校から下流へ右岸も左岸もすごい勢いです。それに加えて、それ以上のすごいスピードで建設ラッシュが続いているのが糠峯団地の西側です。竹山を伐採し、本当数か月の間に30軒ぐらいいは建っているのではないのでしょうか。あの辺の水は全て境川に流れ込みます。この状況で豪雨となればどうなるのでしょうか。想像もつきません。

県の担当であるループ橋付近の工事は、まだ数年かかると前回の答弁で伺いました。しかし、これはもう猶予がありません。どうか、市長のほうから、また、期成会の会長という立場からも県に再度強く働きかけをお願いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 吉田憲司議員のただいまの境川の改修事業につきましての御質問でありますけれども、平成30年9月議会で一度お答えをいたしておりますが、今回改めてお答えをさせていただきます。

まず、境川河川改修事業は、洪水等による災害発生等の防止を図り、流域の治水安全度を向上させるために行なうものであります。区間については、県の管理である県道長洲玉名線に架かる境橋上流から市道に架かる南大門橋までと、市の管理である南大門橋上流から山田橋までになっております。この事業は、平成20年度より下流側の熊本県から着手しており、現在は屈曲した河川を直線的に連結する重要な区間に取り組んでおられます。

しかしながら、議員申されますとおり、近年上流域の宅地開発が急速に進み洪水などの災害が発生した際の被害の大きさが高まり非常に心配しているところであります。そこで早期整備の働きかけについてですが、これまで熊本県に対し、この事業の最大の課題であるJR橋の早期着手を再三にわたってお願いをしてきたところでありまして、昨年度より設計業務に取り組んでいただいているところであります。また、河川の断面を阻害する土砂の撤去も一部ではありますが、取り除いていただきました。今後につきましても境川改修事業促進期成会長として、そしてまた、玉名市長としても引き続きさらなる働きかけを行なってまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁ありがとうございます。

本当によろしく願いしておきます。

私、今日30分ということで、大分間引いて質問しましたら2分残ってしまいました。それで、1つは市長にMICAさんのCD、歌。非常にいいです。感動しています。前のがだめだったんじゃないかと、MICAさんが歌うと玉名市のこの風景が出てきますよね。もう本当、MICAさんに歌ってもらってより玉名市のなんかこの風景が与えられるような歌になっているというふうに思います。よかったら市役所の電話の保留音とかにすれば、クレームの電話も少しは落ち着くんじゃないかなというふうに思ったりもします。検討をしてみてください。非常に私、もういいです。やっぱりこの辺の校歌も全部そうですけど、菊池川とか小岱山とか、有明海全部出てきますけど、MICAさんが

歌われると本当にすごい情景が浮かんできます。

それからあと1分あります。私たち会派、創政未来はこの緊急事態宣言中もこのようにテレワークで会派の会議をしたというのをちょっと言いたかっただけです。

すみません。ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、吉田憲司君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

12番 西川裕文君。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） おはようございます。本日、一般質問2番目になります。12番新生クラブ、西川裕文です。

傍聴席の皆様、また、インターネットで御覧の皆様ありがとうございます。当初、議長のあいさつにもありましたように、新型コロナウイルスの影響で3月定例会の一般質問は中止になりましたし、また、本日は5月の臨時議会と同様に議員間、空間のスペースの関係によってA、B2班に分かれ、議員の出席で行なっております。定足数以上の12名の出席となっており、職員の方々も2班となっております。ちなみに採決のほうは全員の出席ということで、6月の議会のほうもよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問いたします。

まず、区長の役割について質問をいたします。今まで各区長の皆様方には、嘱託員としての委嘱を行ない、行政と地域住民の方々との橋渡し役として活動をしていただいております。しかし、本年度から嘱託員制度が廃止となりました。まず、なぜ今までの制度が廃止となったのか伺います。それから制度廃止によって、区長様方の権限や責任の違いが発生するかどうか伺います。

嘱託員さんは非常勤職員でありましたけれども、それがなくなって職員じゃなくて、一般の方としての区長さんとなります。区長として地域の橋渡しが、権限が弱くなるんじゃないかというふうな気がしますが、そういうことはないのか伺います。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 西川議員の御質問にお答えいたします。

まず、変更する理由でございますけれども、これまで地方公務員法の規定によりまして、区長様を特別職非常勤職員である嘱託員として委嘱をし、行政と地域住民の橋渡し

役を担っていただいております。しかしながら法律の改正によりまして特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され、嘱託員として任用できなくなりますことから、令和2年度から契約により区長様へ直接業務を委託し、引き続きこれまで同様の業務を行なっていただくこととしております。

次に、変更される内容でございますが、業務の内容、報酬額等、そのほとんどがこれまでどおりでございます。変更点といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、特別職非常勤職員としての身分がなくなることに加えまして、業務のお願いの仕方が嘱託員として委嘱する方法から1年間を契約期間とする区長様個人への委託契約と変更されることのみでございます。なお、委託いたします業務といたしましては、広報の配布、行政区住民の把握、選挙事務の補助など、廃止された嘱託員設置条例に取扱事務として規定してございましたこれまで同様、9つの事務でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの部長のほうからの答弁ありましたけれども、法改正で内容が厳しくなったということで、嘱託員制度がなくなり契約というところになったということで、ほとんどの内容的なものは変わらないということでございまして、ちょっと安心しました。

再質問になりますけれども、6月の広報たまながちょうど回ってきましたけれども、例年だったら毎年6月の広報たまには区長様方の地区ごとの名前が載せてありましたけれども、今回の場合は行政活動、区長の仕事についての内容はありましたけれども、区長様方の名前のほうは載せてございませんでした。258行政区の区長様方の名前が載せてなかった、これはどうしてなのか。区長さんたち身近なところは分かりますけれども、そういうところが判断が分からないと変わられた方々も含めて、今回載せてなかったのはどういう原因かということの再質問をいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、昨年度までは区長様が市の職員という身分を有しておられましたことから、広報たまにその一覧として掲載をしていたところでございます。名簿をですね。しかしながら、今年度から市の職員という身分がなくなりましたことから、個人情報保護の観点から、広報たまへの掲載を取りやめたところでございますが、今後区長様方とも相談させていただきながら、この名簿掲載については検討していきたい。やはり地域の方というのは、知りたいというふうなこともおっしゃっている方もいらっしゃると思いますので、検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

今、答弁ありましたように、ぜひ、区長様方と話をさせていただいて、できれば載せていただくように図っていただきたいというふうに思います。

今、ありましたように、嘱託員制度につきましては法律改正のために任用条件が厳格化されたということで廃止になったということで、今後は直接区長様との業務委託ということで、内容的には今までどおりの業務ということで安心しましたけれども、地域コミュニティー、また、地域防災の柱となられておる区長様たちでありまして、なんか委託というふうな形になると今までよりか意見が通りにくいところがあるんじゃないかなろうかというふうな感を受けることがありますので、ぜひ、地域住民の方々の橋渡し役、大事な橋渡し役でもありますので、行政側のほうも今まで以上に耳を傾けていただいて、要望に対応していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） それでは続きまして、2番目に農林水産業・商工業への新型コロナウイルスの影響について伺います。

昨年11月中国で発生し、また、日本では年明け後クルーズ船に乗船された方より発生した新型コロナウイルスは本当に今までに経験したことのない状況で、全世界に広まっております。東京オリンピックも延期になりました。また、各種スポーツ大会やイベント等々も中止になったりしております。国によって状況は異なりますけれども、本当に予期しない状況になっております。日本のほうは少し収まりつつあるか、第2波の心配もありますけど、緊急事態宣言は解除をされ、繰り返しになりますけれども、解除されましたけれども、2波、3波、どういうふうになるかまだ分からないという状況です。特に経済状況は3月、4月、ちょうど仕事の終わり、始め、業種によつての差はありますけれども、厳しい経済環境にあります。リーマンショック、それ以上の世界大恐慌以上ということも話になっております。このような中で、現在、特別定額給付金と、国、県の支援策が5月の臨時議会において可決されました。また、今議会におきましても上程されております市独自の支援策が設けられております。その中でまず、市内業者の方々の状況についてどのように影響を受けられているか伺います。

続きまして、市内業者向けの支援策について、どのように市内の方々活用されているか。

最後に市民の方々より御意見をいただいておりますけれども、まずは玉名市民として市内の事業者の方々を活用して、玉名市内の事業者の方々に活力を取り戻していただくことが本当に必要であるという多くの意見を伺っております。給付金は市内で活用しましょうということでもあります。そこで、今後第三次、第四次の支援策として、例えば、

市内で活用するプレミアム商品券の発券等についてはどのように考えておられるか伺います。

○議長（中尾嘉男君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 西川議員御質問の農林水産業・商工業への新型コロナウイルスの影響について。まず、市内事業者の状況についてにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による経済の影響は、2008年のリーマンショックを超えと言われており、玉名市の今後の発展にも大きな影響を及ぼしかねないと大変危惧しているところであります。まず、玉名市内の農林水産業事業者の状況につきましては、特に卒業シーズンや入学式に需要が見込まれておりました花卉について一定の影響が現れております。また、ホテルや飲食店等の外食産業及び学校給食の食材としてミニトマトやイチゴ等を個々に納入する相対取引を行なう生産者等についても、やはり少なからず影響が認められております。今、この時点において本市農林水産業の全体的なところから申し上げますと必ずしも今後の経営を逼迫するような危機的な状況にはないものと認識しております。しかしながら、今後の市場ニーズ等消費者の動向次第でありますので、引き続き注視してまいりたいと考えております。

一方、商工業の事業者におきましては、新聞報道等で皆様も御承知のとおり、感染症拡大初期から、飲食業、宿泊業への影響が大きく、この時期の倒産件数の大半をこれらの業種が占めておりました。現在も倒産件数に占める業種は、飲食業、宿泊業が多いものの、経営困難となっている業種は多岐にわたるようになっており、商工業の全体にまで影響が及んでいると認識しております。

次に、2点目の市内事業者向け支援策についてにお答えいたします。玉名市といたしましては、国、県で実施される支援策によるものだけではなく、独自の支援策を既に講じてきたところであります。まず、農林水産業につきましては、既に予算化し取り組んでおります。各金融機関で取り扱う緊急支援資金の利子補給及び保証料助成、政府系金融機関で取り扱うセーフティーネット資金の利子補給のほか、熊本県事業継続支援金の上乗せ的な支援策となる農林水産業事業継続支援事業があります。なお、6月5日時点におきましては、緊急支援資金について2件の相談と、9件の申請が農林水産業事業継続支援事業について1件の相談が上がっているところであります。

次に、商工業につきましても、新型コロナ関係の制度資金に対する利子補給制度を早い段階からお示ししております。申請者が県の預託先である金融機関へ直接申し込まれるため、市として正確な数字は把握しておりませんが、約270件程度と見込んでおります。また、経済対策第1弾として、飲食業、宿泊業への支援、第2弾として一定の売上げ減少があるものの、国の持続化給付金の売上げ減少要件の対象とならなかった方を

救済する玉名市中小企業等事業継続支援事業を既に始めております。今後につきましては、農林水産業及び商工業以外にも観光業を対象業種とした第3弾の経済対策としまして、本議会に関連予算を追加提案させていただき予定であり、また、その先も本市の経済面への影響等を見極めながら、真に必要とされる経済対策を追加的に講じてまいることといたします。

最後に、3点目でございます。新たな支援策としてプレミアム商品券の発券についてにお答えいたします。商品券事業につきましては、感染症終息期の地域消費の活性化において大変有効な事業の一つと考えておりました。市内事業者への支援につながる実施方法などを検討しているところでございます。また、現在、市内事業者の状況や影響を把握し、今後の経済支援策の基礎資料とするために、市内事業者のヒアリング調査を行っております。今後商品券事業やほかの施策構築に生かし、より有効な施策を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、部長のほうから答弁をいただきまして、それぞれ各業種ごとに違う、それぞれの事業者の方々によって状況は違うと思っておりますけれども、特に商工関係、農家の方も花卉関係大変だと聞いておりました。商工関係本当にやめたところも私は知っているとこでやめられたところ宿泊のそういうふうなところの話を聞いておりますと、本当に今までにない状況の中で、本当になかなか人が大分戻ってはきたというふう聞いておりますけれども、全然当初とはまだ状況的には厳しいような本当に状況であると伺っております。庁舎内の職員の方々もそれぞれの課によって支援の内容違いますけれども、市民の皆様方への支援の対応を一生懸命されておるといふところを感じております。また、答弁の中にもありましたようにヒアリング調査を行っておるといふところで、もうそれぞれ状況を判断する中で、まず事業者の方々、産業別関係なく、いろいろヒアリング調査をしていただいて、どういうふうな状況にあるかをまず把握をしていただくところによりしくお願いしたいと思います。

国も県も三次、四次の支援策等々が新しくでておりますし、市のほうも今言っていたように三次、四次の新しい支援策、それぞれ考えていただいております。本当にどういうふうになるか、私も農家ですけれども、農家次第でそこまで影響を受けないところと本当に受けているところ、それぞれ本当に状況が違うと思っておりますので、全産業の状況の把握を常にさせていただいて、どういうところが困っているかというところで支援策等々を皆さんも知恵を出しあって対応していただきたいと思います。

最後になりますけれども、昨年大河ドラマありまして、これが1年前だったらばと、身

が引き締まる感じがいたします。そういうところでまず、繰り返しになりますけども、みんなが玉名市内の事業所を利用させていただくように皆さんで活力を取り戻していくように頑張っていきたいというふうに思います。コロナに負けない心構えということで、体力、気力、努力これもやっぱり影響してくると思いますので、みんなで頑張っていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

現在の出席議員は先ほど出席の議員と入替えを行ない、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

新型コロナウイルス感染が未曾有の規模で世界中を駆け回り国民の命と暮らしが脅かされる深刻な事態が広がりました。緊急事態宣言は解除になりましたが、国民の収入の減少、経済の落ち込みは収まる気配はありません。暮らしや生業を守るために様々な生活支援、経済的な支援など、玉名市のコロナ対策も第1弾、第2弾、第3弾と打ち出されております。市民の相談に対して従来の運営をより柔軟に対応する。また、必要な支援は躊躇なく実行する姿勢が重要だと思います。

それでは、1、教育委員会の方針についてであります。学校が再開をしました。子どもたちや保護者、教職員、学校関係者など、待ちに待った再開であります。2か月半に及ぶ休校は、学習面、生活面など、子どもたちの成長にとりましては少なからず影響があるものと思います。突然全国一律の休校要請が出たことで、子どもたちの自粛生活は大人より一足早く始まりました。子どもたちにとりましては、学校に行くことや学ぶことは生きること、成長すること、学ぶことそのものであります。ところが、公園や外で遊んでいると集まりすぎると批判の目が向けられ、遊具にはテープが巻かれたり、立ち入りや使用が制限される。楽しい学校がやっと始まったと思いきや、学習の遅れを取り戻すということで、土曜授業や7時間授業、夏休み短縮などで忙しくてゆとりがない窮屈な学校生活が待っている。これでは子どもたちや先生たちの新たなストレスになりま

す。学習の遅れ問題では、詰め込みではなく、小学生から中学生、学年ごとにそれぞれ必要な核となる学習事項を見定めて教えることが重要だと思います。そして、運動会や修学旅行などの経験は子どもたちの成長においてとても大事なことであります。再開した学校生活の在り方が子どもたちの成長と学ぶ意欲に大きく影響するものだと思います。学校再開に当たり、コロナ感染の予防対策は最優先しながら、子どもたちの成長と学びを保障する教育委員会の方針、とりわけ夏休み短縮、土曜授業、7時間授業の学習対策、運動会、文化祭、修学旅行などの行事計画、子どもたちの心身のケア対策などについて取組を聞きます。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） ただいまの前田正治議員の小中学校の再開に当たり子どもたちの成長と学びを保障する教育委員会の方針をお尋ねになりました。前田議員の小中学校再開に当たり、子どもたちの成長と学びを保障する教育委員会の方針についてお答えしていきます。

本市において6月1日から学校を再開しておりますが、約3か月間小中学校が臨時休業になったことによりまして、様々な影響が出ております。教育活動における今後の見通しと取組について次のように考えております。

まず、学習の保障につきましては、夏休みをお盆前後の2週間に短縮し、14日間の授業日を設けます。土曜授業の回数を増やすことや7時間授業の実施については、児童生徒、教職員の負担が増えることから考えまして、行なわないこととしております。

次に、学校行事の運動会や体育大会、文化祭等につきましては、現在、実施の方向で各学校において検討しております。特に、運動会や体育大会については、5月の開催予定の学校がほとんどでしたが、9月から10月にかけて学校によっても事情が異なりますので、規模を縮小、平日開催、記録会方式など、形を変えての開催も検討しております。しかし、今後の新型コロナウイルスの感染拡大等によっては、やむを得ず中止になることも考えられます。また、子どもたちの心のケアにつきましては、担任や養護教諭を中心に、子どもたちの心の変化や不安に寄り添いながら、安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。ほかにも必要に応じてスクールカウンセラー等必要な関係機関とも連携を図ってまいります。

教育委員会としまして、児童生徒の健やかな成長と学力の保障を最優先として取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 夏休みという点では、お盆前後に2週間ということで、特に暑

い時期に子どもたちが学校に来て勉強することになるかと思います。夏休み短縮における子どもたちの熱中症対策、あるいは給食があるかと思いますが、給食の食中毒の対策、あるいは給食センターにおきましての調理員といますか、従業員さんたちの熱中症対策についてはどういった対応をとられるのかお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 夏休み短縮における子どもたちの熱中症対策、給食の食中毒の対策、調理員の熱中症対策の御質問にお答えいたします。

まず、子どもたちの熱中症対策についてですが、教室における学習については、換気をしながら冷房をかけ、適切な温度を保ちながら行ないます。また、学校の授業や外遊びにつきましても、一定の距離が保てる場合にはマスクを外しての活動を担任の指示により行ないます。登下校や休み時間、体を動かした後の水分補給につきましても適宜行なってまいります。

次に、給食の食中毒対策でございますけれども、自校式給食においては調理終了後、すぐに子どもたちへ提供できることから食中毒の危険度は低下しますが、学校給食センターにおきましては、調理終了後各学校への配送時間を経て、子どもたちの元へ届けられるまでに一定の時間を要します。これらを十分に考慮しながら調理の時間配分や工程管理、温度管理を徹底させるとともに、できる限り調理終了から喫食までの時間を短縮できるような工夫を講じるよう、各学校及び学校給食センターに対し指導を行なってまいります。

次に、調理員の熱中症対策についてですが、給食調理場内は食材の調理温度を90度以上に保つ必要があり、調理釜やフライヤーなど高温になる機材が多いため、空調機器の効率が悪く、調理作業は過酷な状況下にあります。今回の夏休み短縮の対応としましては、調理時間の短縮、それから休憩時間や水分補給時間の拡大などを考えております。このため、米飯食が主体である主食については、パン食の回数を増やす。おかずの種類を1品減らしてデザートをつけるなど、献立の内容を工夫することで時間短縮となり、これが結果的に調理員の熱中症対策にもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 給食センターにおける熱中症対策なんですけど、今おっしゃったように調理をするに当たっては、食材の問題とか、提供する食事の問題とか、あるいは調理員の作業時間の問題とか、そういったところで一定改善ができるかと思いますが、給食を食べた後の今度は食器を洗浄するというそういう作業が残っているんですけど、つくるときのような暑さはさほど感じられないかと思いますが、しかし、暑いさなかの、夏休みのさなかの給食の調理ということで、全体としてつくるだけじゃなく、

片付けるときにもしっかり対策をとるべきかと思います。そういう意味では、以前中央給食センターなんかにはスポットクーラーですかね、そういうのが入ったと思いますけど、場合によってはそういう機材を追加するというふうなことも出てくるかなと思いますけど、それは今時点ではもうそういうことがないから、予算も確保してないかと思いますが、仮に急にそういう必要性が出た場合の対応としては、すぐ対応できるような体制を取れますか。いわゆる予算面でもすぐに対応できるかなと。対応していかんといかんといいふうに思いますけど、教育委員会としてどう考えていますか。これは部長かな。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） ただいまの御質問ですけれども、そういったことが必要となりましたならば、予算の範囲内で対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） やっぱり1番は事故がないように。安心・安全の給食が子どもたちの生活もそういう面では暑い中でも健康な体が保持できるような、そういう体制を十分とっていただきたいと。

2つ目に子どもたちの心身のケアについてであります。養護の先生やあるいはおっしゃったようなスクールカウンセラーの対応とともに、なによりやっぱり先生方が子どもと十分に向き合って、子ども一人一人の状況をしっかり把握する、把握できる時間を確保することや授業及び教材研究に専念できるためのそういう体制を作ることが不可欠かと思います。そのためにも消毒や見守り、フッ化物洗口、スクールバスの添乗など、先生方の負担を軽減することが必要じゃないかなというふうに感じるところであります。教育委員会の見解をお聞きします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 消毒や見守り、フッ化物洗口、スクールバス添乗などの先生方の負担を軽減することが必要ではないのかの御質問にお答えいたします。

先生方にとっては、通常の業務に加えて新型コロナウイルス感染防止のために検温の確認や消毒などの業務が発生しております。先生方の負担を軽減し、子どもたち一人一人としっかり向き合っていただくことが最優先であると考えております。学校においては、学校運営協議会や地域学校協働活動、子ども見守り支援事業などの活用について、さらに充実を、拡充を図っていきたいと考えております。

具体的には児童生徒の登下校の見守りや採点などの学習支援、プリント類の印刷、花の苗植え、水かけ、フッ化物洗口後の後片付けなどがあります。スクールバスの添乗はございません。これら以外にも感染症予防のために、新たな業務についても協力をお願い

いすることもございます。また、国が打ち出しております児童生徒の学びの保障のための補助事業の活用についても検討中でございます。事業の内容としましては、学習指導員を配置するもので、補習授業や複数体制で授業に加わったり、授業準備などを行ったりするものです。教職員の負担をできるだけ軽減し、児童生徒の学力保障のために、また、先生方が一人一人としっかり向き合うことができるように、人材の活用の拡充を図り、事業等の活用を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。

かつて経験したことがない、この長い休校からようやく学校が再開になり、国も新しい学校の生活様式を提案しております。ならば、もはやグローバルスタンダードとなっている少人数学級の早期実現こそが一人一人の子どもと向き合い、病気感染から守り、先生方がやりがいのある教育環境をつくるものだと思います。今度のコロナの問題では、教育委員会の在り方も若干、考え方も若干変わってくるかもしれませんが、子どもを最優先に、子ども中心に考えていただきたいということを申し添えまして次の質問に移ります。

2、区長の行政協力業務の委託契約における諸問題についてであります。玉名市嘱託員設置条例は、昨年12月議会で廃止をしました。そして、区長に依頼した行政協力費は昨年度までは嘱託員費の報酬として予算化してありましたが、今年からは行政協力費の業務委託料となりました。交通指導員などについても同じであります。今回は行政協力業務の委託契約における諸問題について対策や見解を質問します。

まず、第1番目。区長の行政協力業務の内容と手当額は条例廃止前と違いがあるのか。業務委託料に係る消費税10%の取扱いはどうなっているかお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

昨年度までの嘱託員報酬と今年度の業務委託料の額の算定方法につきましては、いずれも均等割10万円、そして1世帯当たり2,000円の世帯割との合計となっております。相違はございません。また、今年度の業務委託料につきましては、消費税10%を含んだ額となっております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 区長に頼む行政協力業務の内容も支払額も昨年同様ということであり。ところが委託料となった契約には消費税がかかります。消費税は含んだ額だということですが、仮に含んだ額となると、今までの手当よりも結局少ない額

になる。その手当を引き下げたというような提案は12月議会でもありません。そして議会への説明も当然区長さんへの説明もあっておりません。行政協力業務委託料に係る消費税分、内税ではなくて、やっぱりきちんと支払うべきじゃないかなと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

委託料に消費税分を上乗せして支払うべきではないかということでございますが、消費税につきましては、年間売上高が1,000万円を超える事業者が課税の対象となりますことから、現状といたしましては、ほとんどの区長様には納税義務は発生しません。しかしながら個人で事業を営んでおられる一部の区長様には納税義務が発生する場合もあるということも事実でございます。しかしながら、消費税分を増額する場合、課税対象者の事前の把握が困難であるため、全区長一律の増額とせざるを得ないということ。消費税分の年間所得が増加することに伴いまして、税や保険料など、区長様の負担が増加するおそれがあること、市の支出も増加するということになりますけれども、そういったことなどを総合的に勘案いたしまして、今年度につきましては消費税相当分の増額を行なわなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 区長さんが囑託から行政協力業務契約になったというのは、先ほども議論がありましたけど、法律が変わってそのようになったわけです。委託料に消費税をつけるということも、これ法律でそうなってます。その本人が課税業者であるか、ないかにかかわらず、これつけるのが当然です。従って今年度に限ってはせんだったと、来年度からつくとかどうかよく分かりませんが、やっぱりこれは行政がやることだから、その辺はきちんとやるべきじゃないかなというふうに思います。

それでは、報酬が業務委託料となったということで、所得税の申告についてはどうなんでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 前田議員の報酬が業務委託料となったことで所得税の申告はどうなるかについての御質問にお答えいたします。

区長の報酬については、昨年度までは給料所得として取り扱われておりましたが、今年度から業務委託契約に基づく委託料として支払われることになり、当該委託料は所得税法上雑所得として取り扱われ、委託料の収入金額から必要経費を差し引き所得の申告をしていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） じゃあ、行政協力業務委託に関する委託契約に関する経費は一体どういうものがあるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 前田議員の雑所得を計算する際に、行政委託業務における経費はどのようなものがあるかについての御質問にお答えします。

一般的に経費は、行政協力業務委託契約に基づく業務を行なうために要した費用でございますが、具体例といたしましては、市からの情報伝達や周知に係る用紙代や印刷費用、区内や市役所までのガソリン代又は電話代などが考えられます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 経費は用紙代、あるいは印刷代なんかは、それはレシートばとっとけば分かりますね。ただ、おっしゃったような電話代、あるいは車を使ったガソリン代などについては、区長さんたちはこの業務専用の車、あるいは専用の電話を使う、そういう区長さんは恐らく一人もいないというふうに思います。ガソリン代も電話代も、大体日常生活の中で一括して支払いをいたします。したがって、それをどうやって分けるのかなど、非常にこれは悩ましい、難しい問題でありますけど、その分け方といいますか、案分するといいますか、その辺の一例を示していただきたいというふうに思います。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 前田議員の行政協力業務を行なう際の経費の案分についての御質問にお答えいたします。

一般的な答えになりますが、経費と認められる特定の案分率等はございませんので、行政協力業務以外にかかるものが混在している費用の支払額の中から、行政協力業務として使用したものを必要経費として申告していただくことになりますが、業務に要したものと、それ以外の費用の区分が困難である場合は、業務に要したと思われる割合で算出していただくこととなります。

なお、毎年市の申告会場において、必要経費等に係る御相談にも応じながら申告をお受けしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 案分ですので、どのくらいかかったかなど、全体の半分以上だろうということになったら5割の経費になるかと思えますけど、非常にこれは難しい問題で、できれば相談会場なんかでその相談にすぐ応じるような、なんというか、経費率

じゃないですけど、そういうのがあれば申告のときも区長さんたちやりやすいんじゃないかなというふうを感じるということです。

次に、行政協力業務委託料、これは雑所得でありますから、昨年まで適用されました給与所得控除はありません。そして行政協力業務を行なうに当たって、その経費は今、いろいろありましたように、これはさほど大きくないというふうに思います。したがって、今年度からは行政協力業務における区長さんの所得は確実に増えることとなります。市内258全行政区の中で、昨年までは区長の年間報酬、年間嘱託員報酬65万円以下、つまり報酬に係る所得ゼロの区長は約95%でありました。258行政区の中の95%ですよ。嘱託員報酬で所得ありはわずか5%ほどでありました。ところが今年度からは258行政区すべての区長にこの委託料に係る所得が発生する可能性があります。そしてその結果、市民税が非課税だったのが課税に変わる。国保税が増える。介護保険料が増える。税や保険料、家族による扶養控除、高額医療費などなど、所得区分が変わることの影響、これは大きなものがあります。区長の行政協力業務における手当額は今までと同様なのに、来年度から所得が増えて負担が増える。このことの諸問題につきまして、執行部の認識とその対策をお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

一部の区長様は所得が増加したことに伴いまして、次年度の税、保険料などの負担が増加するおそれがあるという議員の御指摘の件につきましては、執行部でも認識をしているところでございますけれども、その対策としては現時点で決定しているものというのではありません。しかしながら、本市の円滑な行政運営を進めていく上では、区長様が担っておられる業務、役割が極めて重要で必要不可欠なものであります。負担増への対策の必要性も十分認識しているところでございますので、今後十分に検討し、有効な対策を考えてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 区長を引き受けて、行政協力業務を引き受けたことで介護保険料や税金などの負担が増えるということ、増える。また、ほかの事業と行政協力業務の収入で事業税や消費税の課税も心配される。これでは、制度が変わったことにおける改悪であり、区長のなり手不足を助長するということとなります。対策が現時点ではないということでありましたが、私の考えを提案します。

1つは、所得税申告においては、家内労働者などの所得計算の特例を活用する。2つ目、事業税につきましては、地方税法第72条の2の適用で、事業税非課税の扱いとする。3つ目が、私人としての区長と行政協力業務の委託契約を交わす現在の方法ではな

くて、私人としての区長に対して、有償ボランティアとして行政協力業務を依頼する委嘱状交付に変更する。いわゆる現在の契約から委嘱に切り替える。そして区長が受け取る手当を今までどおり報酬として源泉徴収をすれば市民税、国保税、介護保険料などの負担増やあるいは消費税、事業税などの課税についても懸案事項が解決するものだと思います。

以上、述べましたことについての見解をお聞きします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員の区長を引き受けたことで税や介護保険料などの負担が増えるなどの御心配に対する議員の御提案の件についてお答えをいたします。

まず、家内労働者等の所得計算の特例についてでございますが、議員御指摘のとおり雑所得の計算をする上で、家内労働者等の所得計算の特例が税法に規定されております。行政協力業務委託契約に伴う委託料は、家内労働者等の雑所得に該当いたしますので、現行65万円が必要経費として認められます。ただし、他に所得、給与所得を有する場合には、給与所得控除額を控除した残額となります。

次に、事業税の非課税扱いについてでございますが、県税の事業税は地方税法に定められている事業に該当する事業から生じる所得に対して課税をされます。行政協力業務委託契約に基づく委託料は、事業税の申告を要する課税対象所得ではございません。

そして次に、3つ目の有償ボランティアへの依頼といたしまして、手当からの源泉を徴収するという方法については、可能ではございますが、昨年度までの給与所得としての性質は有しておらず、委託料と同様に雑所得として取り扱われることとなりますことから、有効な解決方法とはなり得ないと考えるところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、区長様が担っておられる業務、役割につきましては、地域の皆様にとりましても、市にとりましても、極めて重要なものであると認識をしております。議員が申されますように、区長のなり手不足に拍車がかかるということにならないよう、関係部署とも十分に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 質問をします。

行政協力業務委託料は事業税の非課税になるということで、これは安心しました。

次に、雑所得の計算において、家内労働者の特例を適用するということですが、おっしゃったようにほかに給与所得があれば、そっちとダブってどこまでも適用できるという問題ではありません。また、区長さんが水道、あるいは電気の検針などのそういう収入がある場合は、この特例を重複しての適用はできません。総じて上限65万円控除が限度ですから、報酬のときよりは所得が増えるということになります。それで、来年

の確定申告期や税や保険料の通知を見て、ちょうど今の時期ですけど、なぜ上がるのかと、そういう疑問や苦情が出るものと思います。区長であるがゆえに行政協力業務を引き受けたところ、税金や介護保険料が増えた。去年はよかったのに今年はなぜだと、これは納得しがたいことだと思います。行政協力業務は区長と契約することが前提になっております。したがって、区長が異論なく、快く契約ができるということが不可欠ではないかなと、そういうふうに思います。行政協力業務は、全て市役所からの指示で行ない、その委託料は極めて人件費の意味合いが強いわけでありますから、従来どおり報酬扱いになればこれは問題がないわけです。それが絶対に今は不可能とおっしゃるなら、行政協力業務委託料において、所得が上がりそれで諸々の負担が増えるということについて、玉名市が独自にそれを軽減するそういう対策を講ずるべきだと思います。執行部の見解をお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 前田議員の税法上の取扱いが変わることで区長の税負担増の対策としての減免措置についての御質問にお答えいたします。

国の取扱通知によりますと租税の減免は担税力の薄弱なものなどに対する救済措置として行なわれるもので、納税義務者にかかる一定の事由に該当することを理由として一律かつ無条件に税負担を軽減するような措置を講じることは違法であると考えられることから、その内容について徹底的検討を加え、乱用することがないように特に留意することが求められております。

このようなことがありますので、これらを踏まえて、新たな減免措置を設けることにつきましては、慎重に検討していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 1番この問題で深刻な状況になるのは、去年区長しとって、今年区長しとった人がこの影響が1番もろに出ると。去年よかったのに今年はなしいかんとかということですよ。ですから、そうやって私が言ったやうないわゆる一律の減免制度というのはちょっとよろしくないということなら、去年と今年、連続でしている区長さん方、来年区長される人は、その前はなんしよんなはらんだったけん、行政協力業務を受けて収入が増える、所得が増えるというのは、それはそれなりに納得いただけるところかなと、そういう気もします。しかし、去年の人が今年がなぜこぎゃんたとかと、不満じゃなかばってん疑問というのが出てくるんじゃないかなと。ですから、去年から引き続き、あるいは前年から前々年、前前前前年からずっと引き続き区長をさている人が制度が変わって1年目の経過措置というかな、そういう何らかの対策をとってもいいんじゃないかなと。

例えば、企業誘致なんかには固定資産税も軽減があります。軽減じゃなかつたすよね、あれは。固定資産税はいただいて、それに見合うような補助金を出すというようなやり方なんですけど、そういった何らかの法律が変わった時点での経過措置というか、この辺はできないのかなというふうに思いますけど、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） ただいまの前田議員の再質問にお答えします。

今回のこの制度の改正によって委託に変更されたことによって、様々な今議員が申されたとおり諸問題が発生しております。その中で、玉名市だけでなく、全国の恐らくそうであろうすべての自治体においてたくさん問題が出てきていて、本年度行なっている形が揺るぎなく変更すべきではない固まった形に収まっているというふうには捉えていません。ですので、今議員がおっしゃられたとおりそういった減免の部分というところも今後検討しなければならないというふうに思っておりますし、そもそもそういった場面での総務省とのやりとりの中で、どういったところまでならばその制度として、税法として認められていくのかということをしかりと確認をしながら進めていくべきものだというふうに思っておりますので、今回、今の状況の中では、これでスタートをせざるを得ない形で行なっておりますけれども、しかりと継続して検討をしていく余地があるんだというふうに思っております。

ましてや直面する、先ほど申し上げられた継続して区長を引き受けていただいている方々皆様方にとってどういう対応をしていくのかということも非常に重要な課題でありますけれども、とにかく所得が上がることによって、今まで以上に区長さん方のなり手がいないというような状況にならないように、市としてもしかりと今後継続的にしかりと協議をして、しかるべき対応をとっていかなければならないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 嘱託員条例を廃止したのは去年の12月の議会でした。そのときに今のような状況になるということを私が考えるならよかったばってん、あんまり考えとらんでですね、嘱託員条例の廃止にも賛成したわけですけど、今になってスタートし始めたら「おいおい、こらちょっといかんぞ。」というふうな感じに気づいたわけなんですけど、昨年度に引き続き今年も区長している方が少なくありません。行政協力業務の内容や手当額は昨年と変わらないのに、制度が変わったことによって所得が増えるということは非常に納得しがたいことだと思います。今年の2年目の区長さんの確定申告、来年ですけど、非常にややこしいと思います。1月から3月までは給与所得、4月から12月までは雑所得、経費は案分すると。今年の1月からは年金控除が縮小してお

りますから、基礎控除も変わっておりますけど、そういう意味では2年目の区長さん方には大変じゃないかなという気がします。

雑所得では、従来のような給与所得控除が、給与所得扱いが雑所得ではなく、従来のような給与所得扱いができるように国との協議もこれからしっかり再度詰めてもらう。そしてまた、おっしゃったように玉名市が何らかの独自の対策をとるように、今年度とるように強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時05分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） こんにちは。16番、近松恵美子です。

今日は支援を要する子どもたちをめぐる諸問題についてお伺いいたします。

私が医療系の学校を卒業しましてから、おおよそ45年になります。学生時代に聞いたことがなかった病気で一般的になったものにアトピー性皮膚炎、花粉症、骨粗しょう症、高脂血症などがあり、最近では発達障がいという言葉もこの数年、当たり前のように耳にするようになりました。私は10年以上前に現場の保健師から3歳児健診にて気になる子どもがあまりにも増えてきた。以前は1割ぐらいだったが、3割になってきたという声を聞きました。このときの不安が今日の問題につながっているというふうに思っています。このこととともに、私がなんだかおかしいなとずっと心に引っかかっているのが、学校の支援員の数が年々増えていることです。平成18年か19年、合併まもなくですけども、初めて通常学級の在籍者で特別な支援を要する小中学生に対して、特別支援教育支援員という名の人件費が市費で8名ほど予算化されたと思います。ああ、こういうのが始まったんだなと思ったことを記憶しております。その後、児童生徒の数は減少しておりますが、この支援員の数は毎年のように増え、今では47名となっております。これは子どもの心身に何らかの異変が起きているのではないかと、その対策の必要性を何度も議会でただしてまいりました。できることからしようということで、一時期これからお父さん、お母さんになる前の義務教育の間に食に対する意識を高めようということで、香川県の元竹下和男校長が提唱されています弁当の日というものを教育委員会として取り組んでいただいた時期もありますし、それから吉田俊道先生の腸を元気にする食育を聞いて、全保育園など非常に努力して取り組んでいただいた時期もありま

す。それからまた、学校給食を改善したことで子どもたちのいじめ、不登校、暴力がなくなり、成績も非常に上がり優秀校になったというそういう実践の結果、長野県上田市の教育長をされておりました大塚貢先生を玉名市保健センターにお呼びしまして、その講演会なども開いていただきました。そしてこれからという時期に、この大塚先生の講演会は8月でしたが、10月の選挙で島津元市長が退陣されましたので、その後この食育の流れというのが途切れてきているように思っております。その後も私はやることはやってみようと、いいということは何でもしてみないかということをし繰り返して議会で主張してまいりましたけれども、今日まで、特に具体的なことはなされずに、支援員の数を増やすこと。まず、今の子どもたちの支援をしていくということの対応だけに終わっているように感じております。

ところが先日、あるセミナーに行きましたところ、自閉症、情緒障害の子ども数が非常に増加しているという国の資料をいただきました。そこで驚きまして、まず熊本県の資料がないかということを探ねまして入手しました。それによりますと熊本県では、自閉症、情緒障害の児童生徒の数が25年間で32倍になっていました。このことは私は非常にめまいがするほど衝撃を受けました。そしてまた、世界的に見ても日本、韓国が断トツトップであるとか、また、別な情報では日本ではその世界一の有病率であると書いてあるような記事もあります。欧米よりも多いとはどういうことか、これは大変なことではないかと思うようになりました。そこで、玉名市の場合はどうなっているかということ調べてみました。そこでまた私は非常に驚いたんですけど、放課後デイサービスという障がいがあるお子さんに対するデイサービスといいますか、放課後クラブみたいな、学童保育みたいなものですけど、その施設が市内に10か所あるということは今更ながらに気がつきまして、いつの間に10か所もできたんだろうと。私の記憶の中では、今までの記憶の中では、1か所もなかったのに、いつの間にか10か所できて、これはまた10年間に3倍に増えていると。そして、それでも今足りなくて、もっと保護者のほうが枠を増やしてほしいという希望がでていうふうに聞きました。また、小中学校では、この支援を要する子どもはどのように増えているのかということを探ねました。そうしましたら、今日突然資料が間違っていると言って朝いただいたんですけども、小学校は8年間に、当初いただいた資料は2倍だったんですけども、間違っていましたということで、今朝訂正があったんですけども8年間に1.5倍に増えています。この間当然ですけども児童数は減っております。また、中学生に関しては4倍に増えておりました。このままいくと10年後どうなるのだろうと。10年後は2割、3割の子どもが支援を要する子どもになるのではないかと、そうなった場合日本はどうなっていくのだろう。そしてまた、これが全世界共通ではなくて、日本だけがこんなに多いということは、日本経済がどういふふうになっていくんだろうということ、

私は本当に非常に不安になりました。

この私の不安に対して、執行部としては増えているといっても、もともとそういう子はいましたよと、それが研究が進んだことで細かく分類され、病名をつけ、その子にあった教育をするようになったのだと。つまり診断概念の普及による診断率が上がったからだ。このような見解や親が障がいを受け入れるような時代になってきたため、支援するクラスを希望する人数が増えたからだともいえるというふうなことでございました。しかし、本当に特別な支援を必要とする子どもは実質増えていないといえるのか。心配するほどのことでないと断言できるのかを今日は明らかにしたいと思ひまして、質問いたします。

まず、支援を要する子どもたちをめぐる状況について現状をお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 近松議員の支援を要する子どもたちをめぐる諸問題についての現状についてにお答えいたします。

小中学校において特別な支援を必要と学校が判断した児童生徒数につきましては、令和元年11月時点で、小学校377人、中学校144人でした。また、5年前の平成26年11月時点では、小学校239人、中学校88人でした。さらに10年前の平成21年11月時点では、小学校127人、中学校36人ございました。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 近松議員御質問の支援を要する子どもたちをめぐる諸問題についての現状についてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育について、支援を要する子どもたちの利用状況を申し上げます。

当該事業で受け入れた障がい児の数になりますが、令和元年度の実績報告の基準日となっている3月31日現在で、利用者647人中、障がい児は15人ございました。また、5年前の平成26年度では利用者470人中、障がい児は10人を受け入れていましたが、10年前の平成21年度には障がい児の利用はございませんでした。

次に、保育運営事業につきまして申し上げます。保育運営事業の支援を要する子どもたちの利用状況は、養育手帳等を所持する園児の数になりますが、令和元年度4月1日現在で19人を受け入れています。なお、5年前と10年前のデータは把握できておりませんので、4年前の平成27年のデータを申し上げますと、養育手帳等の所持者は5人ございました。

次に、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所給付事業についてでございますが、令和元年度の児童発達支援の利用者数は48人、平成26年度は40人、事業を開始した平成24年度は31人で行っていました。

次に、放課後等デイサービスの利用者数は、令和元年度121人、平成26年度77人、事業を開始した平成24年度は73人で行っていました。

続きまして、保健予防課で実施しております1歳8か月児健診などの幼児健康診査について申し上げます。この幼児健康診査で発達が気になった子どもや育てにくさを感じている親からの相談に心理士による個別の発達相談を実施しております。令和元年度の相談件数は延べ278人でした。5年前の平成26年度の相談件数は延べ232人で行っていました。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 1歳8か月児聞きましたけど、3歳児健診はないんですか。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 3歳児健診は今手元に資料がございません。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） あるはずだと思うんですけど、作らなかったんですか。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 事前に資料を用意してありませんので、大変申しわけございません。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） とても大事な資料だと思うんですけども、それだけ重要性を認識してないということですかね。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 大変申しわけございません。すぐ調べて答弁いたします。

○議長（中尾嘉男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 先ほど申し上げました1歳8か月児健診の延べ人数についてでございますが、これは1歳8か月健診と3歳6か月健診を合わせた数でございます。実際の心理相談人数は、1歳8か月健診の実質人数は36人、3歳6か月健診の

実質人数は42人でございまして、延べ相談が200人で、それを足しまして278人ということでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 分かりました。質問の趣旨、細かく私が何まで要求したか覚えてないんですけど、質問の趣旨からするとやはり経年的に見ていくということをやんとした資料が欲しかったなというふうに思います。

市長にお願いしたいんですけども、今回の問題見ましてやはり職員は、保健センターは別だと思いますけど、移動していかれるもんですから経年的に見るということがないなということですね、10年間で増えててこれは問題だぞと思う前に移動しちゃうわけですね、また次の職員は増えたところからくるもんですから、そういうところが行政のちょっと一つの抜けやすい部分かなと思いましたので、この辺大事なところはやはり経年的な資料を作っていくということをお願いしたいと思います。

2番に移ります。そのように今調べていただいたところ、どのように関しても増えているというふうなことだったように思います。そのことで、それぞれの事業で国の補助があったり、県の補助があったりしてると思うんですけども、その中でまた市としても予算がどのように伸びているかということをお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 支援を要する子どもたちをめぐる諸問題についての福祉・教育・保健等における関係予算の増加額についてお答えいたします。

令和元年度については、玉名市の小学校の特別支援学級は36学級、児童数108名で、中学校の特別支援学級は15学級、生徒数46名です。支援を要する児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を小学校に36名、中学校に11名を配置し、そのうち医療行為を必要とする児童生徒2名も含まれておりますけれども、看護師の資格を持った特別支援教育看護支援員をそれぞれ1名配置しております。関係予算につきましては、この特別支援教育支援員及び特別支援教育看護支援員の人件費が主なものになります。令和元年度の予算執行額は、小学校の特別支援教育支援員及び特別支援教育看護支援員報酬額5,120万5,806円、共済費793万222円、中学校の特別支援教育支援員及び特別支援教育看護支援員報酬額1,710万8,593円、共済費263万8,959円、合計7,888万3,580円で、県補助金の89万8,000円を差し引くと、市の負担額は7,798万5,580円です。

5年前と比較しますと特別支援学級児童生徒数は小学校で49名、中学校で13名増加しており、それに伴い特別支援教育支援員も16名増員して対応しておりますので、人件費は2,611万398円の増加となっております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 福祉・教育・保健等における関係予算の増加額についてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業につきましては、支援を要する子どもたちに係る令和元年度の治療費は1,931万8,000円でしたが、これを国と県と市がそれぞれ3分の1ずつを負担しますので、市の負担額は644万円でございます。また、5年前の市の負担は事業費1,147万3,000円に対し、382万5,000円で、10年前については、障がい児の医療がなかったため当該予算の支出はございませんでした。

次に、保育運営事業につきまして申し上げます。保育運営事業における支援を要する子どもに係る事業費は、保育園等の障がい児の受入れに伴う療育支援加算と市単独事業の障がい児保育事業補助金の合計額になりますが、令和元年度は789万4,000円でした。また、5年間と10年前の経費については、現状では算出できませんので、把握している4年前の平成27年のデータで申し上げますと402万9,000円でございます。

続きまして、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所給付事業についてですが、まず、令和元年度の児童発達支援の事業費は2,416万6,000円でした。負担割合が国が2分の1、県と市が4分の1を負担しますので、市の負担分は601万4,000円でした。平成26年度の事業費は2,555万6,000円、市の負担分は638万9,000円でした。事業を開始した平成24年度の事業費は991万円で、市の負担分は247万7,000円でございます。平成24年度と令和元年度を比較しますと約2.4倍の増加になっております。

次に、放課後等デイサービスについて申し上げます。令和元年度の事業費は1億1,070万9,000円で、負担割合も同じく国が2分の1、県と市が4分の1を負担しますので、市の負担額は2,767万7,000円となっております。平成26年度の事業費は4,268万円、市の負担分は1,067万円でした。事業を開始した平成24年度の事業費は3,105万2,000円で、市の負担分は776万3,000円であり、事業を開始した平成24年度と比較しますと、約3.5倍の増加となっております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 非常にどれもこれも大きな伸びだと、国と県から補助がありましても市の持ち出しが2倍だったり、3倍だったり非常に伸びているというふうな現実が見えてきました。

では、この伸び率というのは今後どうなるか分かりませんが、今までの数を見ま

すと、どうもこれから伸びてくるのではないかなということを感じているんですけども、そんな中でこのままいきますとこの福祉予算というのは、どのように伸びていくというふうに試算できるのか、その辺についてもお伺いいたします。

今、障がいがある方の放課後デイサービスが非常に3.5倍に増えているということですけど、今の現状でも足りない、もっと利用したいという声が非常に多くて、事業所もいっぱいいっぱいのところ非常にされているわけなんですけども、このことも含めてこの福祉予算がどうなっていくと試算されているかお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 現状の伸び率が同率で推移とした場合、10年後の支援関係予算はどの程度になると予測しているのかについてお答えいたします。

全国的に特別支援教育の対象児童生徒数は増加傾向にあり、玉名市においても10年前と比較し約3倍、5年前と比較し約1.5倍増加しております。それに伴い、支援に係る予算も増加しております。議員お尋ねの10年後の支援関係予算については、支援対象児童数が把握できませんけれども、今後も増加傾向にあると考えられます。しかし、これまで玉名市では、特別支援教育に力を入れ、その体制を整えてまいりましたので、今後は支援に係る予算が大幅に増大することはないと考えております。ただし、特別支援教育は障がいがある児童生徒の自立や社会参加に向けた自主的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 現状の伸び率が同率で推移とした場合、10年後の支援関係予算はどの程度になると予測しているのかについてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業については、令和2年3月に策定した第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画の中で、平成30年度の実績等を基に、令和6年度の放課後児童クラブの登録者数を757人と推計しており、障がい児受入れクラブ数10クラブの実績が平成30年度の放課後児童クラブの登録数678人からの伸び率と同率で推移とした場合、障がい児受入れ事業加算金はこれと比例して増加すると予測します。また、保育運営事業に係る支援を要する子の支援関係予算である保育園等の障がい児の受入れに伴う療育支援加算と障がい児保育事業補助金は、療育支援加算が平成27年度の233万9,000円から令和元年度は436万7,000円へ、障がい児保育事業補助金が平成27年度の169万円から令和元年度は352万7,000円と、それぞれ増加しているため、10年後の支援関係予算は増加の見込みになると考えます。

続きまして、障害児通所給付事業について御説明いたします。児童発達支援、放課後

等デイサービスにおきましても今後も増加していくことが予測されます。平成24年度に児童福祉法が改正され、障がい児施設の再編と放課後等デイサービスなどの障害児通所給付事業が創設されました。本市におきましても平成30年度に障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を支援するため、第1期障がい児福祉計画を策定し、利用者のニーズ、事業者の動向などを把握し、サービスの充実に努めてまいりました。また、計画は3年ごとの更新で、本年度中に第2期障がい児福祉計画を策定いたします。この計画に基づいて、今後の福祉サービスの適切な量や質をはかり、切れ目のない一貫した支援を提供いたしますとともに、予算につきましても計画に沿って十分に精査し、計上してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 今、教育部よりきめ細かな支援をしていくから増大しないだろうというふうな回答でした。つまり支援員を増やす必要はないとそういうふうな御答弁だろうと思うんですけども、私が教育委員会からいただいた資料では、平成25年は252人、そして令和2年では377人、1.5倍に増えてて、毎年増えてるんですよ、そして中学校がどうかというと、同じくらいの数が中学校にもいってるんですよ。タイムラグがありますから3年後。平成28年が小学校で8.2%でしたら、3年後中学校は9.5%になってるんですよ。小学校のあいだ支援をしても、ほとんど大半は変わらないというふうな、この表から見えるんですけど、中学校の場合が不登校が多いとか、その数も含んでるのかもしれませんが、だから私は増大しないということを断言できるということがちょっと理解できないんですけどね。これはなぜ増えていくかといったら、例えば、6年生が10人、心配な子が10人卒業していったとしたら、新入生が20人入るから増えてるわけでしょ。同じ集団から増えてるというより、新しく生まれてくる子が、障がいを持った子が多いからどんどん増えてくるわけでしょ。だから増大しないということが考えられない。今回回答があったように、適切な支援をしていくから増大をしないというんでしたら、何にも心配要らないんです私も。支援すれば子どもたちは自立していくということでしたら。でも、何年も見てるけども、あまり改善しないからこういう状態だと思うんですけど、ちょっと見解を聞かせてください。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま私が答弁いたしました内容につきましては、10年後の支援対象児童が把握できませんけれどもということで答弁いたしました。それから、その後にこれまで玉名市では、特別支援教育に力を入れ、その体制を整えてまいりましたので、今後は支援に係る予算が大幅に増大することはないと考えているというような答弁でございました。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 分かりました。大体似たようなことかなと、あまり増大しないだろうということですけど、この支援員に昔は一人の先生が40人ぐらい見ることができたのに、今は20人ぐらいしか見ないのに、子どもが少ないのに、それでも見れなくてついていけない子が増えたから47人も雇うことになって、やがて8,000万円も使ってるわけですよ、当初これゼロだったのが8,000万円になってるんですね、全部合わせるとこれは1億円近くに、1億円にはいかないかもしれないですけど、ほかのも入れるとかなりになってるんですね。今後それだったら本当にこのみんなの支援で、子どもたちが手がかからなく自立できるようになってるかどうかというのをやはりきちっと把握していく必要があると思うんですけども、大体平均して、年に50人ぐらいこの支援が必要な子が卒業していくわけですね、この数字を見ると。その50人の子どもたちがどうなってるのかということが、私とても心配なんですよ。支援を受けたことでちゃんと高校に行って、行かなくても、20歳になったときにある程度めどの立つ生活ができてるのかなと、そういうことを見ることによって、この支援が適切だったかどうかということの評価できると思うんですけども、ひとつの中学校だけ聞いてみましたら、支援学校の高等部に進む子とか、通信高校に進むとか、普通高校に進む子らがいるというふうに聞きましたけども、中学校ほどの手厚い支援がその後どこでも受けられているかどうか分からないので、中退する子がいたり、転職を繰り返す子がいるのかなということを心配してるんですけども、その後の進路について、どのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 義務教育期間に支援が必要とされた子どもたちのその後のフォローはできているのかにお答えいたします。

教育委員会としましては、所管する義務教育終了後、つまり中学校卒業後につきましては、特別支援学級在籍の生徒も含む、全生徒について毎年の進路状況調査によって把握しております。しかしながら、最初の現状についての答弁で申し上げましたが、学校が特別な支援を必要と判断した生徒につきましては、特別な支援の必要性が個人によっては進学後に変化することもあり得ますし、県内外のすべての機関に対して追跡調査を行なうことは困難でありますので、高校等へ進学したあとの進路状況等については把握できておりません。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 学校ではやっぱりそこまでがひとつの限度かなと私も思い

ます。だから私としては教育委員会がするのか、どこがするのか分からないんですけど、そういう心配な子どもたちが荒波にでて、本当にどういうふうに住んでいるのか、ひきこもりになっているんじゃないとか、そういうこととても心配しますし、それをちゃんと見届けたときにあの支援でよかったなど、よかったのかなということが評価できると思いますので、どうか市長、これはどっかの部署で、別に県外まで行かなくてもいいんですけど、高校の私立高校と連絡とって、ちゃんと3年間通学できてるかどうかとか、その辺りまでは、そして3年間卒業して、支援学校卒業しても、普通高校卒業しても仕事に就けることができてるかなど、それは市としてそこまで面倒見てあげてほしいなど、1人や2人じゃないですから、毎年50人ですから、5年間で250人。普通学級に入れなくていたり、それからきめ細かな支援を受けてた子がどうなのかということはずいぶん、見ていただきたいなと思います。

今日、いろいろお伺いしまして、やはり非常に増えてるんだということ、そして数だけじゃなくて予算的にもかなり市の持ち出しが増えてるということで、福祉の領域というのは、あまり効果とか、評価とかしてこなかった部分じゃないかと思うんですけど、私はやはりこの厳しい財政の中どんどん、どんどん増えていくということがいいのかどうか。もっと効果的な方法があるんじゃないか、そして予防的視点も持つ必要があるんじゃないかということも非常に思っております。今日は、皆さんあまりなんか危機感を持っていないんだなというふうな感じを感じました。それは役所にいて感じることなんですけども、こんなに増えてどうなるのと私の心配と、それとそんな心配することはないというふうな職員の方と温度差があるわけなんですけども、保育園、幼稚園、それからいろんなところに行って聞いてきました。ある保育園の先生がこんなふうに言いました。「確かに昔は元気のいい子とおとなしい子と二つぐらいに分けてたけど、今では保育士も子どもを丁寧に観察するようになったと。そしてその子にあった接し方を学んだり考えるようになった。その保健予防課で心理士さんとか、保健師さんとか、いろんな方が関わってくれるので非常に助かってます。そういうことで数字上増えてきたということもいえると思います。」と、いうふうに言われるんですけども、そう言いながら「それはそれで一辺見に来んですか。」と言われるんですね。保育園、幼稚園の先生何人も言われるんです。「昔は一人で40人見てましたと、幼稚園で。今はとても一人で40人見られません。」と。ある幼稚園では24人だから2人でいいそうなんです、決まりがですね、24人だけど4人で見てると。それも3歳児くらいで、「お宅のおさんはちょっと障がいがあるんじゃないですかとは言えないと。だから療育手帳も持たないから、加配もないから園の持ち出しで2人の人件費を出して見てるんですよ。」と。「その子どもたちを見に来てください。」と言われました。もう一人の園の先生も言われました。「もう加配がほしい。」と、市の。「保育園で持ち出しで、断れないから見

てます。」と。「何が大変ですか。」と聞きましたら、突然後ろから突き飛ばしたり、たたいたり、かみついたり、乱暴したりすると。あとはその集中力がなくて動き回るからけがばかりするから、あの子とあの子は目を離しちゃだめよというふうに、その係を置いとかないといけないと。そういうふうなことでした。数字は皆さん何年前は分かりませんが、今日そういうのが出ましたけども、長く長くそのずっと子どもを見てきた人は、とても40人見られませんか。昔はちょっと気になる子はいたけど、見れたと、自分で。今は倍いないと見られないというふうに言っていました。

小中学校で聞いてきました。発達障がいといわれている子ども以外にもグレーゾーンの子はたくさんいますよと。今はそんなですと。知的には問題なくても不安がやたらに強くてクラスに戻れない子もいるから、ああいう子は社会に適応できないでしょうね。知的に問題ないから高校に行けるけども、みんなの中に入っていけないでしょうね。今の子どもは集中力、協調性がないですね。学力は落ちてきていると思いますよと。そんないろんなことを語ってくれました。

間接部門にいる方と現場にいる方のいうことは違います。間接部門の方はどっかの講演会とかで聞いたことで考えておられるでしょうけど、現場の方は本当にこれは大変な問題だということを言われております。

それから私の感じ方ですけども、40年前岱明町で1年間に220人生まれてたんですよ。4つの小学校があって支援クラスは、4つの小学校に1つしかなかったんですよ。1人、2人しか入ってなかったと。脳性麻痺の方が1人入っていたのを覚えています。あと後半で1人入っていたのを覚えてます。そのくらいだったんですね。でも今は100人生まれてないじゃないですか。半分以下なんですよ。ところが支援学級が8つあるんですよ。そこに30人。そのもとに支援学級に入りたくないけども、入りたくないというから一般教室にいるけども、支援が必要な子どもが53人いるというんです。そのために支援員を8人雇っているんですよ。これは誰が何と言おうと、私はやっぱりこれは大変だと、もちろん医療的なものが多くて荒尾支援学校に通っていたような子が地元の学校に来られるような子もいるのは確かですけども、それを含んでも昔200人いて1つだったのに、100人で8つで16倍に増えてるじゃないかと、こういうのは管理職の方、そういう立場にいる方はあまり感じられないのかもしれないでしょう。一般の住民が言います。自分たちの子どもときはそうじゃなかったね、今はおかしいね。ということ強く言われます。原因は何かというと、ある方がこれは文明病ですねと言われてまして、なるほどこれにすべてが含まれているかなと感じたところがございます。

こういうことで、市長としてまずこの現状をどういうふうに認識されているのかをお伺いしたいと思います。

やはりデータもあまりとってない。そしてあまり危機感を感じてないような状態で、

私がああしてみたらどうですか。こうしてみたらどうですかと言ってもやはり取り入れはされないでしょうし。ただ、何したらいいかわからないけど、これ大変なことじゃないかなと認識すると、そういう情報って入ってきますからね。今日の情報の中から市長としてどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 近松議員の増加し続けていることに対してのどのように認識をしているのか。危機感を持っているのかどうかというようなことについてお答えをしますけれども、危機感を持っております。それからデータもとってあるはずですが、とってありますけれども、質問の聞き取りであったりとか、そういうものとして、今材料であるか、ないかという問題だろうというふうに思いますので、そこは誤解がないようお願いしたいというふうに思います。

福祉サービス利用、それから特別支援教育の増加、これにつきましては、過去と比較しますと福祉事業の充実、それから教育制度の変化によりまして、サービスの提供を以前より受けやすい環境が整ってきたことも一つの大きな要因であるというふうに考えております。また、近年ITの普及によりまして多くの情報が入りやすくなってきたことに加えて、社会情勢の変化などで保護者の考え方にも変化があって、サービスの提供を以前よりも求められる方が増えているというようにも考えられます。そういったサービスの増加の一方、実際に支援を要する子どもが増えているということも事実であります。その原因としても、生物学的な要因のほかに、テレビ、インターネット、スマホ等メディアの視聴の多さ、その影響による睡眠障害、周囲の無理解によるストレス、また、化学物質によります食品への影響など、様々な事柄が考えられるのではないかとこのように思っております。市としては、教育委員会をはじめ、関係機関と同様の、執行部が認識をもって、年々変化する社会情勢、それから取り巻く環境を的確に把握をして、適切な特別支援教育、そしてまた、福祉サービスの提供を行なってまいりたいというふうに思っておりますし、食育の推進でありますとか、子育て支援を通じて子どもの健全な成長をしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 市長のしっかりした答弁いただきまして、ちょっと安心したところでございます。

言われましたように、やはり皆さんの中でこういう理由で福祉サービスが増えてきたから目立ったんだということも確かなものでありますけど、実際増えているということも確かだということが多分両方ありながら、私が余り言う、「いやいや、そうじゃないんだ。」ということがでてくるので、非常に心配しているんですけども、やはり市長に

お願いしたいんですけども、やはりこれは増えているということは大きな問題として捉えなくちゃいけないということですね。やはり職員がみんな意識してほしいんですけど、私がしゃべると「いやいや、もとからいたからですよ。」なんて言われたら、もう次進まないんですよ。やはり市長がリーダーシップをとって、本当にこれ民間だったら、この増加率をせめて、カーブにしてどんくらいですか、熊本県は45度ぐらいに急上昇してますもんね、増加率が。せめて30度ぐらいにするという。結果を求めるみたいな感じで指導していただきたいなど。そうじゃないとやってることが適切かどうか分かんないんですよ。やっています。やっています。やっています。とってぐんぐん増えてるじゃないのと。数字で出てこないのはやってるうちに入らないというのが私の考えですね。それかやり方が間違ってると思うんです。だから数字できちっと見ていってこの増加のカーブが緩くなるようにということを目指していただきたいなと思います。私、国難だと思っているんですよ。第2の水俣病に匹敵するのではないかなと思っているんですよ。市長が言われたように、メディアとか、睡眠障害とか、それもすごくあると思いますし、化学物質もあると思いますので、これやはり胎児期からの教育だと思うんですよ、だからそれを前弁当の日をやっていたように、お母さんになる前のその子どもたちに対して教育をしていくということもあるし、母子手帳交付時とか、そういうときに教育していく方法もありますし、ここに一点集中してとにかくここをやるぞという姿勢でお願いしたいなというふうに思います。

前、どういう問題なんだろうということを各課で集まって話してほしいということは何回もお願いしてはいますが、言い出しっぺが1番損するからということではないんだと思うんですけど、市長の号令一つで職員の方は動かれるんじゃないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それと先ほど申し上げましたように、なんだかやれるだけでいいんだけど、完璧じゃなくてもいいんだけど、やはり卒業した子が、玉名の子どもたちが幸せにやっばり過ごしているのかどうかということをやっばりせめて高校まではときどき今、保育園、学校との連携もとてもよくできるようになりましたと言われてましたけど、それと同じで中学、高校も同じ公立じゃないけども、その子どもたちがどうなっているかというフォローをしていって行くのがこれだけの支援でよかったのか。ただ預かるだけの、親が困るから預かるだけの支援だったのか、本当に問題が解決する支援だったのかということの評価、そこで評価できると思うんですけど、それをぜひ、なんとかしていただけないかなと思うんですけど、どんなでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えします。

今、お話がありました全庁体制といいますか、縦割りの担当課だけの判断ではなくて、

教育部と保健予防課と子育て支援課といったところでの連携会議というものもこれから私が発して行なっていかなければいけないというふうに思っておりますし、こういったサービスといいますか、こういった取組を受けられた子どもさん方が巣立った後のリサーチというものも、どちらの部署か、どこでやるべきかまた検討しなければならないと思いますけれども、やはりそれは非常にこれからまたその政策という形で行なっていくに当たってみてもそうですし、非常に今後のこと、これからどういうふうにこれが推移していくのかということをお占うためにも、そのリサーチというものは非常に興味深いものがあるわけだというふうに認識しておりますので、そういったところのちょっと検討をしていきたいというふうに思っております。

その中で、例え話、過去の話になりますけど、私昭和40年生まれでありますけど、子どもが非常に多い時期でもありました。大規模の学校でありましたので、中学校は私は12組で12クラスありまして、1クラス50人。私の兄は18クラスありまして、その当時は学校の中の運動場もプレハブ校舎だらけで運動会も2年に1度しか、どっかの競技場に行ってしか開催しないと、そういった昔の時代もありました。その当時がどうだったかなと思い浮かべたときに、例えば、食の問題でいうならば、今は非常に食の部分に関しても以前、その当時よりもよくなってるんじゃないかなと。農薬の問題とかですね、それこそカップラーメン、インスタントラーメン等々があって、アレルギー等々もたくさん出てきた時期でもありましたけれども、そういった中で、元気がよい子、おとなしい子のさっきお話がありましたけど、以前は、今では決してあってはならないし、そういうことは決してないと思っておりますけども、以前は学校の中で力でねじ伏せられていたというようなこともあったんじゃないかなというふうにも思います。ですから、本当に以前と比べてやっぱり問題がある、異常であるだろうと、発達の障がいであると呼べる子が、実際に本当にどれくらい増えているのかということをしかりとまた今回のことで見極めるそういったところもやらなければならないのかなというふうに思っております。今の例えば、制度、法律、ルールの中で、そういう方々にカウントされるということではなくて、以前とどういふふうに本当に変わってきているのかということをもまずは知らなければ、なかなかサービスが充実した以上、そのサービスはしっかりと提供しながら、福祉という考え方の中で手厚くやっていくという思いがありますので、ただただ減らせばいいというような話でもないというふうに考えておりますので、そこは御理解をいただきながら、しかりさっき申し上げたところは対応していきたいと、協議もしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） ありがとうございます。

なんか市長のお話聞きまして、ちょっと希望が見えてきました。私は本当に25年間で32倍になったという表を見たときには、目がくらくらするほどびっくりしました。そして先ほど申し上げましたように、岱明の状況を見たときに、もうそれから地元の話を聞いたときも、本当に子どもが減っていくのにこの状況で日本はどうなっていくのかなということを非常に心配で、心配でたまりませんで、教育部長にも健康福祉部長にもちょっと無理なことをお願いしたかもしれませんが、私の心配のあまりでございましたので、お許しいただきたいと思います。また、関係職員にもいろいろ資料を提供していただきましてありがとうございました。

就労支援事業所にも見に行ったんですね、福祉的な就労事業所ですけど、そこにも行ったんですけども、ああ、ほんとうによかったなと就労支援されてるなというところもあれば、ああ、ただ安く使われてるだけかなと思うようなところもありまして、本当にこの方々が、この子たちが幸せにその子の個性を、特技を発揮できるような、そんな社会であってほしいし、そのための支援じゃないかなと思いますので、どうかどっかの部署がその子どもたちをフォローして行って、いいケアをしていただきたいと、ただただお金を出すだけじゃなくて、本当に実のあるケアをして、一人一人がいい人生、輝く人生であるように、市としても力を入れていただきたいなと思います。

ある近隣の市の女性議員見ましたら、うちのほうはその発達障がいとかそれに対するサービスがすごく充実してきているから、よそからたくさん来て迷惑してるのよとか言われてたんですけど、やはりいいサービスをしていくのも大事ですけど、今市長が言われたことがとても大事だと思うんですね。やはりきちっと見ていく、それから見かけの障がい児、本当になんだけども環境によってそうなるというふうな形になって、大変な子もやはり避けなければいけないですね。いろんな意味で広く、ただサービスではなくてしていただきたいなと思います。

今日は私の心配に対して、本当に市長は力強い答弁をいただきました。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時08分 散会

第 3 号

6月10日 (水)

令和2年第4回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和2年6月10日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）
- 2 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
- 3 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 4 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）
 - 1 大河ドラマ館関連事業の検証について
 - (1) 大河ドラマ館の有料入場者数は
 - (2) 大河ドラマ館の無料入場者数は
 - (3) 金栗四三翁住家とお墓への来訪者数は
 - (4) 大河ドラマ館の総事業費は
 - (5) 大河ドラマ館の諸収入売上額は
 - 2 現玉名中央病院跡地開発の方向性は
 - (1) 跡地再開発について検討なされたのか
 - (2) 跡地再開発検討委員会組織は
 - (3) 検討委員会組織の委員の内容は
 - 3 新型コロナウイルス感染の対策について
 - (1) 第2次、第3次の感染拡大に万全の対応、対策を
- 2 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
 - 1 新玉名駅前整備について
 - (1) 新玉名駅周辺整備方針は
 - 2 玉名市の教育の現状について
 - (1) 第3期玉名市教育振興基本計画について
- 3 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 新型コロナウイルス感染症による市政への影響、今後の対策について

- (1) 税収への影響、今後の財政の見通しについて
- (2) 財政調整基金の考え方について
- (3) 財源の確保について
- (4) 生活困窮者に対する支援、相談体制について
- 2 ウィズコロナ時代における新たなまちづくりについて
 - (1) 行政の効率化・ICTの導入における行政手続の電子化について
 - (2) キャッシュレス決済の推進について
 - (3) 公衆無線LAN(Wi-Fi)など情報インフラの整備について
 - (4) 新たな生活様式におけるこれからの市民活動、スポーツ活動の実施について
- 3 一般質問に対する対応状況の公表について
- 4 9番 松本 憲二 議員(自友クラブ)
 - 1 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策の今後は
 - 2 小中学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策は
 - 3 乗り合いタクシーにおける新型コロナウイルス感染症の対応は

出席議員(20名)

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 坂本 公 司 君 | 2番 | 吉 田 真樹子 さん |
| 3番 | 吉 田 憲 司 君 | 4番 | 一 瀬 重 隆 君 |
| 5番 | 赤 松 英 康 君 | 6番 | 古 奥 俊 男 君 |
| 7番 | 北 本 将 幸 君 | 8番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 9番 | 松 本 憲 二 君 | 10番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 12番 | 西 川 裕 文 君 | 13番 | 嶋 村 徹 君 |
| 14番 | 内 田 靖 信 君 | 15番 | 江 田 計 司 君 |
| 16番 | 近 松 恵美子 さん | 18番 | 前 田 正 治 君 |
| 19番 | 作 本 幸 男 君 | 20番 | 森 川 和 博 君 |
| 21番 | 中 尾 嘉 男 君 | 22番 | 田 畑 久 吉 君 |

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日の応招議員は20名全員であります。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地方自治法第113条の規定に基づく、定足数の原則に従った議会運営を行ないます。

また、議場に入場していない議員については、別室にて視聴しておりますことを申し上げます。

現在の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

併せて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 一般質問

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会の発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、30分といたします。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 皆さん、おはようございます。

今朝になって女房が傍聴に来る言いまして、止めたんですよ。いい年してお前女房離れしとらんと言われるぞと言って、今日来させませんでした。と言うことで、余談はさておいて、時間の都合もありますので、早速一般質問に入りたいと思います。

まず、通告しております大河ドラマ館関連事業の検証についてとしております。残念ながら3月議会で発言の通告をしておりましたが、新型コロナウイルス感染の拡散によりまして、一般質問が中止となりまして現在となりました。課題の賞味期限が切れておるわけございませんので、改めて多くの市民の方々がその成果について知り得た内容がありますので、再度質問事項といたしました。

さて、この事業については大変不評といたしますか、批判にさらされ思いもよらぬ過去大河ドラマ放送の最低の視聴率を記録したり、ドラマ館入場者が12万弱程度と非常に期待感を生み出す数字にはなり得なかったと思うところであります。だからといって何も行政当局の責任とかそういうものを追求するためにこの課題を取り上げたわけではあ

りません。なぜなら、その結果は世間の目線で決められたわけです。とにかく世間の目線がいろんな事実を示してくれたものでございます。理由はそれだけだと思うんです。NHKの大作大河ドラマ、期待だけが先走り、これほどまでの低調とは誰も想像できなかったことだと私は思います。熊本県から出向してこられておりました石井さんとか、金栗四三推進室長はじめ、担当課職員一同の大変な、不評の中での誠心誠意、前向きの政策に取組12万人近くまで達したドラマ館の入場者は、このチームの努力の成果だといっても決して過言ではないと、私はそのように判断しております。もちろん、全職員皆さんの協力を忘れてはいけないことではございますけども、ただ、私が思うことは、市長、副市長お二人の常に前向きの姿勢で政策を忠実に実行、推進された成果だと言表明して、記録しておきます。ほかにも多くの市民の皆様を支えていただきました。もちろん玉名市議会としても大変な努力を重ねたことは事実であります。

さて、この課題については、多くの市民の皆様よりその内容についてお尋ねがあつておりましたので、私は3月議会での一般質問のそのひとつの課題としておりましたが、諸般の事情で中止となりましたことは適切な判断であったとは今思っております。

さて、それなりの投資をして、収益を上げるにはいろいろな作戦といいますか、創作、工夫が必要だったと思うところです。大河ドラマ館の入場者も最終的には12万人近くに達したとの報道などで知り得ていますが、入場者にもいろいろな区別があり、多種多様な方法を取り入れて開業されたとのことですが、まず、入場の入場者が基本計画であったのは市民みなさんが知るところですが、有料で入場された人数はどれほどに達したのか、まずはこの件の数字をお示し願いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

田畑議員御質問の大河ドラマ館の有料入場者数についてお答えいたします。大河ドラマ館は、平成31年1月12日の開館以降、1年間にわたり全国から多くの方々に御来館いただきました。その中での有料入場者数は、総有料入場者数11万7,310人に対しまして、8万6,752人で、74%でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） それなりの投資をして収益を上げるのには、いろいろな作戦といいますか、方策が必要だったと思うところです。

有料の入場者はその反面、大河ドラマ放送の視聴率が過去例のない低記録を示す中で、大河ドラマ館入場者だけでも、少しでも伸ばす案としていろいろな対策を組み込まれた中で、最終的には無料の入場者券を各方面に配付されたことは分かっておりますが、最

最終的に招待券も含めて、無料での入場者数はどれほどであったのか、お示し願いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 大河ドラマ館の無料入場者数についてお答えいたします。

大河ドラマ館は無料開放日として、令和元年初日の5月1日、金栗四三氏生誕日の8月20日、即位礼正殿の儀の10月22日、金栗四三氏命日の11月13日、年末年始の12月28日から1月5日、いだてん大河ドラマ館閉館日の1月13日の計14日間を設けたところであり、総入場者数11万7,310人に対し、無料入場者数は3万5,58人で26%でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 総数が11万以上となったわけでございますけど、これだけの数字を達成するにも相当の努力をされたことに当事者の皆様方に敬意を表しますけど、この経験ですかね、この苦しい経験、いろんなことを貴重なこの経験は今後の行政運営に役に立つと思います。現にその経験を貴重な財産としてこれからの行政に活かしていただくことを強く願います。

さて、ここで忘れてはいけませんのは、大切なことがあります。そうですね、皆さんが本当に1番神聖な気持ちで訪問されたであろう金栗四三翁さんのお墓とその旧住居の来訪者、その方々には心から御礼を申し上げたいと思う気持ちであります。遅まきながらこの場を借りまして、この書面をもって玉名市議会の一員として、玉名市民として、心からの御礼を申し上げます。

ところで、この場所にもまた多くの方が訪問されたと思いますけど、訪問いただいた方々の人数をできたら教えていただきたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 金栗四三翁住家とお墓への来訪者についてお答えいたします。

平成30年に御遺族より寄贈いただきました金栗四三翁住家につきましては、金栗四三氏にゆかりのある品を展示する住家資料館として整備を図り、一般公開を開始しました。公開後は大河ドラマの視聴者や陸上関係者など、金栗四三氏に興味を持った多くの方が全国から訪れ、ドラマ館閉館日までの来訪者数は2万2,844人で、令和2年3月末現在は2万3,506人でございます。金栗四三翁住家資料館やお墓につきましては、今年度も引き続き公開しておりますので、貴重な金栗四三関連施設として、玉名市歴史博物館ころろピア及び和水町の金栗四三生家記念館とも連携を図りながら、今後も情報発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） この両施設を訪れた方々に本当に心から御礼を申し上げたいと思います。

また、この両施設をボランティア精神で支えていただき、協力いただきました皆さん方にも、心からの感謝の気持ちを表明したいと思います。

特別委員会でなんか一瀬議員が大変気を使っておられたような気もいたしますけども、大変お世話でございました。大変御苦労さまでございました。

また、多大な支出しております大河ドラマ館及びこの関連事業の総経費としております。まずは、ドラマ館建設用地の整備から始まったと思いますけど、ドラマ館自体の建設費用、それに対する設備費用、交通アクセスの委託料、その運営を担当された人件費など、正確な数字をお示し願えたら、市民の皆様方が納得できる説明ができると思いますので、分かりやすく正確な数字をお示し願いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 大河ドラマ館の総事業費についてお答えいたします。

大河ドラマ館事業の総費用ですが、項目別に申し上げますと、入場券販売管理及び運営の費用約1億3,000万円、建物の設置に要した費用約9,300万円、NHKから衣装、小道具の借用などによる展示費用約1億9,800万円、宣伝、広告及びイベントに関する情報発信費用約1,900万円、駐車場などの外構工事費用約1,600万円、イベント広場のステージ借上料約100万円の計4億5,700万円でございます、地方創生推進交付金の活用を行なったところでもございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 相当の経費といいますか、費用がかかったように思うところがございます。

自分のことを比較するもの大変失礼かと思いますが、私はどちらかといいますと商売が大変好きで、いろんな事業に取り組んできた経験がございます。玉名市議を目指す前は多種多様な事業に取り組んできた過去がありますけど、どんな事業であっても費用対効果、しょせん投資に対してどれだけの利益を上げて継続して事業できるかを、その計画性を作成し練り上げて、それに沿って事業の推進を図るのが本来基本、基礎であるわけです。その理念と信念に基づいて各事業を推進した過去があります。大変貴重な多くの経験を積み重ねてきました。私が今でもこの経験は財産となっているわけでございますけど、あんまり自分の演説みたいになりまして、大変失礼しました。

大河ドラマ館関連事業の総経費の数字を今お示しいただき、当然どんな事業であって

も投資をして、事業を推進すれば、必ずそこには収入が発生するのが当然であります。この大河ドラマ館及び関連事業で生じた総収入はどのような結果になっておるのか、これまた多くの市民の皆さんが知りたいと思う多くの課題の中の一つだと思っております。正確な数字をお示しいただき、市民の皆さんの期待に応えたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 大河ドラマ館の諸収入売上についてお答えいたします。

大河ドラマ館の総収入ですが、まず、入場料収入につきましては、販売種別ごとに申し上げますと、ドラマ館窓口販売分が約3,000万円、委託販売分が約1,700万円の計4,700万円でございます。なお、別途熊本県から補助といたしまして熊本地震復興基金交付金3,700万円が市の一般会計に交付されております。大河ドラマ館事業につきましては、営利を目的とせず、玉名市の知名度の向上及び地域の振興につなげようと様々な取組を行なっておりまして、昨年1年間の大河ドラマ放送を受け、全国的に金栗四三氏が認知され、金栗四三と熊本玉名の関連付けが一定程度図られたと思っております。また、金栗氏の御縁で、箱根町や文京区などと新たな協定の締結や筑波大学陸上競技部男子駅伝の合宿誘致、玉名いだてんマラソン創設などの副産物が生まれ、今後の玉名市の発展につながる実りある事業であったと思っております。

なお、今回の大河ドラマいだてん放映等に伴う経済波及効果についてですが、昨年1年間で増加した観光客数をもとに、1人当たりの平均消費額で算出したところ11億7,000万円の経済波及効果となっております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 何と言いますか、このドラマ関連事業につきまして、今執行部よりいろいろ詳しく発表されたわけでございますけど、結果としては相当の収入不足と申しますか、赤字と申しますか、一言で言えば税の無駄遣いとそうみたいなことになってますけど、ただ、先ほど言われましたように、ただこの金額を税の無駄遣いに終わらせてはいけません。今言われた男性職員もそうですけど、NHK自主製作で大河ドラマをされて、大河ドラマ館は地元自治体の近接運営で過去も大河ドラマ、NHKからすると相当な期待感で出発した。その成果が御存じですよ、今発表されたとおり。

よかれ悪かれ、玉名市の先ほど言われたように、知名度が全国的に広まったと思ひ、いいほうに考えれば、今後の行政の政策にいかにかその達成化に生かして、生かし切るのか。現実のそれが課題であると私は思ふんですね。この経験は非常に貴重な経験だと思ふんですね。行政には今までない、相当の期待を寄せているのが玉名市民はもちろん、今日傍聴に来ておられる方々もそうですけど、知識人の皆様方の常識ではないかと思ひ

ておるんです。

執行部はじめ行政マンの皆様には、新たな決意を持って、今後の玉名市の発展に取り組んでいただくよう、この機会に強く要望しておきたいと思う私ですが、市長の強い信念とこれからの政策についての決意をちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。数字的なことではございませんので、市長の信念を聞かせていただければ結構だと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。田畑議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、るる担当部長のほうが説明を申し上げさせていただいたとおり、今回の大河ドラマは議員が申されるとおり視聴率が過去最低であったというようなちまたでの評判ではあるものの、ギャラクシー賞というドラマの非常に優秀な賞も取られた中身の非常に優れたドラマだったのではないかというふうに思っております。そしてまた、大河ドラマ館の設置に関してでありますけれども、これは担当部長も申し上げましたとおりでありますけれども、ドラマとともにその世界観をしっかりと楽しんでいただくために、そして金栗先生の功績をたたえて、検証して、それがひいては玉名市民の誇りまたは心の支えというものになり得るだろうということで、設置をして、ドラマ館の設置自体がそのドラマ館自体で収益を上げる施設ではないということを何度も申し上げさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、そのドラマ館を設置することによって、設置することが目的ではなくて、それが手段となり多くの方々に玉名に来ていただく大変よい機会になったというふうに思っております。そのおかげで認知度が向上しましたし、また、先ほどの答弁のとおり11億7,000万円という経済波及効果も得られている。すなわち地域振興の面においても非常に有益だったんだろうというふうに信念を持って申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

今回のドラマ館の設置を含めた一連の事業において、今までこの玉名市役所内でなかなかあり得なかった全庁体制でいろんな物事に取組むというようなことが非常に取組めたい機会だったというふうに思っております。各部署の縦割りの部分というものをその垣根を取っ払いながら、今後様々な事業においても、全庁体制で取組んでいくことができるようになってきた。そういう状況になっているというふうに思います。私も庁議であつたり、部課長会であつたり、全庁体制で、全庁体制でと言うことが口癖になってきているほど、やはり全体でいろんな物事に取組んでいこうという風潮が高まってきていることは、これも一つ今後の市政運営に対しても、非常に有益だったというふうに思っておりますので、その点をしっかりと心にとめて、気にとめて今後も職員と一丸となって市政の運営に邁進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○2番（田畑久吉君） ただいま市長に立派な言葉で、金栗四三翁をたたえた言葉をいただきました。私はもうそのとおりだと思うんです。金栗四三翁が大変な努力家であり、旧玉名市民としてその功績をたたえるのが当然だと思うところです。何事にも忍耐と努力とといいますか、必要なことを玉名市民が教訓とすべきことを自らの体で示されておることだと、その精神をくみ取ることができるわけですけども、これだけの立派な方、NHK大河ドラマの主人公になられた方。一言行政といいますか、代表であられる市長にお願いしてこの項目に対する私の一般質問を終わりたいと思うところですけども、あの金栗四三翁ののぼり旗ですね、のぼり旗。金栗大河ドラマ放送後の処置に少し問題があるんじゃないかと思います。というのも、市長がいろいろたたえて言われましたけども、そのことも少し反面考えるとむなしく聞こえる部分があるんですよ。なぜかといいますと、のぼり旗がそのパイプに巻き付いたり、横の街路樹に巻き付いたり、街路樹で見えなかったり、そういった処置は、これは何回かずっと続いておりました。いつも皆さんが通る道路なのに、それはそのまま放置してある。だから市長が言われた言葉にむなしさも感じるわけです。なぜ、皆さんがいつも通る道にそういうのがあるのにすぐに直さないのか。今日見ましたら全部直してありました。しかし、街路樹のすぐ横ですから、街路樹にちょっと引っかかったりしてますよね。非常に見苦しい。それからここ1年間ずっと立てておりましたのぼり旗、ほこりで少し色があせてますよね、それからぼつんぼつんと所々に建っている。なんか寂しい感じがする。そういうものはやっぱり改修して一回きれいに洗濯でもして、漂白してから新たにどこかにまとめて立てるとか。例えば、博物館に資料を収集して展示するんでしょ。そうしたらやっぱりそれを象徴するために博物館の横の川の欄干がありますよね、あれであれば街路樹もなく妨げにならない。あそこにずらっと立てて、象徴するのが私ら金栗四三に対する誠の尊厳と真のたたえになるのではないかと、私は思うわけです。

今一度自分の心に刻み込んでいただければ、これからの玉名市のさらなる発展を期待することが、私はできると、そう思って私は進言するのも間違いではないかと考える次第です。

今言ったことに、市長再度なんか考えがあったらお答えをお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

のぼり旗の件については、なかなか気づくことができず、大変申し訳なく思っております。おわびを申し上げたいというふうに思います。

これまでにも申し上げてきましたとおり、これは一過性に終わらせることなく、とに

かく金栗先生の「カナクリズム」というものを核にしながら、いろんな物事に、いろんな事業にも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、のぼり旗もこれで終わりではございませんので、今後は気をつけて、気づいたひとがしっかりと対応していくというようなことは努めていきたいと思っておりますし、そういった指示も出していきたいというふうに思っております。

それから今、コロナ禍にあって、今年の1年間が一体何だったんだというような風潮も高まっているような気もしておりますが、いかんせん、行なおうとしている事業もなかなか実施できないというような状況にあります。ただ、そういったこの状況であるからこそ、さらにしっかりと暖めて、アフターコロナ、コロナが収束した後は、また、金栗先生の功績をたたえながら、検証しながら、様々な事業にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうか議員各位におかれましても御理解、御協力のほどをお願いしたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 市長おっしゃるとおりに一過性に終わらせてはいけない。なんのためにこの事業をやったのか。ドラマ館建てるだけの問題じゃないというのをおっしゃいましたよね、そういう意味からしてもやはりその後の処置がいかにその市政を示すかということを実証するわけですから、ぜひ、その辺に気を使っていただいてあとあとあれが残らないようにお願いしておきます。

次の質問に入ります。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 次に、玉名中央病院跡地開発の方向性としております。

皆さん御存じのとおり、玉名中央病院は地方独立行政法人くまもと県北病院機構となって誕生しております。誕生してから早何年か経過しておりますけども、新しい402床でしたかね、病院の建設も進み、来年の新年度3月、4月頃には新病院での診察、診療も始まるのではないかと思うぐらい早いペースで病院建設が進んでおります。現在の中央病院も地域医療センターも統一された新病院での医療体制となることは事実であります。両方の病院の跡地の再利用の問題が当然重要な課題となりますことは、玉名市民の多くの話題の一つとなっております。当然新しい病院組織がその方向性については、検討を重ねて市民の前に具体的な開発の計画性をお示しになると思っておりますけども、それが当然の段階的な作業だとは思いますが、跡地利用再開発について、検討された経過があるなら、その内容をお示し下さい。

また、再開発をどのような組織で編成されるのか、跡地再開発検討委員会のような組織を立ち上げられるのか。そうであるならば、その内容の委員の内容、内訳、どのよう

な人材を採用されるのか、お考えをお示し願いたいと思います。

新しい病院の建設が進み、来年初期の開業がもう目に見えてきたような状況の中で、やはり開業の時点では跡地の開発方向性、その具体的な形が見えているべきだと私は思うところです。病院それぞれの跡地が地方独立行政法人の名義所有であっても、意見を言うことは必要な内容の課題だと思うところです。市当局とされても、市議会としても、跡地有効開発をするために、その意見を言うことは必要であり、双方の、市当局、そしてまた市議会、病院サイド、双方の知識を共有するのが開発に対して有効な手段の第一段階だと、私は思います。市民の代表としてそういうことも考えるところでございます。いかがなお考えか、所信、本意をお伺いしたい。

市長いかがでしょうか。市長は中央病院、現在もそうですかね、中央病院の設立組合長である立場でございますので、その辺の考えをちょっとお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 田畑議員の現玉名中央病院跡地開発の方向性についてお答えいたします。

現在の公立玉名中央病院は平成29年10月より、地方公共団体とは別の法人格を持った地方独立行政法人くまもと県北病院機構で、独立採算制を念頭に病院の運営を行っております。当敷地につきましても現地法人の所有する財産であるため、跡地の利用についても法人において検討することになっております。予定では、本年度から跡地利用検討会を立ち上げて検討に入っていると伺っておりましたが、新型コロナウイルスの影響で少しばかり遅れているということでございます。

市としましては、現病院が市街地にあるため、新病院の移転をする、来年の3月に予定しているのであれば、早急に利活用の方針を決めて移転後に現病院は空き家のような形で残ることだけは避けるように、理事長には強く申し入れております。また、検討に当たっては、近隣住民の皆様や自治体の意見を十分拝聴し、不手際なく進めるよう併せて言い渡しております。この件につきましては、近隣住民の皆様にご迷惑のかかることのないよう、今後とも同法人の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 私は当然跡地の再開発については、既に今の時点で検討を重ねて、何らかの方向性が出ているのではなかろうかという思いで今日の質問の課題の一つに取り上げたわけですが、いまだにその方向性、具体的な計画の検討がなされていないのは、私にとっては非常に意外な感じがいたしました。常に先見の明をお持ちの藏原

市長、時期的にはその開発の方向性については、検討されるべきではないかと私は思うんですね、行政にもいろいろコロナ関係もありまして多忙なこともあって、そういった会議の場所的なこともありますし、玉名市の活性化、発展のためにも時間的な空間を作ったらいかんと思うんですね、時間的な空間を、その開発について。そうしますとそれだけ開発、玉名の発展が遅れますよ。それこそ時間の無駄というんですかね、ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、早急な開発の方向性を出していただき、ただその検討委員会を立ち上げるのであれば、組織のメンバーはどのようなものなのか、組織されるのかも十分検討いただいて、早くその方向性を示していただきたいと思います。

できれば、新しい病院の開業までには跡地再開発の具体的な計画性を示していただけますように、強く要望することいたします。これが玉名市全体の活性化と、これからの発展のために、早急な検討が必要かと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に入ります。

[2 2 番 田畑久吉君 登壇]

○ 2 2 番 (田畑久吉君) 新型コロナウイルス感染の対策についてとしております。

2次感染、3次感染の拡大に万全の対応、対策をお願いするものでございます。具体的には緊急事態宣言解除後、少しはこの終息の可能性に向けて進んでいるように思うところでございますけど、北九州市では2次感染拡大が現実となっております。総合的に考えますと九州圏内では感染者も少なく、熊本県でも大きな感染拡大もなく、少しは安心とは言えませんが、全体的に見ますと少ない方だったと思うところであります。

気持ちの緩みが最大の危険を呼び起こすものです。さらなる感染防御の対策は自分自身に言い聞かせる必要があると思います。新型コロナウイルス感染が完全に終息をするまで、行政の皆さんも気持ちの休まる日はないかとは思いますが、毎日の行政事務と併せて大変御苦労かと思っております。新型コロナウイルス感染については、万全の対応、対策をもって、努力されるよう市民のためにもお願いして一般質問を終わりたいと思っておりますけども、いつ、突然感染が発生するか分かりません。誰もその予想もできません。どんなときでもその状態に対応できる対策を準備しておかれるようお願いするものです。行政として、何か一言発言されることがあれば、お願いいたします。

○議長 (中尾嘉男君) 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長 (竹村昌記君) おはようございます。田畑議員御質問の新型コロナウイルス感染の対策について、第2次、第3次の感染拡大に万全の対応、対策をについてお答えいたします。

本市では、今年2月20日、福岡県で感染者が確認されたことを受け、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び原稿を保持することを目的に、玉名市新型コロナウイ

ルス感染症対策本部を立ち上げ、全庁的に感染拡大防止対策を講じ、関係機関の協力のもと、市民の皆さんへの感染拡大防止に取り組んでおります。5月25日、緊急事態宣言の全面解除により、外出自粛要請や休業要請も解除されましたが、北九州市では感染者が再び増加し、第2波が懸念されるところでございます。

これから社会経済活動が活性化していくことが想定される中、感染拡大防止との両立が重要な課題となります。市民の皆さんには3密の回避やマスクの着用、手洗いなど、基本的な感染症対策を継続し、新しい生活様式を生活の中で実践していただくよう周知、啓発に取り組んでまいります。また、玉名郡市医師会をはじめ、有明保健所、近隣の自治体との連携による医療体制の確保に努め、万全な体制を堅持してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 新型コロナウイルスについては、非常に御苦労されておると思っています。相手が見えない、相手の見解が見えないものに対して、その対策もなかなか立てにくいと思っておりますけども、このコロナウイルスが完全終息するには、まだ相当の時間がかかると思っておりますので、皆さん大変だと思っておりますけど、市民皆さんのために、全力で取り組んでいただくようお願いしておきます。

今日の私の発言、非常に飛ばし飛ばして言いましたので、意味の通じない、分かりにくい点があったと思っておりますが、御理解いただきまして、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） おはようございます。傍聴の皆さんありがとうございます。

今回は、また、新玉名駅前整備と玉名市の教育の現状と2つの質問をさせていただきます。

では、通告に従って質問に入ります。

新玉名駅前整備は、当初基本計画がなされておりました。先だって、整備が整備方針が変わった旨の説明がありました。そこで、新玉名駅周辺整備方針とは言うことで質問をさせていただきます。

九州新幹線路線決定時には、通過するだけの新幹線でした。先輩が努力をして作ってくれた城北の拠点づくりの源となっています。周辺には玉陵学園小中一貫校、熊本県北病院が配置されています。しかしながら、駅前には家電量販店とホームセンターが立地しているのみで、周辺整備が何ら進んでいない状況です。やる気はあるのかといわれても仕方ないと思います。今年は地元説明や企業説明費として約700万円しか計上されていません。事業費はゼロということです。

先日、市議会全員協議会で新玉名駅周辺整備方針の説明を受けた際、区域については市が優先的に整備する部分と民間開発の誘導を促進する部分とに分け整備を進め、市が優先的に整備する部分において土地区画整理事業と開発行為のどちらかで行なうとのことでした。

そこで質問に入りますが、新玉名駅周辺整備について今年度以降、どう進めていこうと考えているのか。土地区画整理事業と開発行為を行なう場合、事業期間はどれくらいなのか。民間による開発についても同様か。以上をお尋ねいたします。

また、来年は農振地域の5年目の見直し期間となっております。一気に、新駅周辺整備全体を除外されてはいかがでしょうか。県とよく打合せをされ、玉名市が開発予定している全域の除外を指定すれば、その全責任は玉名市が負うことになるとおもいますが、農地転用、形状変更など、農業委員会が県にかわり虫食い状態にならないようにしっかりと対応すればよいことと考えます。市も市民の皆様から市民税というものをいただいております。市民の負託に答えるためにも努力してほしいと思います。考えをお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員御質問の新玉名駅周辺整備方針はについてお答えいたします。

昨年度、都市整備課内において実施しました土地利用意向調査、事業者意向調査を踏まえ、新玉名駅周辺等整備基本計画で定めた整備区域35.6ヘクタールをどのような整備手法で進めていけば効果的に効率よく成果が得られるかについて検討を進めてまいりました。当初、整備区域全域を市において1度に整備を行なう検討をいたしましたが、現在の社会情勢や市の財政状況も踏まえ、整備区域35.6ヘクタールのうち、どこから進めていくべきか、実施時期をどうするかなど検討を行ない、整備手法、概算事業費、事業スケジュール等を新玉名駅周辺等整備方針として取りまとめを行ないました。整備方針の内容につきましては、まず、優先的に整備すべき範囲としまして、新玉名駅から県道玉名八女線北側に位置する区間6.67ヘクタールを設定しています。新玉名駅から県道玉名八女線にかけてのエリアは既に駅前広場のほか、家電量販店やホームセンタ

一が立地しており、新たな町の拠点を段階的に形成していく上で、これらの施設を活用し、一体的なまちづくりを図ることが可能ではないかと考えております。それ以外のエリアにつきましても、民間開発の誘導を促進する区域と位置づけ、企業が進出しやすい環境整備に努めてまいります。

整備手法につきましては、開発行為又は土地区画整理事業により手法を併記しております。まず、開発行為とは3,000平米以上の土地を開発業者が取得し、造成等の環境整備を行なう事業手法でございます。事業期間は約5年間を予定しております。

次に、土地区画整理事業とは、必要とする道路や公園などの用地を地権者が少しずつ出しあうほか、各地権者の土地を整理した区画に再配置することで利用しやすい都市基盤を整備する手法です。事業期間は約10年間を予定しております。

次に、民間による開発につきましては、民間開発の誘導を促進する区域において、個別に対応する予定としておりまして、開発面積にもよりますが、農用地除外、開発許可申請、農地転用、造成等を考慮し、2年程度時間を要すると想定されます。この新玉名駅周辺整備方針につきましては、早い段階で関係者の方々にもお示しする予定としております。

今年度予算につきましては、関係者の方々と合意形成を図るための地元説明会や企業誘導に必要な経費を中心とした事業を円滑に進めるためのソフト事業予算を計上しております。ただ、民間の開発を誘導する上で、早急な対応を必要とする場合につきましては、所要の対応を図ってまいります。

なお、整備手法、事業の実施につきましては、関係者の方々の意向も含め、令和3年度に判断する予定であり、着実な整備を進める上で、一定の時間が必要になることを御理解いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 引き続き、古奥議員の御質問について産業経済部からお答えいたします。

本市では、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、多くの農地を農用地区域に設定することで優良農地の確保に努めております。そのため計画上での優良農地を農用地区域から除外するなど、計画に定めた内容に変更が生じる場合には、必ず市の農業振興地域整備促進協議会の承認と県の同意を得て計画を変更することとなります。この計画変更には、全体見直しと個別見直しの二つの方法がございます。2年を要す全体見直しについては、おおむね5年ごとに基礎調査を行ない、その結果により計画内容を変更するものでございます。一方、個別見

直しにつきましては、全体見直しで予測できなかった案件につきまして、原則5月と11月に申請者が実施する事業計画をもとに部分的に変更するものでございます。

本市におきましては、今年度から来年度にかけて実施する全体見直しにより、先ほどの建設部長答弁にありました市がまず優先的に整備したい駅西側の6.67ヘクタールを含めた集团的に存在する約14ヘクタールの農用地について農用地区域から除外の可能性や有効な手法等についてこれまでも県との協議を行なってきました。農振法に基づく農用地区域としての面積等設定基準の考え方など、法令に基づく除外について、何らかの方策がないか、県の協力を得ながら検討を行ないました。しかし、全体見直しにおいて農用地区域内である一団のまとまりある農地を1度に除外することは新たな分団要件を備えるなどしない限り、やはり制度上できない状況でございました。そのため、農用地区域からの除外の方法としては、具体的な事業計画に基づく個別見直しにより行なわれるものと、改めて再認識したところであります。

なお、個別見直しにより除外する場合には、事業の具体性が必要となり、除外要件のすべてを満たした事業計画が必要になります。今後、新玉名駅周辺の整備に当たっては、農振法や農地法などの関係法令にのっとり諸手続を経て進めていく必要があります。この整備手法など、計画が具体化する中でこれらの進捗状況に合わせた庁内協議以外にも県関係部署との情報の共有化、そして連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

コロナ対策ではないですが、国は地方へ権限を移譲して県、市に任せる。それが結果としてよかったかなと思っております。農振でも同様に国から県、県から市に任せることが大事ではないでしょうか。市には農業委員会という組織があり、きっちり審査をし、虫食い状態にならないように対応して、市が全責任を負う制度にすればよいと考えます。市のことは市が1番よく分かっていると思っております。我々議員もどうすれば市の発展につながるかを考え、行動しています。それが後の玉名市のためになると考えています。農業の必要性も地元が1番よく分かっています。我が玉名市も至る所を外すのではありません。新玉名駅周辺だけで構わないのです。我々も玉名市の経済の発展のために拠点づくりを目指しております。担当している職員の皆さんは頑張ってくださいと思います。これは私の願いであり回答を求めるものではありません。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 玉名市の教育の現状についてであります。今般、第3期玉名市教

育振興基本計画がなされて、この本を頂きました。3期といたしますと、1期、2期があるから3期があることであります。1期は確か22年にできているかと思えます。2期が27年、今回は3期になっております。そこで基本計画についてまず、玉名市の教育プランの配付ありがとうございました。1期、2期も配付してほしいんですが、5年に1度ですから配付するのが当然と、私は思っております。そこでお尋ねをします。第1期、2期の教育振興基本計画は、私は見ておりません。1期、2期の検証はされたのか。社会環境の変化など、対応されているのか。検証のあとに第3期があるものと考えます。

本を見ますと、内容はよくできていると思えます。まず、教育長のあいさつがありました。1期、2期は教育長は教育委員5名の互選で決定されておりました。よって、教育委員会指導で作成されても仕方ないと考えます。しかしながら2年前から教育長は市長の任命に替わっております。これは玉名市の教育の源であり、教育振興基本計画、市長は教育に対しての考え方、理想、理念を示されるべきと考えます。玉名市の教育の基本を作るんですから、国の教育振興基本計画の内容にのっとって、玉名市教育振興基本計画が作成されていますが、指標は市の特色を生かした学校づくり、地域の子どもを大切に考える考え方大事ではないでしょうか。市長とは考え方、理念など、作る前に打合せをし、議会にもなにか意見はないでしょうかなど、聞いた上で作成するものと思えます。つくったあとで見てもらうものではないと考えます。市長は、教育長を任命されている以上、教育大綱を作りなさいと書いてあります。教育振興基本計画を大綱とみなしてもよいともまた、書いてあります。しかしながら、市長になったひとの考え方が違ったら、大綱は変えるべきとも書いてあります。玉名市教育振興基本計画を見ますと、市長、議長のあいさつがありません。作成する前に、全議員に対しても意見はないでしょうか。意見を求められるべきものと、私は思います。それはこの本が玉名市の教育の基本であるからです。考え方をお聞きします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 古奥議員の第3期玉名市教育振興基本計画についてお答えいたします。

地方公共団体の教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。

本市においては、教育行政をつかさどる教育委員会において令和2年度からの5年間の計画期間とする第3期玉名市教育振興基本計画を令和2年3月に策定いたしました。策定に当たっては、第1期から第2期の玉名市教育振興基本計画の教育理念等を継承し

つつ、本市の基本的な指針である第2次玉名市総合計画との整合性を図り、また、2030年以降の社会の変化を見据えた国の教育施策の在り方を示す第3期教育振興基本計画を参酌し、玉名市が目指す教育の方向性や推進する施策をお示ししております。

今回策定いたしました第3期玉名市教育振興基本計画の笑顔を育む玉名市の教育プランというキャッチフレーズは、市長の思いを表しており、玉名市民の笑顔を育むような教育施策を目指しているところでございます。また、九州看護福祉大学、教育関係団体や市内企業の代表者の方々10名で構成された策定委員会を設置し、会議を開催しておりますが、策定委員会では10名すべての委員の方々から貴重な御意見を多数いただき、特に学校や地域とのかかわりや第3期玉名市教育振興基本計画で初めて出てきた持続可能な開発目標SDGsの視点などを計画に反映させております。さらに広く市民の皆様の考えを聞くため、令和2年1月6日から約1か月間パブリックコメントを実施し、2名の方から御意見をいただきました。いただいた御意見のうち、小学校における外国語の教科化の対応等については、今後の取組みとして英語教育における教員の研修機会の充実を追加したところでございます。また、第1期、第2期の玉名市振興基本計画においては、これらを一覧として定めているところでございますが、大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠法令として、地方公共団体の長が主体となり、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるもので、この策定にはあらかじめ地方公共団体の長及び教育委員会で組織する総合教育会議において協議することとされております。

本市においては、これまでも第1期、第2期の各基本計画を一覧として定めてきた経緯から、今回の第3期基本計画におきましても同様の取扱いとすべく、今年度の総合教育会議において、第3期玉名市教育振興基本計画を一覧と定める協議をすることとなります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

本を私も読ませていただきました。中身はよくできていると思います。考えることはやさしいが、実践するのは難しいとも感じました。

市長、議長、教育長、三者が一体となって絵に描いた餅にならないように、具体的実践に取り組んでいただきたいと思います。また、担当している職員の皆様のなご一層の頑張りを期待します。

これで、私の今回の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、古奥俊男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） おはようございます。7番、創政未来の北本将幸です。

先日、3か月ぶりに新型コロナウイルスによる国内での死者数がゼロであったとの報道がありました。これは医療従事者はじめ、多くの方々のおかげだと思います。しかし、感染者は、依然国内でも10数人が確認されており、世界での死者数も40万人を超え、依然として予断を許さない状況が続いています。これからも市民全体で、このコロナウイルスと戦っていかねばなりません。新型ウイルスの戦いにおいては、医療の力も当然ですが、政治の役割も大きいものがあります。国を中心に各地方自治体が様々な対策をとっています。私自身も政治に携わるものとして、また、医療従事者として全力で活動していきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をはじめさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症による市政への影響、今後の対策について質問させていただきます。

新型コロナウイルスが国内で始めて確認されてから4か月以上が経過します。その間国において緊急事態宣言が発令され、外出自粛、営業自粛など、様々な対策が行なわれ、生活面においても、経済面においても大きな影響が出ています。この影響はしばらく継続していくものと思われます。その中で、国も雇用継続給付金や10万円の定額給付など、様々な支援策を打ち出しております。現在、日本での感染はある程度収まっていますが、第2波への懸念も強く、今後感染拡大ペースや終息時期も不透明なため、長期間での対応が必要になってきます。

そこで玉名市としても現時点での経済などへの影響を考慮しておき、それをもとに必要な支援、対策を実施し、次に備えておくことが求められます。そこで新型コロナウイルス感染症による市政への影響、今後の対策について4点質問いたします。

1、税金への影響、今後の財政の見通しについて。2、財政調整基金の考え方について。3、財源の確保について。4、生活困窮者に対する支援、相談体制について。以上、4点質問いたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の新型コロナウイルス感染症による市政への影響、

今後の対策についてお答えをいたします。

まず、税収への影響、今後の財政の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による企業収益の悪化や個人事業の経営の悪化は市税の税収減につながり、財政への影響が危惧されるところでございます。現段階では具体的な税収の影響額についてお答えはできませんが、今後、決算に伴う法人市民税の確定申告及び次年度の個人の確定申告等により、課税状況が明らかになるところでございます。また、財政の見通しにつきましても新年度がスタートして2か月でございますので、各種交付金等への影響なども不明であり、見通すことは難しい状況ではありますが、厳しい財政運営になるのではないかと考えているところでございます。

次に、財政調整基金の考え方についてお答えいたします。財政調整基金は財政の健全な運営を確保するために設置しており、予算調整のあとに生じた事由により、追加や変更を加える必要が生じた際の財源調整、また、経済事情の変動等による減収や今回のような新型コロナ対策や災害により生じる予期せぬ支出に充てるものでございます。

次に、新型コロナ対策における財源の確保についてお答えいたします。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように創設されました地方創生臨時交付金が国の第1次補正で1兆円計上されたところでございます。本市への第1回目の配分額は、2億8,443万円で、市独自の経済対策や生活支援対策の財源とするものでございます。また、第2次補正予算に計上された4兆円につきましては、感染者や事業所が多い都市部と地域経済の落ち込みが深刻な地方部の双方に配慮した方法を採用するとされておりますが、現時点では本市への配分額は未定でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 北本議員の生活困窮者に対する支援、相談体制についてお答えいたします。

現在、くらしサポート課において生活保護に関する相談、申請業務に加え、生活保護に至っていない生活困窮者に対する自立支援相談事業をはじめ、住居確保給付金事業、家計改善事業、就労準備支援事業、子どもの学習、生活支援等、それぞれ専門の相談員により生活困窮者の抱えている課題に応じた包括的な支援を実施しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活にお困りの方々による相談が増えており、昨年度と今年度の4月と5月の相談件数で比較してみますと、生活困窮者による相談が昨年度22件に対し、今年度が63件と急増しているところでございます。

また、生活保護の申請件数は、昨年度19件に対し、今年度24件と増加傾向にあります。

現在は特別定額給付金などの支援策により生活困窮の皆様は生活されておりますが、社会福祉協議会が窓口の緊急小口資金の申込みが150件あったとあることから、経済状況や社会情勢の動向次第では新型コロナウイルスの影響は今後長期間に及ぶことが予想されております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1点目の税収への影響についてですが、恐らく減収して厳しくなっていくと言うことで、はっきりと今、現時点で見通し立てるのは難しいということだったんですけど、早めにしっかり見通し立ててもらって、予算編成にも絡んでくると思いますので、来年度の。しっかり見通し立てて進めていただきたいと思います。

2点目の財政調整基金の考え方についてですけど、いわゆる財政調整基金は市の貯金みたいなもので、1年の予算組むに当たって不足していたらそれで補うというような目的と、あと一個答弁でもあったんですけど、災害など不測の事態が起こったときにその対策のために使うという目的があると思いますけど、恐らくこのコロナ対策は不測の事態に当てはまるんじゃないかなと思いますけど、そこで1点ちょっと再質問なんですけど、現在、玉名市でも第1弾、第2弾、様々対策がとられていますけど、現在この財政調整基金から予算的に幾らぐらいコロナ対策に充てられているのかお伺いしたいと思います。また、併せて、今後対策が必要になったとき、この財政調整基金からも切り崩してコロナ対策に充てていく必要があると思いますけど、それも併せてお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

財政調整基金の繰入金といたしまして、2号補正で2億715万8,000円及び3号補正で2,377万5,000円、合計で2億3,093万3,000円を予算化しているところでございます。また、今後のコロナ対策に要する財源につきましては、国の地方創生臨時交付金や本年度予定しておりました事業の中止等により生じた財源を活用いたしますが、それでも不足する場合につきましては、財政調整基金の取崩しを行ない財源の確保を行ないたいと考えているところでございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 財政調整基金から2億3,000万円ぐらい、今補填して対策に充てられているとのことですけど、今年度の予算編成で見ると、確定してないので、財政調整基金を15億円ぐらい不足分に充てるといふ、今年度の恐らく予算編成になって

と思いますけど、年度終わって確定すれば多分10億円切るぐらいになるんじゃないかなと思うんですけど、現在、その年度の予算の不足分に10億円近く財政調整基金充てられていて、いざ不測の事態が起こったときに2億3,000万円ぐらいしか充てられていないということは、本来逆じゃないかなと思うんですが、私的には。年度の不足分には2億円か3億円ぐらい財政調整基金充てて、本当にこういう災害が起こったとき、不測の事態が起こったとき、10億円とかこの財政調整基金からつぎ込んで、対策を行なうような体制をとるような予算編成をやっぱりしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

3点目の財源の確保についてですけど、不用額とか国の地方創生交付金の活用もしながら、今から対策していかれると思いますけど、本当に必要な支援があったら財政調整基金不測の事態で使うお金だと思いますので、そこを充てても、しっかり対策できるような体制をとっていただきたいなと思います。

その財源の確保のところで、もう1点ちょっと質問したいんですけど、予算をさすがに国の交付金と財政調整基金ばかりに頼っていくということもやっぱり限界が出てくると思うので、その厳しい財政運営が予想される中、施設整備、本来しようと思っていた事業を縮小したり、削減したり、そういう対策も必要になってくるんじゃないかなと思います。熊本市が早々と耐震不足が指摘され建て替えが検討されていた市庁舎の建て替えを中断すると発表されました。これは新型コロナ対策に人員や財源を優先的に充てるための措置だとのこと。やはり玉名市としても財源確保のために現在進行中、あるいはこれから計画していく施設整備事業の実施時期の見直しや計画の変更などによってこの財政負担を軽減していくという体制も必要になってくるんじゃないかなと思いますけど、その辺についての見解をお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在、第2波への危機感が急速に高まっており、本市においても流入抑止、感染拡大防止に引き続き取組んでいかなければなりません。しかしながら、歳入は普通交付税について合併の恩恵で上乗せされている合併算定替の特例措置が本年度で終了いたします。歳出では、新玉名駅周辺整備、それから学校再編、そしてまた老朽化した公共施設、そしてインフラ等の更新に多額の経費が必要となり、さらに大幅な財源不足が見込まれ、極めて厳しい財政状況となるものでございます。

そこで、この新型コロナ禍の今こそ事業を見直す絶好のタイミングと捉えておりました、この極めて厳しい状況への早急な取組みといたしまして、行財政緊急対策を強力に推進し、既存事業につきましてはゼロベースから事業の検証見直しを実施し、精査を行ない、令和3年度より行政の生き残りをかけて、新しい行財政の運営の形を模索してい

るところでございます。

今後事業の見直し、廃止も含めて、強力に進めてまいりますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やはり恐らく財政厳しくなるのは分かってることだと思いますので、ゼロベースからの見直しという答弁だったんで、しっかり本当にこの施設整備も含めた上で、本当に必要かどうかというの見直しながら進めたいと思います。

これコロナの影響とはちょっと直接関係ないかもしれないんですけど、この一般質問考えていろいろ調べていたときに、一つ気になる記事が目に入ってきて、ちょっと見てみたんですけど、先週、徳島市長、徳島市の市長が今年度予算に計上していた保育施設を整備する予算を見直すと発表したという記事でした。この市長は4月に全国最年少の女性市長として市長に就任された方で、この保育施設の整備を見直すということで、本来予定していた保育施設8施設のうち整備中の1施設を除く7施設、約480人分の受入れ計画は事実上白紙となるという内容でした。この発表に対してはいきなりの事業変更なので、地元ではいろいろ意見があるみたいですが、何でこういう見直しをいきなり発表されたのか気になったので、ホームページのほうを見てみたら、内容が詳しく書いてありました。ちょっとかいつまんで読んでみますと、1番主張したいことは市長選挙の公約でもありましたとおり、子ども・子育て環境や環境教育を整備していくことが私の最大のテーマの一つであると最初のほうに書かれています。恐らく子育て支援に力を入れていこうと思ったけど、その下の文章で、ただ、そんな子どもたちに借金を残したくないという思いも事実ですと書かれています。施設整備したいけど、いろいろ財政面考えた上で、もう1回立ち止まってこの見直しという発表をされています。ずっとちょっと時間内で全部読めないんですけど、徳島市の令和元年度の一般会計が6億円の財政調整基金を取り崩して、地方債が残高が1,000億円まで増大していて、やはり危機的状況なので、このままでは本来の保育サービスすら提供できなくなるかもしれないという危機感で、見直しという決断に至られたということが書かれてありました。徳島市の財政規模は994億円なんで、玉名市の3倍ぐらいあるんですけど、やっぱりこの6億円の財政調整基金を切り崩したということでもやっぱり財政的に危機感持たれて、恐らく玉名市は去年7億円ぐらい切り崩すと思うんで、徳島市よりも切り崩してると思うんで、本当にこの財政的にしっかりとやっぱり危機感を持って、さらに上乗せで今回コロナがきてるんで、この街づくりというものを本当ゼロベースからしっかり考えて今後の市政運営を市長にはぜひ、見据えてやっていただきたいなと思います。

やはり何でもいろんな要望がくるとは思いますけど、やっぱり今後はすべてしていくと

いうことはやっぱり無理な状況が出てくると思います。そこで、やはり市長がトップとして将来を見据えて、しないという決断、あるいは計画を変更するという決断を下さないことがあるかもしれませんが、そのときはしっかり市長が10年先、20年先ビジョンを持ちながら、まちづくり進めていっていただきたいなと思います。

4点目の生活困窮者に対する支援、相談についてですけど、相談件数と生活保護の申請件数も増えているということで、相談件数は3倍ぐらいになっているんで、恐らく生活困窮されてる方が増えてるというのの現れじゃないかなと思います。

1点再質問ですけど、やはりいつもいってるんですけど、庁内横断的に、組織的に相談体制強化して、連携も強化して、この支援に当たっていくべきだと思いますけど、その辺の見解をお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、生活困窮に対する相談数も急増しているところでございます。今後、特に相談が多い住居確保、給付金の申請については、できる限り早期決定、早期支給が行なえるよう、受付体制の見直しを行ない、職員への研修やシステムの改修、相談受付、電話回線の増設など、事務処理体制の強化を行なっております。また、社会福祉協議会とさらなる連携を図り、相談者に双方の支援策を利用しやすくなるように、相談体制を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 恐らくコロナの影響はもう今後もいろいろ出てくると思いますので、しっかりと庁内全体で相談体制、支援体制強化して、市民にやっぱり一番近いところにいるのがこの地方自治体だと思いますので、確実に支援につなげていき、だれ一人取り残されないような支援体制をつくっていただきたいと要望しまして次の質問に移ります。

○議長（中尾嘉男君） 北本議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

現在の出席議員は先ほど出席議員と入替えを行ない、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

引き続き、7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番(北本将幸君) 次に、ウィズコロナ時代における新たなまちづくりについて質問いたします。

ウィズコロナとは、その名のとおりコロナと共に生きていくということですが、新型コロナウイルスの発生感染拡大に伴い、外出自粛要請や緊急事態宣言が発令され、3密の回避が必須となり、私たちの生活様式は大きく変わりました。今まで当たり前に行っていたことなどが幾つも制限されました。外出は制限され、公共施設は閉鎖され、学校は一斉休校、店は休業要請になるなど、今までに体験したことのない生活となりました。しかし、一方で、新たな取組みも生まれてきました。オンライン授業やリモート会議、テレワーク、リモート飲み会、リモートレッスン、新たな生活様式が生まれてきました。今後もコロナ対策のために様々な変革が求められていきます。アフターコロナ、ウィズコロナという新たなワードも生まれ、今後私たちはコロナウイルスとともに生きていかなければなりません。玉名市においても行政として新たなまちづくりを推進し、コロナウイルスにも負けない行政運営を確立していく必要があります。

そこで、ウィズコロナ時代における新たなまちづくりについて、4点質問いたします。

1、行政の効率化・ICTの導入における行政手続の電子化について。2、キャッシュレス決済の推進について。3、公衆無線LANなど情報インフラの整備について。4、新たな生活様式におけるこれからの市民活動、スポーツ活動の実施について。以上、4点質問いたします。

○議長(中尾嘉男君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 北本議員御質問の行政の効率化・ICTの導入における行政手続の電子化についてお答えいたします。

インターネットを利用して行政手続を行なう電子申請は、その環境の整えたいつでも、どこからでも申請や届出ができるサービスです。国は昨年度、いわゆるデジタル手続法と呼ばれる法律によって、行政のデジタル化に関する基本原則や個別施策を定め、行政手続のオンライン化を原則としました。地方自治体が努力義務とされておりますが、情報通信技術を活用し、行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るとの法の趣旨に基づき、行政手続の電子化に取り組む必要があるものと認識しております。

本市の利用可能な電子申請の主なものを申し上げますと、税の申告、市職員採用試験の申込み、市町村県民税特別徴収依頼届出などの各種届出、電子入札、図書館の図書貸出し予約、今年度からスタートした住民票の写しなどのコンビニ交付などがあり、利用者の利便性に努めているところです。行政手続の電子化を進めるに当たっては、市民などの利用者の利便性の向上を図る仕組みを作る一方で、申請等を受け付けたあとの事務

処理までを十分に検討しておく必要があります。十分な検討をしておかないと確認項目が増えたり、時間がかかったりと事務の効率が低下することにもなりかねないからです。このことは今回の国の定額給付金のマイナンバーカードを利用した電子申請に関して、審査、交付手続を実施する自治体が途中で電子申請の受付を取りやめている状況に顕著に表れております。

ウィズコロナ、アフターコロナという言葉が聞かれるようになった今日、行政手続を行なう電子申請はこれまで以上に重要かつ必要になるものと考えられますので、課題解決を図りながら、対応可能な申請や届出項目をより一層拡げることができるよう、関係機関と連携を図り、電子申請の環境整備を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

[市民生活部長 蟹江勇二君 登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君） 北本議員のキャッシュレス決済の推進についての御質問にお答えいたします。

近年の急速なデジタル技術の進展により国民生活にも大きな変化が生じている中、市税をはじめとする各種料金等の納付方法として、キャッシュレス決済の導入は玉名市においても検討すべき課題であります。キャッシュレス決済はいつでも、どこでも利用できるなど、利便性を大きく向上させるものでございます。しかしながら、都市部と地方では人口、年齢階層別分布、高齢化率など、キャッシュレス決済の利用数や利用率にも大きな違いがあると思われ、玉名市民全体での需要を考えた場合に、都市部ほどの効果が得られない可能性もございます。さらに、導入については新たなシステム改修や保守料の発生、納付における手数料の増加などが見込まれますので、全庁的な課題としてキャッシュレス決済導入の費用対効果を十分に検討していく必要があると考えます。

今後関係各課で連携を図りながら、県内市町村の状況や本市における利用見込み、利便性やサービス向上、導入費用などについて調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 北本議員御質問の公衆無線LANなど情報インフラの整備についてお答えいたします。

公衆無線LANは空港やホテル、観光地や商業施設など、人が多く集まる場所に設置されており、通信料を節約しながらインターネットに接続することができる非常に便利なツールとして設置されている施設が増えてきております。本市の状況としましては、

庁舎をはじめ、各種公共施設がございますが、市が直接管理運用している施設で公衆無線LANを設置している施設は現在ございません。その理由としまして、公衆無線LANは整備に要する費用はもちろんです、整備後には通信費用、機器の保守等に係る費用など、運用にかかる費用が原則的に生じてまいりますし、公衆無線LANは便利さの反面、通信内容の盗聴や利用者のなりすましなどにより犯罪に利用されるケースがあるなど、セキュリティ上のリスクがあるためでございます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対策による働き方の新しいスタイルは、在宅勤務が基本でございますので、公衆無線LANの有用性は考えにくいところでございますが、災害時や観光インバウンドなど、市民や観光客への有用なツールでございますので、利用者が簡単に安心して利用できるセキュリティ面を十分に配慮した公衆無線LANの仕組みについて、専門家の意見や先進地の事例などを参考にしながら、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 新たな生活様式におけるこれからの市民活動、スポーツ活動の実施についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、玉名市公民館におきましては、3月2日より休館しておりましたけれども、5月14日に熊本県の緊急事態宣言解除を受けまして、5月21日より開館しております。開館に当たりましては、広域財団法人全国公民館連合会が作成しました公民館における新型コロナ感染拡大予防ガイドラインに沿った利用制限を設けております。

まず、3つの密、密接、密集、密閉を徹底的に避ける取組み、具体的に申しますと、人と人との距離の確保、密集しないように定員の制限、換気の徹底に加えまして、健康チェックやマスクの着用、手指の消毒、利用者名簿の提出をしていただいた上での御利用をお願いしているところでございます。

続きまして、玉名市の社会体育施設におきましては、5月8日より利用開放に向けて協議を始め、屋外施設につきましては5月18日、屋内施設は6月1日より市民に限り利用開始といたしました。施設利用は一定の条件を設け、感染拡大防止に努めております。5月26日には国の緩和策とスポーツ庁のガイドラインを参考に、施設管理者と従来どおりの利用に向けての協議を行っており、6月19日からは利用者を市民に限るから県民に限ることとし、7月10日からは利用者制限を解除するなどの緩和を行なう予定でございます。また、8月1日以降につきましては、3つの密を避けられない一部の種目を除き、通常の使用に戻す予定でございます。

今後の段階的な緩和につきましては、国、県が示すガイドライン、それからリスク区分と判断基準に応じて、基本的な感染防止対策に取り組みながら、社会基盤としての役割を果たしていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1点目のICTの導入、行政手続の電子化ですけど、これはコロナウイルス発生前から電子化、法律通って、電子化進めていこうということで、国も進めているんで、玉名市においても実際入札とか既にオンラインでされている部分があると思いますし、今後検討していくということだったんで、いろんなところにこのオンラインシステム活用していけると思うんで、しっかりどこで利用できるか、どういうふうにしていけば市民の利便性向上プラスコロナ対策にもつながっていくと思いますので、進めていただきたいと思います。

2点目のキャッシュレス決済の推進についても必要性はあるということですけど、費用対効果考えた上で、玉名市としては進めていきたいという答弁だったと思います。この市役所窓口でのキャッシュレス化進めていくとすると、恐らく今、多くの方が買物されたとき、昔だったら普通に現金渡しておつりもらってという感じだったと思うんですけど、最近ではおつりの受渡しすらトレーでするようにというのがレジに書いてあったりするようになりました。コロナの発生で買物の仕方まで変わってきて、やはりこのキャッシュレスというのは、国も進めていくと思います。政府はキャッシュレス決済の拡大を推進するために全国で29の自治体をモデル地区として選びモニター自治体とされました。これ4月に募集されているんですけど、玉名市も募集されたかどうか分からないんですけど、このモニター自治体になられた地域には、国が優先的に予算を配分して、支援し、自治体は窓口や公共施設のキャッシュレス化を図っていくという事業なんですけど、これに県内、熊本県内から宇城市が選ばれていて、市税の支払や保育料の支払をQRコード決済を使って導入していくという考えだそうです。この近隣の自治体、県内見てもこういうモデル地区に募集されて、キャッシュレス進めて行こうとされているんで、そういうのも参考にされながら進めていただきたいなと思います。

あと、多くの自治体がLINE（ライン）がよく出てくると思うんですけど、LINEを使って申請とか決済とかができるような取組みをされているところも出てきます。これ千葉県市川市なんですけど、市が公式のLINEを作ってそこでオンライン申請、住民票が取れるようにしてあるんですけど、市のLINEと自分のLINEが友達になって、住民票申請というところを申請すると、あと名前と住所を入れると本人確認書類はスマホで免許証なりとって送ると住民票を申請できるようなシステムです。支払もこ

のオンライン上でLINEを使って決済するんで、家にいて住民票申請してあとは届くというような取組みもされています。こういう先進的ないろんな取組みをされている自治体もありますので、このオンライン申請、キャッシュレスについてもコロナ対策も含めて玉名市としてしっかりと取組んでいただきたいと思います。

3点目のWi-Fi環境については、これ以前も何回か質問したんですけど、やはりセキュリティの問題もあって、市としてはまだ取組んでいるところはないという回答だったと思いますけど、実際やっと学校のほうには本年度予算ついてWi-Fi環境整備されていくと思いますけど、もう既に学校にWi-Fiを導入してたところはこのコロナで学校に行けなかったとき、県内でも高森町とかオンライン授業されて、その授業実際されて対応できたというところもあるんで、やっぱりこのICTというのはこういう時代になってきているんで、そこは先進的、先進的に玉名市でも取組んでいってもらいたい。いざこういう不測の事態が起きたときに、やっぱり活用できるんじゃないかなと思いますんで、やはりセキュリティ的なところもあると思いますけど、前向きに考えていただきたいと思います。

このリモート会議がよく市長も議会の冒頭のあいさつで、庁内でもできるようにリモート会議したとおっしゃってましたけど、私も吉田議員が会派の会議をリモートでしたと言われましたけど、それ以外にも10人から30人ぐらいのリモート会議を実際してみました。最初はどんな感じかなと思ってたんですけど、いざ実際やってみると、なんとかなるというか、普通にやれます。実際そうやってやってみると、自宅にいながら会議ができるんで、いざ集まって会議するよりも便利な気がします。もしかしたら会議の形態自体も、もしかしたら今までは市民会館の会議室とか、公民館とか集まってきてたと思うんですけど、事務局の一部だけそこに集まってほかはオンラインで会議みたいな体制をとりたかったとき、やっぱり公共施設にWi-Fiがないならそのリモート会議しようと思ってもできないということもありますので、やっぱりこのWi-Fiについても前向きに考えていただきたいと思います。

4点目の市民活動についても段階的に制限を外しながら活動されていくと思いますけど、やっぱりコロナがあるので、制限がかかっていくと思いますし、コロナが発生しないようにしっかり対策とりながら進めていただきたいと思います。やっぱり市民活動自体も新しいスタイルで行なっていくといけないような時代が変わっていくんじゃないかなと思います。

そこで1点だけちょっと再質問したいんですけど、市長も議会の冒頭のあいさつでウィズコロナに対しても述べられました。そこで新しい行政運営が必要だと訴えられました。旧システムを解体し、新システムを創造する最大かつ絶好の機会とあいさつで言われました。そこで1点質問ですけど、市長が考えておられる新しい日常であったり、新

しい行政運営の抜本的改革というのは、どういうものを想定されて今後進めていきたいと思われているのか、見解をお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えします。

定例会招集あいさつでも主張させていただいたところでありますが、世界的にまたは日本国内においても新型コロナウイルス感染症の終息がいまだに見込めない中で、今回のコロナ危機を契機に、これまで当たり前とされていた観念や認識、思想、社会の価値観が革命的に変化をもたらす、いわゆるパラダイムシフトによって、私たちの働き方やライフスタイルを中心にいろいろなものが大きく変わっていくのではないかと考えております。

国におきましても、社会全体において新しい生活様式の実践を提唱しているところがありますが、その生活様式が定着していく中で、私たちに関わる新しい行政運営をどのような形で進めることが可能なのか、また、どういう形で進めていくべきなのか、今、まさにそのことをイメージして検討をする大切な時期だというふうに捉えています。今回、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、私たち行政の仕事の在り方においても議員もお話しされたとおり、在宅分散勤務の導入やオンラインでのリモート会議、書面決議の導入など、これまでの手法やルールの変更を余儀なくされました。今後は新しい生活様式の実践に伴い、新たな課題への対応が求められてまいりますので、議員から御質問がありました市民活動やスポーツ活動の在り方、また、行政手続の電子化、キャッシュレス決済など、コロナの影響による社会の移り変わりというものをこの数か月間しっかりと見極めて、アフターコロナ、ウィズコロナの社会に対応した新たな取組みや新年度の事業計画も含めて、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 私もそう思います。本当コロナの発生で、やっぱりこの価値観というか、生活面、経済面においてもそうですけど、本当今までの価値観がかなり変えられてきて、さらにはこのICTの導入というのが加速度的に進んでいくんじゃないかなと思いますし、本当全く違う視点からやっぱりまちづくりをもう1回基礎から作り上げていかないといけないんじゃないかなと思います。やはりそのためにも、現在計画であつたり、進行中であつたりする施設の設計や開発など、今もう1回立ち止まって考えていく必要があるんじゃないかなと思います。さっきも言ったんですけど、この会議、会議する形一つにしても、今までは行政関連の会議は恐らく庁内の会議室であつたり、市民会館の会議室であつたり、公民館の会議室であつたり、10名、20名、30名集まってされてたと思いますけど、今後、市長も言われたようにリモート会議が主流にな

っていくと、恐らく会議室の需要は減っていきます。その代わり10台パソコンがあれば、それが会議室になるような世の中になっていきます。恐らく、ほとんどの家庭にはパソコンがあります。ということは自分の家が会議室になるような時代がやってきます。その会議の形態一つとただけでも、本当に価値観が180度変わってくるような時代がきてます。最近、都会のほうではこういうこれちっちゃくて見えないんですけど、施設が出てきてます。これ四方が1.2メートル、1.2メートルの箱形の施設、箱形の入れ物で、椅子とテーブルと電源があるだけだそうです。これはリモート会議をここでしたり、テレワークを家でちょっとできないという方たちがここに来て、1人入ってするというような形態が出てきます。今まではやっぱり100人入る部屋、10人入る部屋、20人入る部屋そういうのが必要だったんですけど、やっぱり3密を回避しないといけないという世の中になってきたときに、需要が本当変わってくるんじゃないかなと思いますので、ウィズコロナを考えていく上で、上だけじゃないですけど、本当に新しい価値観変えてまちづくりを市長には進めていただきたいなと思います。

そのほかには都会のほうでは、シニア世代もタブレットを使ってオンラインサロンという形でサロンを使ったりしている、世代を超えてICTの活用が進んできています。今までは地域で人と人が触れ合うことでコミュニティは成り立っていくと考えられていましたし、私自身もそう思って、そう考えていました。しかし、この新型コロナの発生でその概念が完全に否定されてしまいました。新たな生活様式を確立させ、次への備えをしっかりしていかなければいけません。今までの価値観は大きく変わり従来のやり方から新しい時代に合わせたやり方に変化していかなければ、気づいたときは行政サービスにおいても、やはり周囲から後れをとった状態になるのではないのでしょうか。市長はキャッシュレス化でも必要と言われたんで、玉名市も時代に乗って進んでいくと思いますけど、キャッシュレス化においては宇城市が先ほど言ったようにモニター自治体に出されて進められていきます。また、そのほか熊本市では、上下水道の管理をAI（人工知能）を使って行なう研究を企業と始める計画とのことです。また、お隣の荒尾市は今議会に人工知能を用いた相乗りタクシーの事業費を計上しています。また、docomoともスマートシティに向けた連携もとられています。県内を見ただけでも各自治体本当に新たな概念のもと、まちづくりが進められています。

今回質問した行政のICT化、オンライン申請、キャッシュレス化、Wi-Fi環境などは今後必須になってくると思います。玉名市も時代に取り残されないように、新たなまちづくりを進めていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 最後に、一般質問に対する対応状況の公表について質問いたします。

今議会もそうではありますが、一般質問においては各議員の方たちより様々な政策が提言されます。そしてその答弁でよくあるのが、検討しますとか、検討中ですとかいった答弁が多く聞かれますが、そのように答弁されたものについてそれ以降ははっきりとどうなっているのかが不明確なものも多数あります。そのため、再度一般質問で取り上げることも少なくありません。恐らく検討しますという答弁に関しては、幅広い意味が含まれていると思いますが、やる方向で検討するものもあれば、検討したけど実施まではできないとか、実施まではまだ時間が必要だとか、様々あると思いますが、実際に一般質問で政策提言されたものがどのような経過をたどっているのか明確にしておく方が一歩ずつでもまちづくりが進んでいくと思います。しかも同じ質問を何回もしなくてよくなり、一般質問の質も上がっていくのではないかと思います。

そこで、その検討しますという回答について見える化を行なう対策として、一般質問に対する対応状況を公表している自治体があります。県内では大津町が行なっており、進捗状況がホームページに記載されており、議員にも対応が配付されるそうです。また、県外では、長崎県大村市が議会答弁事項進捗状況調書として公表されています。そこで玉名市においても導入するべきだと考えますが、一般質問に対する対応状況の公表についての見解をお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の一般質問に対する対応状況の公表についてにお答えいたします。

議員がお調べになられました熊本県大津町、それから長崎県大村市をはじめ、他の自治体をお調べいたしましたところ、執行部または議会で一般質問に対する対応状況については、複数の団体が公表をされております。公表の経緯については、把握はできませんでしたが、公表する質問の選択等については、一般質問において市が検討しますという趣旨の答弁をしたものについて一定期間を設けてその対応状況を公表していると推測できるところでございます。

市といたしましては、定例会における一般質問で、執行部から答弁した内容について、担当部署で再度確認を終え、今後取組んでいくべき事業を整理し、実施の可能性やその時期、予算措置の必要性等について、庁議の場で協議、確認を行なった上で、実施可能なものについては、答弁内容に応じた対応を適宜実施しておりますが、市民の方からすれば、答弁したあとの対応でありますとか、進捗状況が見えにくい状況にあると思われまます。議員御質問の件につきましては、市民の皆様一般質問に対する事務事業の取組みやその進捗状況が見える化し、また、理解を深めていただくためにも先進地の例を調査、研究し、必要性も含めて今後関係部署と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

やはり一般質問というのは、やっぱりこの公の場においてこの意見を言い合って、質問して、政策提言して、よりよい市を作っていこうというのを意思表示できる貴重な場でありますので、その一般質問で各議員より提案された意見がどのようにまちづくりにつながっていったのか、しっかり見える化していく必要がありますので、作成する職員の方々は大変になるかもしれませんが、やはりそこ前向きに考えて、市を良くするためにも一般質問をよりよい意味あるものにするためにも、前向きに実施の方向で進めていただきたいと思います。

今回、主にコロナウイルスに対しての質問が中心に行ないましたけど、様々な支援をスピード感を持って実施していくことは当然でありますけど、それに対する予算であったり、財政運営であったり、長期的にこのコロナ対策についてはしっかり考えていかないといけないと思います。

市長も答弁でゼロベースで全事業を考えていくということだったんで、全然今までとは違う観点から、ゼロベースでこの玉名市というまちをつくっていただきたいと思います。そしてやはり10年後、20年後よかったなと思えるような玉名市を私もつくっていきたくて思ってますんで、市長のほうもぜひ、頑張っていただきたいと思います。要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時46分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 皆さんお疲れさまです。9番、自友クラブの松本でございます。本日最後の一般質問となります。

令和2年になって、本当になんか世界がさま変わりしたというか、この新型コロナによっていろいろニュース番組でもいろいろ世界各国とのライブ中継でももうやっぱり世界のみんながマスクをはめているという異様な光景になっているこの現状は本当になんなのかというぐらいに、ちょっとびっくりしている状態であります。私も今回、この6月の一般質問では、新型コロナに対しての質問を3点させていただきたいというふうに

思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番の新型コロナウイルス感染症に伴う支援策の今後はということなんですけれども、まず、玉名市では飲食業、そしてまた宿泊業の方々に独自策として飲食店には10万円、それと宿泊業を経営されている方には20万円から上限100万円ということで、その規模の大きさによって給付金を出すということで、それは申請が終わりほとんどのお店に給付が出されたというふうにお伺いしております。それとまた、政府が出しております定額給付金で約94%に給付が済んでいるというような状況でお伺いしております。しかしながら、この前の全員協議会の中で、第2弾ということは、この6月の予算にもちゃんと上がっております。いろんな形で国の施策に乗らない部分に県と市と連携を組んで後押しをするというようなのが第2弾かなというふうに私は受けとめております。しかしながら、全員協議会の中で市長は第2弾、第3弾、第4弾、第5弾とちゃんと打ち出していきますというような表現をされておりますので、この支援策の今後ということで、具体的にどういうことを考えてらっしゃるのかということで、まずはお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の新型コロナウイルス感染症に伴う支援策の今後はという御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の経済の影響は全世界的にも深刻で、国内の地域経済にも大きな打撃を与えており、市といたしましてはその影響をできる限り緩和すべく市独自の施策を実施しているところでございます。これまで3月議会において制度融資に対する市独自の利子補給制度について御承認いただきましたのをはじめ、経済対策第1弾として、5月1日から飲食店特別支援事業と宿泊施設特別支援事業等を開始し、第2弾として、中小小規模事業者や農林漁業者を対象といたします玉名市事業継続支援事業を6月1日から実施しております。先の臨時議会までに御承認いただきました市独自の新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は、利子補給金の債務負担行為を含めると、全体で約4億円となっており、うち約3億9,000万円が経済対策関連予算となっております。

今後実施予定の経済対策を併せますと、国の臨時交付金の本市割当て額を大きく上回る予算規模になる予定でございます。また、本6月議会でも追加議案として経済対策関連の補正予算案を上程する予定であり、その主なものは、市独自の家賃補助事業や旅行クーポン券事業などにかかる補正予算案でございます。この家賃補助は売上が前年同月比50%以上減少した事業者が賃借する家賃のうち、国の家賃補助の対象とならない令

和2年5月分の家賃を補助するもので、全額又は一部を補助するものです。そのほか主なものとして、玉名市へ誘客する旅行クーポン事業のほか、市民が市内の旅館等で使える旅行クーポン券事業も予定しております。市民を対象とした旅行クーポンは50%割引のお得なクーポンで、宿泊や宴会、日帰りの際などにも利用できるものです。また、取扱店を感染症の影響が大きい市内の旅行事業者へお願いすることで、事業者の支援も図ります。いずれも御承認いただければ、7月からの実施を予定しております。

今後も感染症の終息状況を確認しながら、地域の状況に即した支援策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 産業部長のほうから答弁をいただきました。

約4億円近く利子補給とかを入れたら、そしてまた国の第1弾の補正予算では、1兆円規模で、約玉名市2.8億円がその特別交付税ということで配分されるというふうになっております。今、旅行クーポン券とか、この前全員協議会の中で飲食店はテイクアウトだったりとか、そういうのでみんなで応援しようということで、若干の売上は見込まれたのかなというふうには思っております。しかしながら、旅行業者は本当キャンセル、キャンセル。団体の旅行も全く入ってこないというような状況で、売上が全然見込めない、今後も県境をまたぐなということで、旅行業者、玉名の旅行代理店、多分5件か6件ぐらいあると思うんですけど、やっぱりその方々非常に収入がゼロということで、非常に厳しいというような話もお伺いしております。そんな中でそういう対策事業も打っていただけるといような、今答弁をいただきました。本当にありがたいことかなというふうに思っております。

私は、私なりにいろいろちょっと考えたというか、これは2年ぐらい前、2年じゃないですね、もう4年ぐらい前だったか、前の自友クラブで大分県の豊後高田市に行ったときに、ちょっとそこで飲食をしまして、そしたらその店主の方が「きょうは帰りは代行ですか、タクシーですか。」とおっしゃられるんで、「何ですか。」と言ったら、そのクーポン券上げますということだったんですね、「えっ」と思ったら、その結局市内の飲食店である一定の額をお支払いいただいたお客様に対しては、その1,000円なりのそのタクシー代行チケットを差し上げますと。「ああ、そういうのをやってらっしゃるんですか。」と聞いたら、お店がその半分を出します。もし1,000円だったら500円をお店、あとの500円は市が補助をすると。結局そのよその地域からやっぱり入って、結局じゃあ、この玉名地域であったらば2市4町ですね、2市4町でもいいし、結局熊本市からでもいいんですけど、玉名市内に飲食をされに来る、飲みにいっちゃる、極端に言えば3,000円、一人3,000円以上1軒のお店で飲食してもら

ったら、1人に対して1,000円のタクシー代行チケットをあげる。結局玉名にその経済が落ちるわけですね、結局玉名市の税金をよその町民とか、市外の人に結局使うというのはどうなのかなと、思われる方も多分いらっしゃると思うんですけども、そこは損して得とれじゃないですけど、しかしながら玉名にお金は落としていただけるような経済効果は見込めると思うんですね、こういう対策でやっぱりその旅行クーポン券も市内の人間じゃなくて、やっぱり県境をまたぐなという今状況でありますから、その熊本県内の方を対象にとかいうことで、そこは検討をしっかりとさせていただいて、そういうクーポン券の案もしっかりしていただきたいなというように思っております。

そんな中で、その今、飲食店でそういう3,000円、市が500円のそういうのを導入してはどうかというふうに提案をさせていただきました。市長、ちょっとそれを聞いてどういうふうに思われますか。豊後高田市はそれ市長の発案でされてるというふうに、そのときは伺ったんですけど、ちょうどこの新型コロナを契機に、そういう対策を、結局玉名にお店いっぱいあるじゃないですか。極端に言えば和水の方が山鹿に飲みに行こうか、玉名に飲みに行こうかといったときに、結局玉名は玉名、代行チケット、タクシーチケットをやらすてばい。したらやっぱり玉名に飲みに行こうとなるんじゃないかなと思うんですけど、それも早急にちょっと対策をとっていただけないかなというふうに思ってるんですけど、市長どうですかね。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

今、松本議員が提案されました支援策につきましては、飲食店の誘客、それからタクシー事業者、運転代行事業者への支援として大変有効なものだというふうに考えます。現在検討中の他の支援策と併せて、第3弾以降になりますけれども、実施方法でありますとか、地域の実情、それから効果を調査研究して、また、併せてそれぞれの飲食事業者の方々の自助努力というものも併せながら、考えながら有効な支援策を早急を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長のほうから答弁をいただきました。

やっぱり市が全部補助するんじゃないくて、ちゃんと事業者もそこにはちょっと痛みを少しなりとも500円、その半分ですね、その代行チケットがもし1,000円であれば、その半分を負担いただくというような方向性がやっぱり一番いいんじゃないかなというふうにも考えます。その辺をしっかりと検討をしていただいて、今日のちょっと朝から国会であってたんですけど、けちって会社が倒産したら税収も見込めないというふうなのがやっぱり国会でも答弁があってございました。いろいろ議論があってございました。

しっかりこの経済活動を立て直さんと、先ほど北本議員の質問でもありましたように、
税収の見込みもなかなか今の段階ではつかないと。多分減収になるだろうというふうに
答弁もされておりました。その中で、やっぱり玉名の事業者さんにはしっかり残ってい
ただいて、しっかり努力をしていただきながら、そこを市が応援をしていくと、しっか
りお支えをしていくということで、市が盛り上がっていけばなど。この新型コロナを契
機にまたさらに盛り上がっていただけるような体制づくりをしっかりとっていかないと
いけないのかなというふうに考えております。

この先ほど産業部長、そして市長のほうから答弁もいただきまして、今後の支援策は
また、段階を少しずつ、一歩ずつまた駆け上がっていただきながら、しっかりした対策
を打っていただきたいというふうに要望いたしまして、次の質問に移らせていただき
ます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 続きまして、2番で、6月1日から通常どおりの小学校、中学校
が再開をされたわけですが、その再開に伴って新型コロナウイルス感染症対策とい
うことで、スクールバスが運行されているエリアもあります。スクールバスの中は人間
が何人ほど乗られるかというのは、いろんなその各路線で一つずつ違うと思うんですけ
れども、また、小規模校、大規模校でではその3密の在り方が全然違うとは思いますが
れども、それに伴う感染症の対策はどのように今諮られているのかということで質問を
させていただきたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 小中学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策はの御質
問にお答えいたします。

6月1日より玉名市内の全小中学校が再開いたしました。新型コロナウイルス感染症
が完全な終息に至っていない現状においては、児童生徒の感染症リスクを可能な限り軽
減するために、あらゆる対策を講じる必要があります。そこで、各学校においては、県
教育委員会が示しました市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学
校再開ガイドラインに沿って、感染症防止の対策を講じております。具体的には、校内
での教育活動に際しては原則としてマスクを着用することや人と人との距離を最大限に
確保すること。流水、石けんによるこまめな手洗いの励行、密閉、密集、密接のいわゆ
る3密を防ぐ活動などの対策を行っております。

玉名市のある学校では、手作りのフェイスシールドを使って授業を行なっているところ
もあります。ある中学校では、休み時間に生徒自身が換気の呼びかけを校内放送で行
なうなど、工夫ある取組みがなされております。しかしながら、今後は夏季の気温と湿

度の上昇による熱中症の予防、また、冬季の気温と湿度の下降によるインフルエンザ等の感染症の予防についても併せて対策を講じていく必要があります。夏季の授業においてはエアコンを適切に使用しながら、こまめに換気や水分補給を行ない、常に児童生徒の健康状態を把握しながら授業を行なうことが考えられます。

また、スクールバスについては、民間のバス事業者に車両及び運行を委託し、現在、大浜小学校、玉陵小学校、小天小学校の3つの小学校で合計9台運行しております。通常は登校1便、下校は上級生、下級生の下校時刻にそれぞれ合わせ2便運行しております。下校時は上級生、下級生が時間を分けてバスに乗車するため密になることはある程度避けられますけれども、登校時は上級生、下級生と一緒にバスに乗車し、登校するため密となります。そのため登校時の対策として、対象児童を二つのグループに分けてバスを朝2回走らせ、児童が隣の児童と席を離して座り、できるだけ密にならないようにしているところでございます。さらに運転手及び児童のマスク着用の徹底、手指のアルコール消毒、乗車前後の手洗いの徹底、車内のアルコール消毒や注意喚起のサインの掲示、また、危険でない程度に窓を開けるなど、車内換気の実施など、学校とバス事業者と協力し対策を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 部長のほうから答弁をいただきました。

今、部長の答弁でもありましたように、今から夏に向かっていきます。温度が非常に上がります。昨日熊本県内で玉名市が一番最高気温だったですね、31.何度とかいうことで、私たちこの議場、そしてまた第2会議室のほうで分かれてしてるんですけども、非常に暑いと。エアコンがなかったら非常に熱いだろうなというふうに思います。

また、秋口から冬場に向かってはインフルエンザということでも、多分警戒をしないといけないのかなというふうに思います。

小学校中学校は休校がこの緊急事態宣言からずっとありましたけど、保育園が一切なかったということで、うちの娘は保母なんですけど、ぶつぶつ、ぶつぶつ言いながら毎日行ってました。しかしながら、保育園もやっぱりその3密ということで避けなければならないということで、保育園のほうには空気清浄機が全部屋に配備をされたというふうに聞いております。これは私立、公立関係なくそういう対策をとってくれということで、国のほうからの手厚い支援があって、もうその全教室の配備されたというふうに伺っております。

私はここで提案をしたい。小中学校、聞き取りのときにお伺いしたら230教室使われていると。小学校の教室の基準は8メートルの8メートル、約64平方メートルでいろんな電気屋さん、各種メーカーでお値段をお伺いしたら定価で大体35万円、1台当

たり、約230台購入した場合に8,000万円ほどかかります。一次補正のときが約2.8億円国のほうからありました。それ1兆円規模の割り振りで2.8億円、政府のこの第2次の補正を聞いておりますと2兆円規模での配分ということで、言っておられます。ざっと計算したら5.6億円入ってくるのかなと。結局子ども、やっぱり今後玉名を担っていく子どもたちのその勉強の環境をしっかりと整えるためには、やっぱりこの夏に向かって、そしてまたインフルエンザ、今の空気清浄機は皆さん御存じのとおり、新型コロナウイルスのウイルスまでは除去しきるかどうかわかりしれないんですけど、今、 $pm_{2.5}$ だったり花粉症、そういうのまではきっちりとするというような検証までできているような空気清浄機ばかりです。これを思い切ってその玉名市立の小中学校に導入をなされたらどうかなというふうな提案をしたいと思います。市長どうですか。答弁いただけますかね。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

今回、閣議決定された令和2年度の第2次補正予算案、本予算委員会で可決されたというふうに報じられておりますけれども、その取組みを中心とした支援概要がまとめられた文部科学省緊急対策パッケージ第2弾に示してありますように、子どもたちの学びの保障という観点から、学校再開に伴う感染症対策や学習保障等に係る支援経費に対する緊急的措置として本市においても各小中学校の規模に応じた金額で追加補正予算案を計上させていただいております。先ほど議員のほうから2.8億円だったので5.6億円になるというところは、そうは恐らくなり得ないというふうに思います。といいますので、一次と二次の違いがありまして、二次の場合は都市部に対しての割合というものが非常に多くなるというふうな予想がされておりますので、そこがまだ配分がしっかりと明確になっていないところでもありますので、前回同様の掛ける2というふうにはならないというふうに思っております。そういった中で、議決を経て、補正予算が玉名市においても確定しましたならば、支援概要をもとに、これは各学校大規模、小規模それぞれにありますので、校長判断によって迅速で柔軟な採用実施、これを最優先とすることで、各学校における感染症対策にかかる消耗品、また、備品、そして子どもたちの学習保障への取組みにかかる教材でありますとか、空き教室活用備品、この購入に寄与できるものと考えております。

議員の提案については、今、お聞きしたところでありますので、それを想定して計画を立てているわけではありませんでしたので、そういったことができるのかどうかというものは検討しなければならないと思いますけど、現時点ではとにかく急いで、それぞれの学校で必要なものというものを洗い出されておられるというふうに思いますので、こちらから強制して何かを設置するというよりは、それぞれの学校の実情に応じた感染

防止対策に努めていただいたほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。
以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 答弁いただいたんですけれども、その各学校、学校単位といいま
すけれども、あくまでも玉名市立ですよ。市長がこれ全部入れると決断をされたら全部
入るんです。先ほど北本議員の質問の中でも財政調整基金、こういう災害、新型コロナ
に使うというなのも総務部長のほうから答弁があったように、じゃあ、その結局二次補
正の配分の額が幾らかというのが決まってからじゃなくても、7,000万円ですよ、
8,000万円。結局これが、ここの新型コロナで令和2年に1回導入して、1年で壊
れるということは多分ないと思います。普通家で買って、5年、6年、長ければ10年
使えるんですよ。設置型じゃないんです。移動式型ですね。その約64平方メートル対
応ぐらいだったら、だから教室が変わって理科の時間だったら、理科の部屋にもって
いけるし、音楽の時間だったら音楽の教室にもっていけるんですよ。結局、玉名市立で、
学校で、じゃあ、あそこの学校は空気清浄機が配備されてる、あそこの学校は配備され
てないとなったら、それは結局、父兄、その親はやっぱり公平、その平等感というのは
感じないんじゃないですか。だから結局、子どもたちの環境、教育環境というのを最優
先させるのであれば、インフルエンザ、花粉症、p m 2.5対策にも十分その活躍でき
る空気清浄機ですから、ここは思い切って市長の判断で投入しますと。全ての学校、玉
名市立の全ての小中学校に導入しますということであれば、県内どこもやってませんよ。
玉名市導入ということで、話題性をとるわけじゃないですけど、そういう玉名のやっぱ
り気合いというものが見えてくるんじゃないかというふうに思います。

市長は学校の現場としっかり話をさせていただいて、やっぱり決断されるときには、市
長が入れるとおっしゃるならば全部入るわけですから、そこは十分校長先生方、教育長
含め、しっかり話をされて、やっぱり子どもの教育の環境というのがその平等性が保て
るような対策をしっかりとっていただけるようにしていただきたいというふうに思いま
す。

そして先ほど小学校のW i - F i は今年、令和2年度でほとんど整備をされるという
ことだったんですけど、結局先ほど北本議員がそのウェブ会議だったりとかというのも
あったんですけど、結局、この新型コロナで当初お国は令和3年から令和5年にかけて
3か年で全ての小中学校にタブレットを導入ということで検討されておったわけですが
けれども、この新型コロナを機に、令和2年度でできるところからやれということで、1
台につき4万5,000円ぐらいだったですかね、国のほうからの予算配分がなされる
のが、しかしながら熊本県はその一括購入ということで、その各市町村、熊本県内は全
ての導入がなされていないところは一括購入でなんとかやっっていこうかというふうな県の

見解もあるわけですが、その県、国との連携をしっかりと図りながらでも、玉名市では先行して入れると。ちょっと聞き取りのときには予算を上げるという話もちょっと聞いたんですけど、その辺はどうなってるんですか。いいですかね。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） これは学校関係での再々質問ということでよろしいですかね。

昨年12月に閣議決定されたGIGAスクール構想では、令和5年度までに先ほど議員が申されたとおり、児童生徒1人1台の学習者用コンピュータの整備を行なうことが求められておまして、1台当たり4万5,000円を上限として予算措置がなされることとなりました。本市では、令和3年から3年間にわたって導入予定をしていたところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大のために、政府はICTの活用によって、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現することを目的として、令和2年度補正予算に2,292億円を計上して、今年度中に端末の整備を求めています。玉名市においてもそれに沿って今年度中に1人1台の端末が整備できるよう早急に準備を進めているところであります。

答弁書は以上のとおりなんですが、県が一括購入するという話が出ましたので、お答えさせていただきますと、そういう形でいくほうが単価としては安くなる。市が単独でもやろうという判断をした時期もありました。しかしながら、今頼んでもものがそろわないということで、納品があるのは同じ今年度中ぎりぎりなんとかで、1月から3月の間であるというような経緯もあって、県の一括購入のほうで今進めているところでありますので、ただこれはまた、9月に御提案させていただくこととなります。予算のほうで。前倒しして先にでもやろうという話のときには、今回の議会で追加提案をさせていただこうというふうに思っていたところですが、納入時期が変わらないということでもありますので、これはより経費の面を考えて進めていくべきものだというふうに判断したところでありますので、現時点でしっかりと申し上げられるのはそこまでなんですが、9月の議会に提案させていただくことになるかと思えます。

それからもう一つ。先ほどの空調ですね、空気清浄機の件ですけれども、空気清浄機を設置さえすれば大丈夫なのか、その成果、効果というものがなかなか分かりづらいこともありまして、それを置きさえすれば大丈夫なんだということであるならば、当然、議員がおっしゃられるとおり、そういう形をとろうと、とることになるだろうと思うんですが、そこがはっきりしない中で、ないよりはあったほうが良いだろうというような感覚であるならば、1教室に1台というような考え方はなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、各学校に数台設置するというようなことは考えられるにしても、230教室に設置をするという考え方はちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） タブレットの件は県で一括購入ということと、玉名市単独で今、もし今度の、この6月議会で追加で上げさせてもらっても、その納入時期が一緒ということであれば、それはその県で一括購入をされた方が、多分何万台というふうに多分なるんだろうから、それはもちろん価格も安くなるから、それはそれとしていいと思います。しかしながら、この空気清浄機、空気清浄機は普通うちにも3台ぐらい設置しております。花粉症はやっぱりうちの娘は花粉症なんですけれども、家の中に帰ってきたら花粉症止まります。ないよりもあったほうがいいたろうというのは、結局、世界の名だたる日本の企業がありとあらゆる駆使して、p m 2.5対策ちゃんとできてますよ。その花粉症ちゃんと吸収できますよというのも打ち出されてるんで、そのじゃあ、学校で何教室にといったら、またそれまたおかしな話であって、だから公平性というのを保つには、やっぱり全教室。結局持ち出しが可能ですから、学校の統廃合があったときでも、普通の公民館であったりだとか、公共施設にもっていけるわけですよ、いろんなところにですね。だから僕は設置型だったらなかなか厳しいかなというふうに思ったんですけども、持ち運び型ということだったんで、これは子どもたち一人一人というか、公平性を保つには、一遍に導入をしないと、試験的にあそこの学校に入れてといっても、検証結果がいつ出るかというのは、本当それは未知数ですからね、だから1年で終わる品物じゃないですから、導入しませんかということで提案をしているわけですので、その辺はしっかり10年間は大事に使っていけば使っていけると思うので、その辺も考慮していただきながら、教育長、それと校長先生方としっかり話をして、前に進めていっていただけたらなというふうに思いますので、じゃあ。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 今、いろいろお話いただいて、検討はもうしっかりとさせていただけます。ただ私は、空気清浄機を決して否定するようなことではないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 空気清浄機を否定するて、いやいや、そんなことじゃなくて、しっかり子どもの教育の環境をしっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。

それではタブレットのほうも県のほうと話し合いをされながら進めていくということだったので、安心をして、その子どもたちがよりよい環境で勉強が、新型コロナにも負けずに勉強をしていただけるような環境をしっかりと整備していただきたいなということ

を願ひまして、3番の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番(松本憲二君) 3番で、乗り合いタクシー、いちごタクシー、しおかぜタクシー、みかんタクシーがあります。それと今年に入ってからですかね、小田地区、梅林地区のほうに試験的に運行されているということもあります。この新型コロナで、先ほどのスクールバスじゃないですけども、3密。乗り合いタクシーが3密。そしてまた、その子どもたちはなんかやっぱり臓器がまだ新しいからコロナにはなんかかかりにくいとかという報道もなさてましたけれども、この乗り合いタクシーを使われている方々というのはほとんど高齢者の方が多いというふうにも伺っておりましたので、この乗り合いタクシーにおける新型コロナウイルス感染症の対応、対策というのはどのようになされているのかということでお伺いしたいと思います。

○議長(中尾嘉男君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 松本議員の乗り合いタクシーにおける新型コロナウイルス感染症の対応についてお答えします。

まず、乗り合いタクシーの運行における新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国土交通省から熊本県タクシー協会等を通じて、県内のタクシー業者へ通知されており、マスク着用や手洗いなどの基本的な対応をはじめ、業界一丸となって感染症対策に取り組んでおられます。本市におきましては、高齢者をはじめ利用者の必要最低限の通院や買い物などでの利用を考慮し、乗り合いタクシーの運休は見合わせていないところですが、2月末に県内初の感染症が出たことから、事業者に対して感染症対策の徹底をお願いしたところでございます。

次に、乗り合いタクシーの利用状況については、昨年と比較しますと1月、2月はおよそ1割の減、3月は3割の減となっており、4月、5月は緊急事態宣言の外出自粛の影響もあり5割減となっております。また、1運行当たりの乗車率は、例年の3名以上から本年の3月以降は2名以下となっており、最後に今後の対策についてでございますが、これからますます暑くなり、車の窓を閉めてエアコンを利用される方もいます。乗り合いタクシーは利用者が乗り降りされる場所が異なることから、常に密という状態というわけではございませんが、マスク着用や手洗いなどの基本的なことはもとより、エアコンの設定を外気導入にさせていただくなど、細かい点にも配慮していただくよう運行事業者に対策をお願いしてまいります。

併せまして、利用者の方々に対しましては、暑くなってくると、先ほども議員おっしゃられたとおりマスクのほうが悪くなってまいります。そのようなことから広報たまな7月号において感染症予防対策について注意喚起を改めて行なわせていただきます。

そのようなことから、乗り合いタクシーの継続運行を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。やっぱり4月、5月は緊急事態宣言が出て5割は減っているということで、本当にそのお年寄りの方々、乗り合いタクシーを使われている方々も新型コロナ、そしてまたやっぱりなりたくない、3密ということで避けなければということで外出も非常に控えられたのかなというふうにも思っています。総務委員会でそのお年寄りのゴミ出し問題も少し考えようねということで勉強会も1回、委員長の、近松委員長の号令のもと勉強会をさせていただきました。この新型コロナが発生しまして、本当買い物、お年寄りのですね、この乗り合いタクシーに結局乗れないということで、買い物も非常にやっぱり困難になったのかなというふうにも感じております。

この乗り合いタクシーもスクールバスも一緒なんですけど、今から夏場になっていきますし、そしてまたこの新型コロナがどういうふうな展開になっていくのかということも、また不安視されているような中で、そういう今まで利用されてる方々が現状どうなのかということも非常にあとは高齢介護課であったりとか、その辺とも密に連携をとっていただきながら、その支援にまた回っていただいて、また別の方向からでも支援ができるのであれば、そういう買い物であったりとかそういうのも支援をしていかないといけないのかなというふうにもやっぱり考えているところであります。

今回はこの新型コロナ対策で3点の質問をさせていただきました。教育総務課のほうに聞き取りとかそういうことで行かせていただいたときに、教育総務課の職員さんフェイスマスクというんですか、自分たちで輪ゴムでクリアファイルなんかで作ったり、いろんなことでまたお聞きしましたところ、小学校単位で子どもたちが自分たちで工夫して先生と一緒にそういうフェイスマスクを作成したりだとかということで、いろいろ取組んでらっしゃるということもお伺いしました。やっぱりこの新型コロナがどういった感じで終息をするのか、また、第2波、第3波ということで、やっぱり今、この夏から秋口、冬に向かっていくときにまたその感染拡大になるんじゃないかというような懸念もされております。なかなかその新薬とか、ワクチンだとかというのは開発も1年、2年やっぱりかかるというような報道もされております。しっかりやっぱり行政が支えていかないといけない部分、そしてまた市民もしっかりやっぱり自分たちで努力をされる部分というのをしっかりすみ分けをしながら、市として、そしてまた私たちまた、議員としてしっかりその市民の皆様方の動向を注視しながら、しっかり支えていかないといけないのかなというふうにも思っております。

小学校の教育の環境、そしてまたいろいろなその各種事業者に対する支援もしっかりした施策を打っていただきながら、この新型コロナが終息に向かうのを願いしまして、今回私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時30分 散会

第 4 号

6月11日 (木)

令和2年第4回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和2年6月11日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 2 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 3 14番 内田 靖信 議員（自友クラブ）
- 4 15番 江田 計司 議員（無会派）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 地域住民の生命を守る災害発生時等の対応について
 - (1) 情報共有化について
 - (2) マンホールトイレの整備について
 - (3) 防災士について
 - (4) 災害発生時の「新しい生活様式」等の対応について
- 2 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 教育の今後について
 - (1) 教育環境の整備について
 - (2) ICT教育の整備計画について
 - (3) 国からの予算（補助金）について
 - (4) 熊本市の方法について
 - 2 女性の健康と少子化対策について
 - (1) 乳がん検診について
 - ア 本市の乳がん検診の現状について
 - イ 本市の乳がん発症年齢と患者数について
 - ウ 乳がん検診の他自治体との違いについて
 - エ 今後の見解について
 - (2) 少子化対策について
 - ア 本市の少子化対策への考えについて

- イ 「不妊治療薬」「不妊検査」の助成について
- ウ 助成の周知方法について
- エ 今後の考えについて

3 14番 内田 靖信 議員（自友クラブ）

- 1 地方創生と観光施設の民営化（民間移譲）について
 - (1) 計画策定の経緯について
 - (2) 現在の指定管理運営の実態と課題について
 - (3) 受託料等の使途について
 - (4) 文化・文学遺産及び歴史遺産を活用した地方創生について
 - (5) 公共性を維持する持続可能な方策等について
 - (6) 10年ビジョン、オンリー玉名のまちづくりの具体的施策について

4 15番 江田 計司 議員（無党派）

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 玉名市文化センターの今後について

散 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局職員出席者

事務局長 松本留美子さん 事務局次長 荒木勇君
次長補佐 松野和博君 書記 古閑俊彦君
書記 入江光明君

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日の応招議員は20名全員であります。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、地方自治法第113条の規定に基づく定足数の原則に沿った議会運営を行ないます。

また、議場に入場していない議員については、別室にて視聴しておりますことを申し上げます。

現在の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

あわせて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 一般質問

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会の、発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、30分といたします。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。10番、公明党の徳村登志郎でございます。

昨日、熊本県内で新型コロナウイルスに感染し、入院された患者の男性が退院をされ、入院患者がゼロになったとのニュースがありました。まだまだ予断を許さない状況ではありますが、県民の努力の結果ではないかとうれしく感じました。コロナ禍にも絶対負けることはないとの思いも強くいたしました。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

このコロナ禍の中で行政が一番に守るべきものが生命と生活であります。梅雨入り宣言が今日にもされる時期になり、最近の異常気象を鑑みますと、コロナ禍の中での複合災害という最悪の状況が考えられます。そこで、今回の一般質問はこの喫緊の課題を唯一の質問とすることにしました。

それでは、地域住民の生命を守る災害発生時等の対応について質問します。1、情報共有化についてお尋ねします。災害時の被害を最小限に、そして未然に防ぐのは情報の

共有化にすぎないと考えます。そこで、3点、1つ、ICTの活用について、2、アナログからデジタル化へ変わった防災無線の違いについて、3、今年度から始まった防災無線電話応答サービスについて、以上、答弁をお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 徳村議員の情報共有化に関する御質問についてお答えをいたします。

まず、ICT情報通信技術の活用につきましては、昨年度竣工いたしました防災行政無線のデジタル化に伴う多角的な情報発信はもとより、避難勧告などの際、携帯電話の待ち受け画面に強制的に配信を行なうJアラートの活用を行なっております。さらに、本年4月から稼動しております熊本県の防災情報共有システムは、県及び市町村、並びに自衛隊・警察・消防等の防災関係職員が災害現場から位置情報や写真などの情報提供を行なうことで情報共有が県下全域で可能となり、災害の一元的な管理と災害対応の迅速化に寄与できるシステムで、防災対策として有効な運用が期待されております。ICTについては、今後も新技術の発展が見込まれており、本市といたしましても状況を見据えながら適宜必要なものを取り入れてまいりたいと思います。

防災行政無線のアナログからデジタル化への違いにつきましては、更新前のアナログ回線と比べ、ほぼ同時に多くの手段による発信が行なえることが主な違いでございます。具体的には、屋外拡声子局からの音声放送を行なえば、同時に同様の内容で玉名市安心メールの配信、玉名市ホームページへの掲載、電話応答サービスが可能となります。これらに加え、気象警報や国民保護情報などを受信するJアラートシステムと連携し、緊急情報を瞬時に配信することも可能となっております。防災行政無線の運用については、これまでの音声放送だけに頼ることなく、これらの多角的な方法により市民への迅速な情報発信を行なってまいりますので、その効果がより大きくなりますよう、情報を受ける市民の皆様におかれましても、例えば安心メールへの登録など、複数の手段を日頃から積極的に備えていただき、特に安心メールの登録啓発については、市といたしましても重点施策として位置づけて、これまで以上に継続して進めてまいりたいと思っております。

最後に、防災無線電話応答サービスにつきましては、令和2年4月1日から運用を開始しております。これは屋外拡声子局で放送した内容を固定電話でも携帯電話でも聞き直すことができるサービスでございます。共通の番号、0968-73-3400番にお電話いただければ、放送後24時間は聞くことが可能となっております。運用開始に当たり、広報たまな4月号から6月号にかけて、玉名市安心メールと併せて掲載しており、4月から5月までの2か月で合計、既に107件の利用がございました。この電話

応答サービスについても、継続して周知・啓発を行ない、防災情報を受けるためのツールの一つとして市民の皆様幅広く利用されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

Lアラート、そしてJアラート、アナログからデジタル化に変わったということで、連携が進んでいるということも知ることができました。

1点、私のほうからICTの活用で、ぜひ導入の検討をしてほしいものに、防災アプリがございます。これは、一方向の情報伝達のみメールとは異なり、災害時の行動マニュアルと避難のための情報を手軽に持ち運べるようになります。スマートフォンの端末へのプッシュ配信を通し、いつ起こるか分からない災害の情報を効率よく受信することができます。また、何より行政が送る災害時の情報周知を簡単にすることができます。この度、配布されました玉名市総合防災マップがありますが、この情報もアプリでいつでも確認することができるようになりますと思います。マップ上にある避難施設、公共施設、公衆電話情報を掲載し、避難行動の助けになるテーマ検索、標高検索、そして標高による施設の絞り込みも可能になります。さらに、地図データの保存でネットが繋がらない屋内でも閲覧が可能になります。アプリ上で安否情報登録が利用可能になり、SNSとの連携もできます。また、外国人のために多言語対応させることもできます。ぜひ、玉名市版防災アプリを検討いただき、よりこの玉名市総合防災マップが身近に活用できるようにしてほしいと要望いたしたいと思います。

また、聞き取りづらいとの声が多かった防災無線ですが、防災無線電話応答サービスをさらに周知させていただければと思います。これは、ぜひ各家庭に電話番号を載せたステッカーなどを配布するのも一考ではないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

2つ目、マンホールトイレの整備についてお尋ねいたします。1つ、現在の整備状況について、2つ、建設予定になっている岱明町公民館への整備について、以上2点、答弁をお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 徳村議員のマンホールトイレの整備に関する御質問にお答えをいたします。

マンホールトイレとは、災害時にマンホールの上に簡易な便器やテントなどを設置し、専用の設備へ改修した下水管及び貯留槽を利用する簡易トイレのことでございます。災害時の避難所等における衛生環境の悪化を防ぐことはもとより、排せつを我慢すること

などによる健康被害の防止など、大きな災害の際には非常に有効となる設備の一つでございます。これには、下水道処理施設で処理する流下型や、管路が破損した場合、くみ取り式となる貯留型などの様々な種類がございます。

マンホールトイレについては、現在、玉名市においては設置しているものはございませんが、玉名地域振興局の南隣にあります立願寺污水中継ポンプ場の改修工事に併せまして、今年度中に設置を行なう予定がございます。また、他の施設への設置予定に関しましては、マンホールトイレ設置を単独で行なう場合、費用が課題となってしまうこともあり、公共施設の新設や設備更新等の際の設置を検討してまいりたいと考えております。

議員が御提案の建て替えを予定しております岱明町公民館へのマンホールトイレの設置につきましては、どこまで防災機能を兼ね備えた施設にするかということも含めまして、関連部局と協議して、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

これは、過去の一般質問でも災害時のマンホールトイレの重要性を訴えてまいりました。本市でも、答弁でありましたとおり、マンホールトイレの導入ができることは大変歓迎すべきことだと思っております。また、答弁にもありましたとおり、マンホールトイレとは、下水道管路にあるマンホール上の上部に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。マンホールトイレは、災害時においても日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できるという特徴があり、東日本大震災では宮城県東松島市、熊本地震では熊本県熊本市の避難所に設置され、被災者から大変好評でした。災害時の使用の経験から、女性や子ども、高齢者等が安全に安心して使えるように配慮する必要性も明らかになりました。

こうしたことを踏まえ、国土交通省では、被災者が使いたいと思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項等を取りまとめたマンホールトイレの整備・運用のためのガイドラインを平成23年3月に策定したところですが、熊本地震を踏まえた内容の充実を図ったマンホールトイレの整備・運用のためのガイドライン2018年度版を平成30年3月に策定しました。ガイドラインの主な内容は、災害時のトイレの確保の基本的考え方、マンホールトイレの必要数の算定と快適なトイレ環境の確保に向けて配慮することが望ましい事項、事前準備と訓練、使用後の片付け、導入事例と中高生が考えた快適なトイレ環境の例など、以上が本ガイドラインの活用により、今後の災害への備えとして避難所等でマンホールトイレの整備がより一層進み、快適なトイレ環境が確保されることが期待されております。

次に、岱明町公民館への整備を要望した件ですが、これもこの度配布された玉名市総合防災マップで明らかになった岱明町公民館付近の安全性と、それと反して、玉名市市街中心部の水害への脆弱性があります。マップにより、市街中心部は、水害に対して、庁舎付近を含め、脆弱であることがよりはっきり分かりました。災害の状況によっては、災害対策本部の拠点は岱明町にすることも考えなければならないと思っております。ちょうどこれから建設予定である岱明町公民館は玉名市の防災拠点としての位置づけも必要ではないかと思えます。マンホールトイレの設置も防災拠点に必要なかと思えます。災害時に限らず、イベント時にマンホールトイレを利用することや設置訓練を行なうこともできます。ぜひ検討のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

3番、防災士についてであります。1つ、本市における防災士の把握について、2、防災士の組織化の方向性について、3、防災士の資格取得への補助について、以上3点について答弁をお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 徳村議員の防災士に関する御質問にお答えをいたします。

防災士とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証を行なっている民間資格でございます。市民による新しい防災への取組を推進し、防災と危機管理に寄与することを目的に平成15年に創設されました。全国では19万6,000人以上の防災士が認証されておりまして、熊本県では2,893人、うち玉名市在住の方が65人となっております。

次に、その組織化の方向性ということにつきましては、大津町や菊陽町などでは防災士連絡協議会を設立されており、これは防災士の認証者が集まり、設立された組織で、地域防災力の向上や災害ボランティア活動などに尽力されているということでございます。玉名市におきましても65人の防災士の方がいらっしゃいますので、その組織化につきましては、市内の防災士の方々の御意見を参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

最後に、防災士の資格取得への助成につきましてですが、現時点で本市においてその助成を行なう予定はございませんが、通常で取得するよりも安価な費用で取得することが可能な、県が主催しております火の国ぼうさい塾の紹介等を行なうことで資格取得の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今、答弁にもありましたとおり、防災士とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機

構による民間資格でございます。日本防災士機構は、阪神・淡路大震災の教訓の伝承と市民による新しい防災への取組を推進し、我が国の防災と危機管理に寄与することを目的に平成15年に創設されました。国をはじめとする公的な財政支援によるものではなく、純然たる民間自律の発想と民間パワーによる努力によって地域防災力の向上に貢献をしております。

現在、全国の地方自治体や国立大学等の教育機関、民間研修機関において積極的な防災士の養成の取組が進められ、それぞれの地域の自主防災組織や学校・福祉施設・事業所等で防災士の配置、活用の動きが広がっております。防災士は、まず自分と家族を守るために、我が家の耐震補強、家具の固定、備蓄などを進めます。それを親戚、友人、知人に広めていくとともに、地域、職場での防災啓発、訓練を実施していきます。誰かが積極的に声をかけなければ、人は動きません。防災士は、まず自分が動き、周囲を動かすように努めております。必要に応じて防災講演・災害図上訓練・避難所訓練等のリーダー役を果たすとともに、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加されております。私も実際に防災士の方にお会いして、話を伺って、この民間の力を行政とともに活用すべきだと感じました。

防災士資格は、民間資格です。防災士資格の取得により、特定の権利が得られる、もしくは行動が義務づけられるといったことはありません。あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行なうということです。しかし、多くの地方公共団体が予算を計上して、防災士を養成し、自主防災組織や学校、職場に配置するといった事例が各地で広がるなど、防災士の社会的評価と期待は急速に高まっております。

防災士は、こうした社会の信認性を背景に志と使命感を持って活動することが期待されています。熊本では、大津町が防災士の資格取得へ補助を行なっており、組織化によりその数も増えているところでございます。本市においても、ぜひ防災士という民間の力を防災の中に取り入れてほしいと強く要望する次第でございます。

それでは、次の質問に移ります。

4、災害発生時の「新しい生活様式」等の対応についてお尋ねします。

厚生労働省は、新型コロナを防ぐ「新しい生活様式」実践例を発表しました。密集・密接・密閉、「3密」の回避、2メートルほどの身体的距離の確保、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養、まめに手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、こまめに換気など、多彩でございます。

新型コロナは、終息の出口が見えません。その中で台風シーズンが近づけば、風水害のおそれが増します。感染症に自然災害が重なる複合災害は起こり得ます。災害が起これば、避難所が「3密」、密閉・密集・密接になり、集団感染のリスクが高まります。避難所の運営指針を改定するなど、対策に乗り出した自治体もありますが、限界もあり

ます。いかに自分の身を守るかを考えることが大前提であることは当然でございますが、3点、お尋ねしたいと思います。1つ、避難所での対策について、2つ、避難所でのコロナ感染発生時の医療機関との連携について、3、コロナ関連の備蓄品の対応について、答弁をお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 徳村議員の災害発生時における「新しい生活様式」等への対応に関する御質問にお答えをいたします。

まず、御質問の避難所での対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、3月中旬に発生しました石川県能登地方での地震を受け、所管課で検討を開始し、4月には市としての方針を定めております。その概略は、広報たまなの6月号に掲載しておりますとおり、避難所内での過密を抑制するため、まずは浸水や土砂災害の危険がないところであれば、在宅や親戚、知人宅での避難をお勧めし、避難所内においても、これまでは主に広間への集約避難としていたものを、避難者相互の距離、ソーシャルディスタンスを確保するため、部屋ごとに受入人数の上限を定め、複数の部屋に分散していただくよう改めております。また、屋内でも使用できるテントを既に70張り購入をしております、5か所の一時避難所の大広間や和室などで使用できるよう準備しております。単純なパーティションと違い、テントにつきましては、プライバシーの確保に関して大きなメリットがございますので、感染症の時期に限らず、有効活用できるものと期待をしております。このように複数の部屋への分散や避難者相互の距離を確保するといった方針を定めておりますので、台風や大雨などの自主避難程度であれば十分対応可能と想定しておりますが、災害の規模により、必要となれば、小中学校などの二次避難所を順次開設し、同様に分散していただくこととしております。

なお、この方針につきましては、4月に国から発せられました避難所運営のガイドライン及び5月に出されました「新しい生活様式」の内容に沿ったものとなっております。

また、避難所では、手洗い・うがいの励行、マスク着用、換気の実施など、これまで以上に徹底するとともに、まずは受付の段階で発熱などのチェックを行ない、健康状態が優れない方、後で症状が出た方については、専用のスペースを確保いたします。さらに、悪化した場合などで医療機関の受診が必要と思われる方につきましては、二次感染防止のため、救急車などによる適切な対応が取れるよう保健所や関係機関とさらに連携を取っております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策での備蓄品でございますが、主に避難所での使用を想定しまして、マスクが現在7,000枚、消毒スプレーが500ミリリットルでございますけれども、96本の在庫がございます。もちろんこれで十分と言える量ではございませんので、これに手洗い用の石けんなど、必要な物品を想定して、所管課で

あります防災安全課で購入するよう今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

コロナ禍を受けて、いろいろ市のほうも避難所に対する対策を進められているということが分かりました。

1点、この避難所の運営において、ここで行政に絶対守っていただきたいことが一つございます。それは、避難所等でコロナ感染が発生したときに、そういう発生したという情報を隠さずに、ありのままに正確に発信してもらいたいということでございます。これは、パニックを恐れて隠すことはとても危険でございます。ありのままに伝えられれば、パニックは起きない。ただ、真実が隠されたと知ったときにパニックは起きるといふふうにあるように、この点に関しては、市民の方を信用すべきだと私は思っております。

コロナ禍の中で防災に対する考え方や避難所の利用を含め、改めなければならないことが多々あるかと思えます。その中ではっきりしたことは、より大切な防災対策は、特に自助にあるということだと思えます。まずは、今回配布されましたハザードマップ等を確認、また親戚や知人宅を避難所の選択肢に入れることを考えなければならぬでしょう。そして、地震で交通が寸断されることも想定し、歩いて行ける範囲で選び、相手に事前に相談しておくことも必要と考えます。自宅の被害が小さければ、家にとどまる在宅避難も考えられます。避難所しか選択肢がない場合もあるでしょうから、非常用持ち出し袋にマスクや体温計、衛生用品などを入れておかなければならぬでしょう。避難所では、人と対面せずに背中を合わせて座ったり、段ボールの仕切りを利用して、飛沫感染を防ぐ工夫をしなければなりません。

日常的な対策は、複合災害の減災にもつながります。家族会議を開き、災害時の対応を話し合い、特に発生後の集合場所が大事です。A小学校の東門などと具体的に決めておいたり、当日会えない場合に備え、翌日以降の集合時刻を決めておいたりするほうがよいと思えます。家族のうちで父親だけが離れた職場にいた場合などに家族を探しにいった犠牲になることを防げるはずだと思えます。

とにかく、自治体のコロナ後の災害時の対応は、避難所運営マニュアルの見直しが必要であります。先月、益城町では、新型コロナウイルス感染症対応の避難所運営訓練が実施されました。今後、本市においてもこのような訓練がなされるべきではないでしょうか。想定外を一つ一つ消していくことが自分や家族の生命、ひいては地域全体を守ることに繋がると思えます。

高齢化が進んで遠くの避難所まで自力避難することさえ難しい人も多いと思われれます。

だからこそ、避難しないでもいいようにすることも大切です。今までは逃げる防災が主流でしたが、これからは安全な家にする防災にシフトするべきです。そして、必要とあれば、防災備蓄条例をつくり、各家庭で7日分の備蓄と在宅避難の推進が必要になると思います。在宅避難が結果として避難所の感染症対策にもなるはずです。

最後に、コロナ感染症と闘っておられる医療従事者の皆さんに敬意を表するとともに、またコロナ感染症により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしまして、以上で私の一般質問は終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 皆さん、おはようございます。2番、創政未来、吉田真樹子です。

昨年、大河ドラマ「いだてん」では、金栗先生が取り上げられ、千載一遇の大チャンス到来と盛り上がった翌年に、まさか新型コロナウイルス感染症が見る見るうちに広がり、我がふるさと玉名の温泉街までもが、一番にぎわいを見せるゴールデンウィーク期間にロープが張られる状況になるとは思いもよりませんでした。志村けんさんの死には、日本中の人が身内のおじさんを亡くしたような悲しみとなったのではないのでしょうか。続けて、岡江久美子さんが亡くなれてから、国民がコロナウイルスに対する恐怖が大きくなったのではないのでしょうか。熊日新聞では、戦後初めて、春に続き、夏の甲子園の中止が決定、ニュースで高校球児が流されている涙を思い出すだけでももらい泣きしそうになります。高校球児だけでなく、目標を持って努力を重ねてきた子どもたちにとっても、とてもつらかったはずです。今朝のテレビで代わりとなる大会が甲子園で開催されるとあっていました。少しずつ明るいニュースが多くなっていくようです。

では、通告に従い、質問をさせていただきます。

教育の今後についてです。日本全国が約3か月間もの長期の休校となり、子どもたちの最大の空間の学校が奪われるという、100年に一度の経験したことのない歴史に残るとんでもない事態が起きました。今回は、コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた教育の今後についてお尋ねいたします。

I C T教育に関しては、地域間の格差があり、まだまだ実施できているところは少な

いと言われております。休校中は、文部科学省が調査した同時双方向型オンライン学習に取り組む公立学校は4月16日時点で5%だったそうです。危機感を抱いた文部科学省は、5月11日に親のスマホでも使えるものは何でも使う、全ての世帯が整わなくてもできるところからできる人がやる、これまでの学校の既存のルールに捉われなくてもやる、若い先生の意見でも何でも取り組むようにオンライン学習を今すぐ始めてほしいとメッセージを出されたそうです。使えるものは何でも、全ての世帯が整わなくてもなど、少々雑な言い方にも聞こえます。そもそも国は10年にわたり多額の予算を使い、普及をお願いしてきたそうです。これまで進んでこなかったのは、オンラインになれば心が貧しくなる、一律じゃないとできないなどが普及しなかった理由でもあるそうです。現在では、今回のコロナの影響もあり、ICTはつながりを感じることができる便利な道具と理解が進んでおります。

では、お尋ねをいたします。今回の3月2日からの約3か月間の長期休校で、うち2か月間は春休みでしたが、自宅での学習を余儀なくされた子どもたちですが、今後どのような教育環境を整備していく必要があると考えられておられますでしょうか。続けて、ICT教育の整備計画はありましたでしょうか、お答え、お願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） おはようございます。

吉田議員の教育環境の整備について及びICT教育の整備計画についての御質問にお答えいたします。

タブレットを中心としたICT教育の整備計画につきましては、玉名市独自のものではございませんけれども、2017年（平成29年）12月に文部科学省が定めた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、2022年度までに3クラスに1クラス分程度の学習者用のコンピューターや、教師1人1台の指導者用コンピューター、統合型校務支援システムなどの整備を目指しておりました。

その後、情勢が大きく動き、2019年12月に閣議決定された「GIGAスクール構想」では、2023年度までに1人1台の学習者用コンピューターを整備するよう求められ、本市としましても、「GIGAスクール構想」に沿った整備計画を進めておりました。

ところが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、3月より全国で学校の休業措置がとられ、それが長期化して、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるために、令和5年度までとしていた「GIGAスクール構想」が前倒しとなり、本年度中の整備が求められております。本市におきましても、本年度中に児童生徒及び指導を行なう教職員に1人1台のタブレット端末を整備するべく取り組んでいるところでございま

す。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

熊本市は、2年前から市内全公立小学校134校に2万3,460台のタブレットを導入されました。タブレット導入は、政令指定都市の20市のうち、熊本市は19番目という低い水準にあったそうです。導入が急速に進んだのは、熊本地震がきっかけと聞きました。4年前、新学期が始まり、間もなく休校となり、学校再開はゴールデンウィーク明けだったそうです。熊本県民にとって想定外のあの地震の揺れと恐怖は、皆さんの記憶にも新しいと思われます。2万3,460台のタブレットを導入するという大きなプロジェクトは、教育長の進言を受けての熊本市長の即断即決、いわゆるトップダウンによるものだったそうです。現在は、小中学校の教師全員約3,800人に1人1台、児童生徒は3クラスに1クラス程度のタブレットが準備されております。5月の臨時議会では、来年の2月までに全児童生徒6万人分のタブレット端末の確保を目指すと発表されておりました。

では、ここで再質問です。熊本市は4年前の地震後、ICTの整備を進められたようですが、玉名市では熊本地震後に整備しようという計画はなかったのでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 熊本地震後に整備しようという計画はなかったのかの御質問にお答えいたします。

平成28年4月に発生しました熊本地震では、県内の幼稚園、小中高校などのうち、342校が休校措置を取りました。本市の小中学校における休校措置は、地震発生の翌日である4月15日から2日あるいは3日間で行いました。被害が甚大で多くの学校が避難所となった熊本市や益城町などでは、多くの学校が1か月間の休校となり、全校が再開したのは5月11日でした。この熊本地震がきっかけとなり、復興・復旧の方策の一つとして、熊本市は、小中学校へのタブレット導入を進めてきたとのことですが、休校期間が短く、比較的被害の小さかった本市におきましては、この地震をきっかけとしたICT整備の計画はございませんでした。

その後の計画としましては、先ほど答弁申しましたとおりでございますけれども、翌年の2017年に定められた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、整備計画を進めてきました。

その後、「GIGAスクール構想」を経て、現在は、1人1台の環境を今年度中に整備する計画でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

また、質問です。玉名市では、タブレット導入はほとんどできておりませんが、近隣の市と比べるとどうなのでしょう。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 他市町と比べてどうなのかの御質問にお答えいたします。

玉名・荒尾管内の1市4町のタブレット導入につきましては、荒尾市で1つの学校の2クラス分のみなど、部分的な導入を行なっているところもございますけれども、ほとんどの自治体が本市と同様、タブレット導入はまだ行なわれておりません。

しかしながら、今回の「GIGAスクール構想」の前倒しにより、全ての自治体で1人1台のタブレット端末を整備する予定となっております。山鹿市や菊池市など、近隣の多くの自治体についても同様に、本年度内に1人1台の整備を行なう計画のようでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 近隣の自治体も進んでいないということでしたが、平成26年9月議会の答弁で、教育長は、「今後はICTの積極的な活用をはじめとする指導方法、指導体制の工夫改善を通じた授業の革新に鑑み、タブレットなどの導入を検討しなければならぬと考えております」と答弁をされておりました。

しかし、あれから6年、現時点では、タブレット導入が遅れていると言わざるを得ません。来年度からは全ての学校で生徒1人1台、タブレット端末を持たせる、そういう学校づくりが今回のコロナ問題でいよいよもって分かれたと思います。

では、質問です。なぜ今まで進んでこなかったのでしょうか。進んでいない理由をお尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） なぜ進まなかったのかの御質問にお答えいたします。

本市において、平成26年度にICT機器整備の一環として、全ての小中学校の普通教室に短焦点型のプロジェクターを設置いたしました。これは、小中一貫教育を推進する中で他の市町よりも先んじて計画的に導入されたもので、日々の授業やエンジョイ・イングリッシュなどで日常的に活用されております。

その整備が行なわれた頃、国の「第2期教育振興基本計画」の中では、学校のコンピューター教室に40台のPC端末、校内に40台の可動式PC端末の整備などによって、教育用PC1台当たり児童生徒3.6人が目標とされておりました。

その後、平成29年12月の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」では、

3クラスに1クラス分程度のタブレットの整備が目標とされ、本市においてもその水準の整備を目指しておりましたが、令和元年度の「GIGAスクール構想」により、令和5年度までに1人1台の端末整備に向けたロードマップが出され、それに沿った準備をしておりました。

今年度からタブレット端末設置を目指しておりましたが、学校の先生方が日々の業務で使用されている校務用コンピューターの更新時期と重なったことや、令和元年度の国の補正予算で校内無線LAN及びタブレット用電源キャビネットの整備に係る予算措置がなされ、その事業を令和2年度内に完了する必要があったため、タブレット整備の計画を1年遅らせ、令和3年度からの整備となったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

コロナがなければ、まだ導入はもっと先だったというお話でしたが、文部科学省は、2011年に「教育の情報化ビジョン」の中で、2020年までに全ての学校で1人1台のタブレットを導入したICT授業を実現するという目標を掲げていると発表されておりました。

佐賀県武雄市の話になりますが、公立山内東小学校では、今から6年以上前に既に40台のタブレットが準備されていたそうです。その後、総務省の地域雇用創造ICT絆プロジェクトを活用して、小学4年生から6年生までの児童と、担任教師に146台が平成26年の時点で整備がされていたそうです。児童は楽しみながら端末を利用し、ふだんよりも集中して学習し、これまでの授業に集中できなかった子どもたちも学習意欲が高まっていると、当時の経済新聞に掲載をされておりました。

これまでのことを含め、国は、平成26年以前からICT教育を進めてきました。調べておりましたら、ICT環境整備を進めるため、国から予算が出ていたと知りました。初めにもお伝えしましたが、国は10年以上にわたり、多額の予算を使い、普及をお願いしてきたのです。

では、ここでお尋ねをいたします。国からの予算は毎年あったのでしょうか。その予算は、本市ではどのように使われ、今はどのように蓄えられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 国からの予算（補助金）についての御質問にお答えいたします。

文部科学省が2011年4月28日に発表した「教育の情報化ビジョン」は、2020年度に向けた教育の情報化に関する総合的な推進方策であり、その中で子どもたちに

1人1台の情報端末環境を整備するとの重要性について言及がありました。

その後、2013年6月14日に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」において、教育用パソコン1台当たりの児童生徒数3.6人や、電子黒板、実物投影機を1学級当たり1台整備するなどの目標が示され、2014年2月に策定された「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」において、2014年度から2017年度まで単年度1,678億円の地方財政措置が講じられ、本市では、電子黒板、実物投影機の整備を進めました。

さらに、その後、2018年4月に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」が策定され、学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備することなどを目標水準として、2018年度から2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置が講じられました。

そして、2019年12月には「GIGAスクール構想」が発表され、2023年度までに1人1台の情報端末を整備するよう、令和元年度補正予算により公立学校情報機器整備費補助金が1台当たり4万5,000円を上限として計上されました。これを受けて、本市では、2021年度から2023年度にかけて1人1台の情報端末を整備することを予定しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として成立した令和2年度補正予算では、2023年度に達成を目指していた1人1台の端末整備を前倒しし、今年度中に行なうこととして、令和元年度補正予算に計上されていた小学校5年、小学校6年、中学校1年以外の全ての学年分について補助金が計上されました。本市としましても、今年度中に1人1台の端末を整備できるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

使うべきところに使わなかったから導入が遅れたのではないのでしょうか。そのあった予算はどこへいったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 国からの予算（補助金）についての再質問にお答えいたします。

2018年度、平成30年度から5年間の地方交付税措置については、情報教育関係経費として算入されておりますけれども、あくまでも5年間での措置であることや、事業費が多額で本市の一般財源を多く投入することとなりますので、初年度からの導入は行なわず、他の自治体の動向や本市にとってどのような投入方法がふさわしいかを検討していたところでございます。この時点では3クラスに1クラス分程度の整備の措置と

なっておりましたけれども、現時点では早急な1人1台の導入は必須となっておりますので、本年度中の導入に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

5月下旬に熊本市の学校に通わせている保護者にお尋ねをしてみました。中学生はオンライン授業があつて、小学生の低学年は朝からの健康観察があつていたと言われました。2年前から普及されていたのに、健康観察くらいなのかと私は思ったのですが、そのお母さんは、朝のリズムがとれて、とても健康観察はありがたかったと言われておりました。準備ができていなかった玉名市では、健康観察さえもできなかったのではないのでしょうか。熊本市は、今回の休校があつたからこそ、第2波、3波に対して、オンラインでの今後の対応を既に考えられていることでしょうか。

国は、今回の長期休校でいよいよ期限付で小中学校の全保護者宛てにICT環境整備をするに当たって、インターネット通信環境の現状把握調査を実施されたそうです。本市でも小中学校で調査をされておりましたが、結果は何件中、使えない世帯は何件だったのでしょうか。熊本市は、携帯電話の回線LTEを選ばれておりますが、ここでお尋ねをいたします。今後、回線はどうされる御予定でしょうか。重ねまして、熊本市の方法をどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 熊本市の方法についての御質問にお答えいたします。

まず、本市の小中学校に対して現在行なっております家庭のインターネット接続状況の調査で、現在は玉南中と天水中の2校の調査結果が出ております。遠隔授業などが可能なインターネット接続環境が家庭に整っているとの回答は、263名のうち、222名で84%、環境が整っていない、あるいは不明との回答は41名の16%でございました。

次に、熊本市のタブレットについてでございますけれども、熊本市の方式は校内無線LANを通じてインターネット等とつなぐのではなく、携帯電話と同様に端末から直接基地局に接続するLTE方式であります。このLTE方式の主な利点としましては、校内だけでなく、校外学習や修学旅行などでも学びのツールとしてタブレット端末を活用できるとともに、今回のような新型コロナウイルス感染症による休校措置期間に学校と家庭間で双方向の遠隔授業が容易にできることなどが挙げられます。児童生徒の学びの手法に大変有効であり、本市としましても導入の可否を検討したところでございます。

しかしながら、LTE方式では整備を進めている校内無線LANが不要になってしまうことや、「GIGAスクール構想」による1台当たり4万5,000円の補助金が契

約上の関係で活用できないこと、携帯電話同様、多額の通信費が毎月発生することなどの理由により、本市においては熊本市と同じような整備は難しいという結論に至っております。

今後は、校内無線LAN及びタブレット端末の整備を進めるとともに、家庭のインターネット接続環境を調査し、環境が整っていない家庭に対しましては、モバイルWi-Fiルーターを貸し出すなど、緊急時対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

インターネット環境の現状把握の結果はまだ集まっていないようですが、既に整っていない家庭が多いように感じられました。

平成26年6月議会での先輩議員の質問の締めくくりでこう言われておりました。「『未来の教室、ICT教育』と熊日新聞に3日間連載されている。そして、タブレットを持ち帰り、自宅で予習、大変学力向上に役立っていると言われております。予算の問題になりますが、現代に遅れない玉名市の子どもたちのために認識を深めてもらいたいとお願いいたします」と、吉田喜徳先輩はこう伝えられ、あれから6年が過ぎました。小学1年生は6年生となり、中学1年生は高校3年生になりました。予算は厳しいとしても、これまでの執行部のICT教育化への認識の違いと優先度の低さが現在の玉名市の教育状況になっているのではないのでしょうか。本来、市町村の対策の違いで教育格差があってはならないと思います。ICT教育の先進地の子どもたちと既にできた教育格差を埋めるためにも、財政が厳しい自治体は今一斉にスタートラインに立っていると思います。

このICT教育は、子どもたちの学力向上のみならず、先生方にとってもタブレット端末は一括管理ができるので、学習課題に対しての正解率が一目で分かったり、生徒の苦手な単元が分かり、個別に声をかけることができる、生徒の学力状況を個々で把握することができる、採点の必要がなくなるなど、先生に時間ができれば子どもと向き合うことが増えるのです。

4年前に熊本地震がありました。100年に一度巡ってくる感染症で約3か月間の長期休校となりました。「今、進めなければ、いつされるのでしょうか」と言うつもりでしたが、今年度中に整備をする計画です、本年度中の導入に向けて準備を進めていると言っただけだったので、安心しております。未来を担う子どもたちは、今を生きる大人が、いかなる状況であっても、学ぶことができる、それも平等に学ぶことができる最善の環境を準備する必要があると考えます。

新型コロナウイルスの影響で生活様式が変わった教育現場では、既に突入した梅雨の

時期と、暑くなり、エアコンが入った教室での「3密」への対応、今後の行事のやり方、季節が変わり、秋にも心配される第2波、3波に重ねて、インフルエンザ予防に向けての対応の準備など、先生方には学校現場の今後をしっかりと考えてもらっております。

最後に、市長へ、力強くいつも言っていただいております「一人の漏れもないように」の発言どおり、インターネット環境がない世帯のことを考えていただき、ICT教育の環境整備を急速に進めていただくことをお約束いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番(吉田真樹子さん) 女性の健康と少子化対策について、①乳がん検診について。乳がんはがんの中でも日本人女性がかかる割合がトップであり、生涯のうちに乳がんになる女性の割合は、50年前は50人に1人でしたが、現在は14人に1人と言われております。年間6万人以上が乳がんと診断されております。また、乳がんが死亡する割合も年々増加の傾向にあり、年間約1万3,000人が亡くなっているそうです。これは、乳がんを発症した人の30%に当たるそうです。

平成14年8月、法律第103号、国民の健康増進と現代病予防を目的として国が定めた健康増進法に基づき、乳がん検診を行なうことになったそうです。発症率の高い40歳から検診をするようにと国からの通達があったそうです。

ここで、お尋ねをいたします。玉名市の乳がん検診の現状と、玉名市の発症年齢と乳がん患者数のデータがあれば、お聞かせください。

○議長(中尾嘉男君) 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長(竹村昌記君) おはようございます。

吉田議員御質問の乳がん検診についてお答えいたします。

まず、本市の乳がん検診の現状につきましては、健康増進法及び国のがん検診のための指針に従い、本年度は40歳以上の女性を対象に乳がん検診の検査項目である乳房エックス線検査、問診を行なっております。40歳から49歳の方には自己負担額1,800円、50歳以上の方には自己負担額1,200円を御負担いただいております。

また、本市の乳がん発症年齢と患者数についてでございますが、医療機関からの報告義務などがございませんので、本市では把握しておりません。

本市の過去3年間の受診者数と乳がん発見者数につきましては、平成28年度の受診者数が2,405人、がん発見者数が5人、平成29年度の受診者数が2,484人、がん発見者数が4人、平成30年度の受診者数が2,449人、がん発見者数が4人でございました。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

本市では、検診年齢は40歳からで、毎年4、5人の乳がんが発見されているということでした。熊本県内では、30歳からの検診を独自で取り組まれているところは30ほどありました。隣の和水町は30歳からされております。30歳になったのは、合併時の平成18年で、今から14年前と言われました。昨年6月の国立がん研究センターがん情報サービスのデータによると、女性の乳がんは30歳代から増加を始め、40歳代後半から50歳代前半ではピークを迎えると出ておりました。

では、お尋ねをいたします。隣の和水町で乳がん検診料に違いがあることを知りました。早期発見・早期治療と聞きますが、こんな近隣で10歳もの検診年齢の違いと検診料の違いはなぜでしょうか。和水町の女性に30歳から早期発見の手立てがあるのならば、玉名市の女性に対しても命を守るための同様の手立てにしてはいかがでしょうか。自己負担額の違いは検診内容の違いでしょうか。乳がん検診の他自治体との違いについて、続けて、今後の見解について、お聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 乳がん検診の他自治体との違いについてお答えいたします。

近隣自治体との違いについては十分認識しているところですが、検査項目や受診間隔の違いがあり、容易に比較することができません。自己負担額については、検診料のおおむね約3割程度を目安に設定しております。また、受診対象年齢につきましては、国の指針のとおり、乳がん死亡率が高くなる40歳以上の女性の方を対象としております。

有明圏域の受診対象年齢と自己負担額の状況については、荒尾市では40歳以上が対象で、49歳以下が2,000円、50歳から69歳以下が1,500円、70歳以上が1,000円となっております。玉東町は20歳以上が対象で一律1,500円、和水町は30歳以上が対象で一律500円、長洲町は、30歳以上が対象で、30歳から39歳が3,000円、40歳から49歳が2,000円、50歳以上が1,700円といった状況となっております。

対象年齢と自己負担額につきましては、がん検診の検査項目や受診間隔を考慮し、多くの市民の皆様方が検診を受けやすい体制づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

近隣の町では20歳または30歳から対象となっておりますが、玉名市は30歳から

にすることはできないのでしょうか。熊本県の43の自治体のうち、30の市町村が30歳からの検診となっていると聞きました。九州の大きな自治体では30歳から検診がされているのは、大分市、沖縄市、長崎市となっております。30代の女性の健康と出産率の多い時期の女性の妊娠と出産を守るためにも30歳からの検診ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

対象年齢の引下げについてでございますが、国の指針では40歳以上を対象に2年に1回となっているところを、玉名市では毎年受診することを可能とし、受診機会を増やし、実施しているところでございます。また、乳がんにつきましては、30歳代から発症者数が増えていることも認識しておりますので、検査項目や受診間隔なども考慮し、年齢引下げについては今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

玉東町が20歳からの対象となったのは、ちょうど今から3年前の6月、タレントの小林麻央さんが亡くなられた年に見直しをされたそうです。町だったから早期発見ができ、玉名市だったから発見が遅れることのないような環境にしていきたいです。コロナウイルスから逃れた命を大事にしたいので、前向きな検討をお願いいたします。ぜひ経過を報告していただけるとありがたいです。

では、次の質問に移ります。

②少子化対策について、45年前、210万人だった国の出生数が90万人を割ってきております。少子化対策は、日本の最優先課題だとも言われております。玉名市の出生数も平成6年から平成29年には250人ほど減少しております。

では、お尋ねをいたします。玉名市の少子化対策へのお考えをお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 本市の少子化対策への考えについてお答えいたします。

本市におきましては、国の少子化傾向と同様に、平成29年以降は出生者数が500人を下回り、令和元年は464人でした。少子化傾向が続く中、本市においても核家族化や就労環境の変化をはじめ、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきております。

このような背景をもとに、昨年度末、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」を作成しております。計画では、「すべての子どもたちの笑顔を求めて～安心して子育てができるまちに～」を基本理念とし、

本市で生まれ、育つ子どもたちが笑顔で健やかに育つことができるように、保護者の子育てを支援する各種施策の充実を図っております。

具体的な取組として、中学校までの子ども医療費の現物給付や学童保育利用の多子世帯等の助成など、子育て世帯に対し、経済的支援を行っております。また、小規模保育事業所の増設や病児・病後児保育事業等の保育施設の整備をはじめ、母子健康包括支援センターや、本年度設置しました女性・子ども相談室による子育て相談等の充実に努めており、子育てしやすい環境の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

少子化対策についての質問なので、出生数が減少していること、子どもの割合が低下していることに関しての対策をお尋ねしております。今の答弁は、子育て支援、子育て世帯への経済的支援についてですので、出生数が減少しないための手段、そこに関しての現在の考えをもう一度お聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

出生数が減少しない方策として、子育てしやすい環境を整え、安心して子どもを産み、育てる地域とすることが子どもの出生数の増加につながると考えております。

なお、子育てしやすい環境整備のほかにも、有明広域行政事務組合が実施しております婚活事業KOIBANAや保健センターの不妊治療助成の取組など、出生に関する事業を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

婚活事業、とても必要なことだと思います。私も個別で頑張っております。

現在、初産の母親の年齢は高くなっております。重ねて、初産は流産が起こりやすく、その確率も年齢とともに高くなります。また、年々増加しているのは不妊です。少子化の食い止め、改善のために、不妊検査、不妊治療の助成を行なって、子どもを増やすことを提案いたします。本市で不妊治療費の助成をされていることはホームページで確認をいたしました。少子化の食い止め、改善のために、不妊検査の助成も必要と考えます。

鳥取県境港市、埼玉県富士見市では、不妊検査までされておりました。子どもを授かり、出産していただくことが少子化対策の第1弾としてとても必要だと考えます。

では、ここでお尋ねいたします。不妊治療、不妊検査の助成についてお聞かせくださ

い。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 不妊治療、不妊検査についてお答えいたします。

玉名市では、令和元年10月から熊本県の少子化対策総合交付金事業を活用いたしまして、不妊に悩む御夫婦の経済的な御負担を軽減するため、一般不妊治療のうち、人工受精に要する費用の一部を助成しております。対象となられる方は、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦の両方または一方が玉名市に1年以上住所を有すること、治療開始時の妻の年齢が41歳未満、夫婦の所得の合計額が730万円未満であることなどが条件となっております。助成額は、人工受精に要した費用に対して、夫婦一組につき5万円までとなっております。これまで4組の御夫婦が申請されております。

不妊検査についても助成は必要でないかとの御質問ですが、不妊治療に至るまでには不妊検査は必ず夫婦二人で検査を受けていただき、その原因の治療を受けることとなります。その検査と治療費は医療保険の適用となります。その後の人工受精などの不妊治療が医療保険適用外となり、経済的負担が大きくなるため、玉名市でも昨年10月から取り組み始めたところでございます。不妊検査の自己負担分助成についても、少子化対策の要因として今後の検討課題としてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私は、婚姻届の提出時に窓口で玉名市からお知らせという流れで不妊検査、不妊治療のことをお知らせいただくと見逃しがなくていいと考えます。対面できるときに、他の課と連携をして伝えるなど、重ねて考えておかないと、今後妊活に向かわれる夫婦に不妊検査や不妊治療を認識してもらいきっかけを失うのではないのでしょうか。お知らせは、ホームページや広報紙には載せてあるのでしょうか。婚姻届を提出した早い段階でこのことを気に留めていただきたいと思います。

また、熊本県のホームページには載っておりましたが、玉名市に不妊の相談窓口はありますでしょうか。現在、不妊治療相談窓口に関しては、どのようにお伝えされておられるのでしょうか。周知の方法をお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 助成の周知方法についてお答えいたします。

玉名市一般不妊治療助成の周知は、広報たまなやホームページ、熊本県からは県内の産婦人科医で各自治体の助成制度が周知されているところでございます。

また、不妊専門相談については、熊本県女性相談センターで専門の相談員により行なわれておりますので、そちらを御案内しているところでございます。

また、議員御提案の市民課等での婚姻届を出されたときを捉えて不妊治療や不妊検査の案内を行ない、妊娠、出産について考えてもらうきっかけづくりをとのことで、市民課での一律の御案内はいろいろな境遇の方や考え方がおられること、妊娠というとてもプライベートなことを相手から相談を受ける前に行政から話題を切り出すのは、触れてほしくない方もおられるため、不妊相談や不妊治療の御案内チラシをカウンターに設置するなど、必要な方に対応できるように検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

鳥取県の境港市役所の担当の方にお尋ねをいたしました。不妊検査は平成29年以前からやっていたそうです。県で助成を受け、重ねて市も助成をするそうです。不妊検査と不妊治療の周知の方法を尋ねると、まずはポスター、次に婚姻届の提出時と言われました。少しでも早くお伝えするためと言われ、決められるのはそれぞれです。こちらからはある情報を漏れなくお伝えするまでですと、気持ちのいい回答をいただきました。

本市の担当する課が妊娠というとてもプライベートなことを相手から相談を受ける前にこちらから話題を切り出すのはなどと言っているのは、行政が生かせるきっかけをとめてしまうことになります。

これも提案ですが、不妊治療の対象者は、現在、妻の年齢が治療時の初日が41歳未満となっておりますが、もう一枠、玉名市独自で36歳未満の女性は新たに手厚くしてあげると出産年齢も下がり、出生数も上がるのではと考えます。現在は、男性の無精子症が意外に多いと言われております。これまでは、女性に原因があるように思われがちでしたが、まず元気な精子がいるのかを知るためにも検査が必要だと考えます。例えば、婚姻日から2年までが対象と婚姻届提出時にお伝えいただければ助成を活用でき、2年以内に不妊が確認できて、治療に取り組みされる、早い段階で人生を考えるきっかけを行政が勧める新しい少子化対策にはならないでしょうか。出生数が増えそうで、私はわくわくしてまいります。

では、担当課の今後の考え、そしてよければ、市長からの御意見もお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 吉田議員の御質問の今後の考え方についてお答えいたします。

玉名市の不妊治療費助成は、昨年10月に始まったばかりですので、申請状況を見ながら、また対象者の生の声を真摯にお聞きし、国や県の動向、他市の状況などを参考にしながら不妊治療の対象条件や今後の体制を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 今後の考え方についてお答えいたします。

「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもうたっておりますように、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるということで、玉名市の人口減少を抑制し、安定した人口構造を維持するために、市民の皆様が安心して結婚し、子供を産み、育てられる社会環境の醸成に取り組む必要があると考えております。少子化対策はどの市町村でも差し迫った問題ですので、今後も国や県の支援と協力を仰ぎながら、少子化対策の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

一般質問の初日に近松議員は、岱明町で220人生まれていた子どもが、今は100人いないと言われておりました。吉田憲司議員の質問にありました、10年後、人口6万人を維持するためにも、提案させていただきました少子化対策をやるべきだと思えます。

新型コロナウイルス感染症は出生数にも影響を及ぼしております。一人で産もうと決められていましたが、経済不安で出産を諦めたという方もおられます。今後は、経済不安で自殺者の増加も問題、課題ではないでしょうか。今回のコロナ対策でも、日本の和の文化がとても評価をされていると報道されておりました。この和の精神で助け合い、他人を思いやり、できる人ができることをできるだけやっていく必要があると思えます。

不妊検査をされている鳥取県は、「子育て王国」と打ち出しているそうです。私が住んでおります16世帯のアパートなのですが、子どもが、昨日数えてみましたら、25人いました。連絡網のグループライン名は「子づくり王国グリーンハウス」となっております。やれることをしっかり取り組んで、子づくり王国玉名市として出生数アップを目指して、人口6万人を維持するためにも提案の少子化対策に取り組むことを前向きに御検討をお願いいたします。

今回も貴重な時間をいただきました。これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

14番 内田靖信君。

[14番 内田靖信君 登壇]

○14番(内田靖信君) 14番です。内田です。

今回の一般質問は、雇用創出の難しさ、またその反面、雇用崩壊のおそれ、また各関係事業の費用対効果の観点から地方創生と観光施設の民営化(民間移譲)について、一般質問を行ないます。時間に制限もありまして、時間が不足しました場合は、9月定例会で引き続き一般質問を申し上げたいと存じております。

さて、かつてのふるさと創生事業は、国の財政にゆとりがありました、あるいは余裕がありましたバブル経済下において行なわれた政策で、東京一極集中の弊害があり、当時の竹下内閣は国からの補助金という縛りのあるものではなく、財政の裕福な地方交付税不交付団体を除く100万人規模の自治体も1万人規模の自治体にも一律1億円を地方交付税として交付するものでありました。その目的は、それぞれの地方自治体が自らが主導する地域づくりを行ない、自らが創意工夫して、その地域の振興を図るというものでございました。

当時3千数百ありました市町村にそれぞれ申しあげましたような縛りのない、何にでも使える1億円が交付され、特異なものとしましては、1億円の金塊を購入したり、あるいは純金のカツオ像を作製、購入し、後に県に売却し、その後、そのカツオ像も盗まれて、溶かされてしまったものまでありました。これは、数少ない失敗談の一つでございます。

国のこのふるさと創生事業の最終報告では、1つの自治体当たり平均3.3件の事業を手がけ、このうち人材育成などのソフト事業が建物建設などのハード事業の約2倍あまりあったと分析がなされております。

このような背景を基に、各自治体はこの事業を大きな地域活性化の契機として、地域住民自らが参加し、考え、議論し、活力に満ちたふるさと、その地方を創生するとの機運が全国に高まり、当時の竹下総理は、これによってその地域の知恵と力が分かると述べられております。この考えが今もなお脈々と続いておるものと考えております。

この間、私たちを含め、各自治体は、もがき、苦しみ、額に汗をし、この地域の潜在する資源を掘り起こし、ひいてはそれを利活用し、地域の活性化と地域の発展を模索し、各事業展開を図るといふ、いわゆる自治体間の競争が長く続いてきたところです。合併前の玉名市、岱明町、横島町、そして天水町におきましても、先ほど述べましたように、ふるさと創生事業を一つの大きな契機として、それぞれ真剣に議論し、知恵を絞り、潜在する資源を掘り起こし、地域活性化の方向性を見据えて、様々な事業が展開をされてきたところでございます。

一つの例として、天水町は、平成5年度にまちづくりの指針として、世界的文豪、夏

目漱石が「桃源郷」と称した明治時代の小天温泉を舞台とした小説「草枕」を発表しておりまして、また県下有数のミカン産地でもあることから、みかんと草枕の里づくり構想を策定したところですので。その目的とするところは、地域の様々な資源を活用して、都市と農村の交流を図り、都市住民の農業農村に対する理解を深めるとともに、交流人口の増大、就業機会の拡大、農作物等の流通・販路経路の拡大、文化・文学等の情報の発信などを通じ、町民所得の向上と地域活性化を図るとしております。この延長線上に、地域活性化の中核施設、総合交流ターミナル施設、いわゆる草枕温泉てんすいが約10ヘクタールの敷地の中に小高いミカン畑の中腹に建設をされまして、平成9年、ミカンの花咲く5月に開館されたところで、当初は年間約40万人以上の来館者があつておりました。その同敷地内に花の館や宿泊施設があり、また関連事業として、順次、漱石が滞在しました前田家別邸整備事業、続いて合併直後の草枕交流館整備事業が順次執り行なわれ、ほぼ構想に沿い、現在に至っております。

このような地域活性化の理念、構想、そのものがここ20年たった現在においてもなお色あせることなく、現内閣のもと、名称は、地方創生事業まち・ひと・しごとと連なり、玉名市の将来を展望する上からも、この理念、構想の必要性、重要性がさらに増大するものと考えております。

このような中に、昨年9月、突如として観光施設の草枕温泉てんすいを令和5年度に、ふるさとセンターY・BOXを令和4年度にそれぞれ事業者撤退のおそれがある中に、民間事業者に譲渡もしくは売却するとして、今後のスケジュールなどの説明、提案がなされたところでございます。

そこで、伺います。1点目、計画策定の経緯について、2点目に現在の指定管理運営の実態と課題について、3点目に受託料等の用途について、4点目に文化・文学遺産及び歴史遺産を活用した地方創生について、5点目に公共性を維持する持続可能な方策等について、6点目に10年ビジョン、オンリー玉名のまちづくりの具体的施策についてをそれぞれ伺いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 内田議員御質問の地方創生と観光施設の民営化の中の、まず計画制定の経緯についての御質問にお答えいたします。

本市は、平成17年10月の1市3町の合併に伴い、設置用途の重複や老朽化が著しい公共施設を多数保有することになりました。これらの公共施設を維持管理していく上では財政的にも負担となり、地方交付税が平成28年度から段階的に減額される一方、少子高齢化に伴い、医療、介護などの社会保障費用の増加もあり、従来と同様の維持管理や建て替え、改修等を繰り返すことで本市の財政状況をますます逼迫させることにな

ります。

そこで、平成23年度に中長期的な視点による計画的かつ戦略的な公共施設のマネジメントに取り組むべく、本市が保有する施設の基礎的情報の収集と分析を行ない、様々な観点から実態や課題を見える化し、課題解決に向けた公共施設の在り方を示した「玉名市公共施設マネジメント白書」が策定されました。そして、翌年、公共施設の効率的な管理運営の今後のマネジメント方針となる「玉名市公共施設適正配置計画」を策定するとともに、平成27年度にはインフラを含めた公共施設の効率的な管理運営のマネジメント方針となる「玉名市公共施設等総合管理計画」を策定し、箱物施設の年度別の更新・統廃合・長寿命化等を示した「玉名市公共施設長期整備計画」を立てています。平成30年度には、これらを踏まえた「玉名市公共施設個別施設計画」を策定し、保有施設の質と量の最適化に向けた中長期的なマネジメントに取り組み、財政負担の軽減や平準化を図りながら、良質かつ持続可能な公共施設サービスの実現を目指すこととしています。本計画は、質と量の最適化を目指す公共施設マネジメントを推進するため、具体的に適正化する施設、長寿命化する施設など、個別施設の対策内容を検討し、今後の方向性を示すものです。

市といたしましても、本計画に基づく改善の方向性として、観光施設を含めた産業施設については、1、多様化する利用者ニーズへの柔軟な対応並びに利用の向上、2、直営施設の外部委託等の検討、3、効率的で効果的な観光振興を図るため、民営化の検討の3つの指針に基づき、各施設の方向性について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の現在の指定管理運営の実態と課題についての御質問にお答えいたします。

公の施設を民間の力を活用して運営していただく指定管理者制度導入時から現在まで、草枕温泉てんすい、ほか5施設の管理につきましては、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として得ることができる利用料金制を採用しています。また、施設の利用料金の収入見込額が管理運営経費の見込額を上回るため、本市からの指定管理委託料の支出はありません。議員御指摘のとおり、完全民営化となれば、施設の設置目的や現在の従業員の雇用維持、販売している農産物の取扱いなど、御心配な点が多々あるかと思われませんが、第一には利用者の方々の利便性を確保しつつ、恒久的な施設維持ができるよう今後の運営方法について検討を重ねている状況でございます。

なお、令和元年度の草枕温泉てんすいの従業員数は、非正規の方を含め、約30名であり、年間来館者数は約30万2,000名、館内に設置してある売店の総売上額は約3,850万円、うち農産物に関連する販売額は約1,260万円、納入者の数は月平均で約40者、加工品等の販売額は約2,590万円、納入者の数は同じく約40者でござ

ざいます。

同じく、ふるさとセンターY・BOXの従業員数は、非正規の方を含め、約10名であり、年間顧客数は約9万1,500名、総売上額につきましては約1億3,950万円、うち農産物に関連する販売額は約1億700万円、納入者の数は約280者、海産物販売額は約310万円、納入者の数は約10者、加工品等販売額は約2,940万円、納入者の数は約110者でございます。

次に、3点目の受託料等の用途についての御質問にお答えいたします。

草枕温泉てんすい、ほか5施設の指定管理者からは、毎年収支の状況により納付金を頂いており、制度導入時の平成18年9月から令和元年度までの納付金の合計につきましては、約4,670万円となっております。

なお、納付金につきましては、修繕など、将来の施設の維持管理を目的とし、玉名市の一般会計に雑入として納入されております。しかしながら、本市が今まで負担しております修繕費につきましては、温泉本館、草枕山荘、花の館分を合わせて、約7,150万円ほどの費用を要しており、納付額を上回っております。施設の経年劣化もあり、今後は応分の改修費用が発生することから、引き続き玉名市と受託先で効率的な改修計画を進めていかなければならないと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 私のほうから内田議員御質問の文化・文学遺産及び歴史遺産を活用した地方創生についてお答えさせていただきます。

本市においては、議員も紹介されたように、夏目漱石の「草枕」の舞台となった天水町小天一帯の草枕の里をはじめ、坂村真民や木下順二などの文化人、国指定史跡にも指定されている永安寺東・西古墳、大坊古墳などの装飾古墳群、菊池川流域の米づくりの文化が指定を受けた菊池川流域日本遺産、さらには昨年大河ドラマ「いだてん」の主人公にもなった金栗四三関連の資産など、多くの文化・文学遺産及び歴史遺産がございます。これらの地域素材をいかにして地方創生、地域の活力につなげていくのかは重要な課題だと認識をいたしております。

平成17年10月の合併後の草枕温泉てんすいを核施設とした旧天水町における草枕の里構想に基づく形で草枕交流館など、関連施設を活用し、草枕をテーマとした取組を継続して実施してきております。また、各施設の設置目的にもあるように、都市との交流の推進や全国の漱石ファンを交えた文化の交流等を図るための事業も展開しております。

例えば、平成28年の夏目漱石記念の年には、東京、大阪、福岡において、草枕美術

展を開催し、翌平成29年には漱石生誕の地である新宿区と共同で観光物産展を開催しました。さらには、これを契機として、平成30年、令和元年と2年連続で新宿区にある漱石山房記念館において漱石美術展や俳句、フォト入賞作品の展示会を1か月間にわたり開催し、漱石とその作品である「草枕」、そして玉名市との深まりを訴求できていると実感をいたしております。

大河ドラマ関連では、金栗四三とのゆかりを通じて、文京区と本市との相互協力に関する協定を結んだことにより、昨年11月に開催された文京博覧会への出展、湯島天神で2月に開催された梅まつりへの出展を通じて、観光素材や物産品などの本市の魅力をPRしてまいりました。

今後、これらの効果としまして、玉名市への来訪、または新宿区や文京区への訪問など、人の交流拡大につながっていくことを期待するものでございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

現在の出席議員は、先ほど出席の議員と入替えを行ない、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 内田議員の御質問5番目の公共性を維持する持続可能な方策等についてのほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの公共施設関連の計画策定の経緯でもありましてとおおり、社会環境の変化、少子高齢化や人口減少問題、本市の財政事情など、様々な問題を鑑み、今後も引き続き地元で愛される施設となるよう民営化の必要性について協議を進めてまいりました。議員お考えのとおり、公共施設全般的には公共性を維持することは大切だと考えておりますが、施設を引き続き持続させることも重要なことだと十分認識いたしております。しかしながら、市保有の全ての公共施設を今後も継続し、維持管理していくことは将来的な財政負担の観点からも困難なことも事実でございます。

このことを踏まえまして、まずは、観光関連施設につきまして、公共性を維持しながら、持続可能な方策の一つの手法として民営化の検討を行なうわけでございますが、検討を進めていく上では当然のことながら施設を御利用される方や市民の皆様・関係団体等とともに十分な協議を重ね、御理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

民営化もしくは現行の指定管理者制度または全く新しい制度のもとでの運営管理になるのかは、今後もさらなる協議が必要ですが、市としましては、たくさんの方に愛される施設として持続させてまいりたいという気持ちは同じでございます。

次に、6番目の10年ビジョン、オンリー玉名のまちづくりの具体的施策についてお答えいたします。

「笑顔をつくる10年ビジョン」は、本市の目指す姿を明確にして、全ての市民とともにその将来像の実現に向けて進んでいくために、平成30年12月に策定いたしました。その中で、オンリー玉名のまちづくりプロジェクトでは、恵まれた地理的条件でまちづくりを推進するために、地理的な優位性を生かして、観光や商業、道の駅的交流施設やレジャー施設の誘致を目標の一つに掲げ、機能的な都市基盤づくりプロジェクトでは、大きな可能性を秘めた新玉名駅周辺の開発を推進するため、道路や上下水道などのインフラ整備を玉名市で行ない、商業・娯楽・観光施設等の誘致、集積については、民間活力を導入し、県北の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めることを目標に掲げております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） 前回の市長選挙から既に2年半が過ぎようとしております。その任期途中で、天水町、横島町の最も将来の展望に関わるこのような案件が突如に提案されたように私には見受けられており、非常に驚いております。この地域の将来を決定づけるこのような民営化、俗に言いますところの事業撤退もあり得ると、おそれがある、非常に雇用の喪失が進められるというような案件について、やはりこれは選挙公約、いわゆるマニフェスト等に具体的にきちっと明記をされ、それが市民の市長選挙を理解する判断材料ともなります。その後もまたそれが政策遂行の順序ともなるというふうを考えております。このマニフェストにも具体的な、恐らく明記はなかったように考えております。それぞれの地域の中核地でありますところの草枕温泉てんすい、あるいはY・BOXを譲渡、売却する民営化が任期途中で提案されるということは、ちょっと私は違和感を感じております。市長は適切な行政のやり方というふうを考えておられるのか、伺いたいと存じます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど計画策定の経緯について、産業経済部長が答弁申し上げたとおり、平成23年度に公共施設の在り方を示した「玉名市公共施設マネジメント白書」の策定に始まり、平成27年度に箱物施設の年度別更新・統廃合・長寿命化等を示した「玉名市公共施設長期整備計画」が策定されております。そこで、これらの計画の継続性を踏まえ、また

併せて公共施設等適正管理推進事業債などの有利な財源の確保に当たり、個別施設計画の策定が必要であったこともあり、私が市長に就任した半年後の平成30年6月に各施設の方向性について検討を進めるために「玉名市公共施設個別施設計画」を策定したものでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） 今、計画継続性というようなことをおっしゃられたわけですが、結局、市長に就任されて、それが計画そのものを見直すというのも一つのこれは手段というふうに思っております。もともとあった計画をそのまま継続性だということで行なうということは、これは少々、やはり仮にもととの計画があっても見直される必要が私はあったのかと思っております。

説明がありましたように、平成27年に玉名市の公共施設等総合管理計画が策定をされております。そこで、先ほど来、話がっておりますように、平成30年6月には玉名市の公共施設個別施設計画が策定をされまして、その中で効率的で効果的な観光振興を図るために、施設によって民営化を検討するというものになっております。この個別計画により、令和元年9月、草枕温泉てんすい、あるいはY・BOXなどの観光施設を民間に移譲または売却するとの全員協議会での説明がなされたところでございます。

そこで、市長に伺います。この個別計画を策定された時点では、とにかく既に現職でございましたですね。天水町、横島町が英知を傾けて、額に汗を流して、長い間、積み上げてきた事業であります。また、それぞれの歴史的文化的あるいは文化・文学ゾーンで農産物やその加工品などを販売、いわゆる6次産業化を図りながら地域ブランドをうまく行なってきたところですよ。それぞれの地域が誇りとする観光施設を民間事業者に移譲、売却、もちろんこの譲渡、売却のデメリットとして、事業者撤退のおそれがある。いわゆる雇用の崩壊のリスクがある中に、このような継続性ということでそのままこの民営化の計画を立案された。その当時市長がどのような思いでこの計画を遂行なさるといふことに落ち着きましたか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 内田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁で申し上げたとおり、個別施設計画において民営化を検討するということは大変重要なことだという認識のもとに策定をさせていただいております。そこから先にしっかりと説明を経て、住民の皆様方の同意も得ながら、そして議会の同意も得ながら、最終的に民営化になるという方向性に至るのであれば、その形で進めていくわけでありましてけれども、まずは民営化ができるのかできないのかを検討するために個別施設計画のほうの策定は必要なものだったのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） それでは、天水町あるいは横島町等で説明会を開催されました。これおのおの開催をされたところですよ。先ほど来、市民の理解をいただき等々のお話があつておりましたが、私は天水町の説明会に出席をしました。市長自らが出席され、市民に対して誠意を持って市長の考えを説明され、あるいは市民の将来の雇用に対する不安、また農産物あるいはそれを原料とした加工品などの販売を当然縮小するおそれがございますので、それに対する懸念等に対して、私たちは真摯に耳を傾けられるものと考えておりましたが、残念ながら出席はかないませんでした。

そこで、一般市民への説明会とともに、地域リーダーでもあります、該当するそれぞれの地域の区長会あるいは農業委員会また農業後継者の中核でありますところの認定農業者協議会などの組織等に対する説明は、その後行なわれたのか、伺います。また、市長が地域にとって重大な政策変更について、先ほど来、理解を得たのお話をなさっておりますが、これはどのような姿勢をもって臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 質問のちょっと再確認をさせていただくために、反問権を行使させていただきますよろしいでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） どうぞ。

○市長（藏原隆浩君） 2つの質問があつたと思うんですが、もう一度、申し訳ないですけど、お願いしてよろしいですか。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） 反問権うんぬんじゃなくて、確認事項で恐らくいいというふうにしてあります。

1点目は、先ほど来、市民の理解を得て、民営化を進めるということもあつておりましたが、その中で天水町の市民の皆さん方への説明会には残念ながら市長の出席がかなわなかった、そういうことが1点あつて、非常に残念だったという思いと、もう1点は、地域のリーダーの、前回11月にされましたのは一般市民を対象に説明会をされたと、またその後は地域のリーダーであります区長会あるいは農業委員会、あるいは認定農家の協議会等々がございますもんですから、非常に専門性の高い方ばかりですので、この方々にも説明の必要がある、またそれをなさったのか、この2点でございます。申し訳ございません、反問ということではなく、質問の確認で結構でございますので、そういうことです。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 分かりました。質問の確認が反問権というようなことだったのか

なというふうに思っておりましたので、大変失礼いたしました。

昨年11月に市内4会場で開催をいたしました。観光施設の民営化に関する説明会のほうでは、初めて計画の概要を御説明させていただいたわけでありますけれども、前提として民営化ありきではなく、まずは地元の皆様方からの御意見等を伺う場として開いたものであるために、産業経済部長並びに所管課の職員にて説明及び意見の聴取をさせていただいたところでございます。

今後も、必要に応じて複数回の開催や個別に各種団体等への説明する場も設ける計画でありますので、民営化の実施に向けては、関係者また住民・利用者等への十分な情報提供が必要であるために、しっかりと丁寧な説明を行ないながら、政策方針決定の際には必ず私も出席をして、市民の皆様様の御意見をいただき、また御理解を得るための説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） どうぞその節は市民の皆さん方の御心配の点等々、深いものがあると思います。ぜひ声を傾けて、伝えていただきたいというふうに思っております。

この民間事業者へ譲渡することにつきましては、その大きな要因として施設の老朽化による新たな投資が必要になり、厳しい財政事情が背景にあると、このように度々説明会でもその背景が説明された。また、先ほどもその話を答弁に使われております。特に、平成28年度から交付税が段階的に削減をされておまして、財源が厳しくなると、よく述べられておりますが、これは合併時には分かって、実はおったことございまして、ただ、合併前の地方財政の姿に戻るといふことのように。これは既に合併の期間、俗に言う合併特例債を発行する上限、これは延長になりましたが、その時点での飴と鞭、俗に言う飴の一つの財政措置、それが続いておるだけでございまして、元の私たちの地方財政の姿に実は戻ると、こういう歴史的な経緯がございまして。私の記憶では、この地方財政が豊かだったということではなく、特にバブルの崩壊、またリーマンショックなどの経済事情や、国と地方の、これは財源配分の偏重という地方自治体財政が抱える、これは構造的な問題でもあります。地方財政の厳しさは、恒久化をしております。昨日、今日始まったものでは、これはございませぬ。それでもなお、それぞれの理念あるいは構想の実現に向かって悪戦苦闘しながら現在に至っております。今後もなお、それは当然続くべき、これは地方財政が抱える構造的な問題でございます。

それでは、それぞれの施設、特に草枕温泉から、納付金が納入をされております。その使用目的については、これは去年まで、先ほど説明がありましたように、一般会計に歳入として入れられ、改修・改善の一部に充てられております。先ほども言いましたように、施設は、これは当然老朽化し、更新する必要は明らかなものでありまして、新た

に投資すべき事業もなかには予想をされております。投資なくして、成長はございません。答弁にありましたように、草枕温泉てんすいは、歳入では、先ほど13年間で4,670万円、歳出では修繕費等で7,150万円、非常に膨大な赤字、歳出増というように見えますが、年間にしてみますと、約90万円の負担という形になります。この中で、当然、温泉でございますから、入湯税が発生し、それは自治体の歳入となる。そういうことから、調べてみますと、約、入湯税として年間170万円の収入がございました。そうしますと、実質的な自治体の負担といえますか、それは年間約20万円ということになります。また、ここで、先ほど来、説明がありましたように、30名の方が勤務をされて、納入事業者等の方々の所得の向上は図られる。ということは、市民税の歳入という形になって現れます。だから、これは個人情報でございましたので、調査は行ないませんでした。そうしますと、草枕温泉てんすいに係る玉名市の公的資金の負担は、ここでは指定管理以降ほとんど発生していないと、こういうことになります。財源の負担を仰いでなくて、合併以来、平成18年の途中からだったと思いますが、指定管理運営を行なってきたと、こういうことになろうかと思っています。

市民説明会では、このような経営状況あるいは財務状況などはほとんど説明がございませんでした。今後25年間で約5億円の財源負担が必要となるとの財源不足をあおるような説明のようなものでございまして、出席された方々からは、どうも多少の動揺が広がったようでございます。

そこで、市長に伺います。このような計画を立てられる。平成30年度の個別計画策定時に、事務方より平成18年以降の指定管理以降の草枕温泉てんすいの財務内容等の説明を受けられ、譲渡あるいは売却、民営化等々を検討するに至られたのか、お尋ねしたいと存じます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

「玉名市公共施設個別施設計画」の策定に当たりましては、平成23年度から公共施設に関する計画を段階的かつ継続的に策定してきた経緯や、市全体の公共施設を維持管理していく上での今後の財政的負担、各施設の現況と収支状況、本計画を策定するための意義等について、所管課から説明を受けております。その上で、本計画では、観光施設に関する民営化について引き続き検討を進めることを示したものであるというふうに理解をいたしております。

そしてまた、営業不振をあおるような説明の仕方だったのではないかとこのところでもありますけれども、所管課からの報告では、昨年11月に開催した観光施設の民営化に関する説明会の趣旨は、民営化計画の概要やメリット・デメリット、対象施設の現状等を地元の皆様に御説明をし、民営化に関する具体的な取組を始める前に、民営化につい

での御意見を市民及び関係者の皆様から広くお伺いして、頂いた御意見を踏まえて民営化するかどうかを進めていくという趣旨で開催したと報告を受けております。

説明会におきましては、営業不振をあおるような意図はなかったというふうには私は思っておりますが、職員の説明の中で誤解を招くような説明があったのであれば、そのことにつきましてはおわびを申し上げ、今後は適切な説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、内田議員がおっしゃるとおり、これまで草枕温泉てんすいのほうでは、毎年年間約30万人の来訪者を受け入れてきておりまして、玉名市の迎賓館的な役割がありますとか、地元農家の農産物の販売所として、来訪者と受入側の双方の需給を満たしており、地域経済の一つの核として重要な役割を担ってきたというふうに認識しております。

草枕関連施設におきましては、草枕温泉、草枕交流館、前田家別邸の3施設がございますが、これら3施設においては、行って、見て、学べて、食べて、泊まれるという文化・文学遺産及び歴史遺産並びに観光を併せ持った一体的な施設としての機能を十分有しており、今後も交流人口の拡大に寄与できますし、また来訪者を満足させる重要な施設だというふうに考えております。

これからも、文化・文学遺産及び歴史遺産として全国的にも有名な夏目漱石、そして金栗四三を中心として人口交流拡大のための本市の魅力を発信していく所存でありますけれども、これらの施設に多くの人が来訪されることにより、生産者の所得向上、また施設での新たな雇用創出が図られて、さらには定住人口の増加によるまちの活力が生まれ、まさに目指すべき、まち・ひと・しごとの地方創生が図られるものというふうに考えております。あわせて、地方交付税が平成28年度から段階的に減額される中に、本市が保有する施設全てに対して、従来と同様の維持管理でありますとか、建て替え、改修等を何の考えもなしに続けていくなれば、厳しい財政状況をますます逼迫させることとなります。他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことも懸念されるわけでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） 先ほど申しましたような、今まで指定管理後の財務内容等もきちっと説明会でお話しなさるならば、市民は現状が分かる。それをですね。ところが、それはお話にならんで、ただ25年間で5億円の財源が要りますと。こういう説明なら、やはりこれは不安をあおるという形になります。今までかつて、合併以来、13、4年になりますけど、指定管理制度に移行しまして、そのあたりのきちっとした財務内容も、これはそこに添えて、私は説明会に応じるというのが本来の姿ではなかろうかと思って

おります。どうぞ今後、この草枕温泉に限らず、あるいはY・BOX、玉の湯などの各施設、これを、今後、説明会で行なわれる場合は、るる述べましたように、過去の実績あるいは現在の経営状況、そしてそれになお将来の財政負担等々、これを市民に同時に公表していただきませんと、ただ将来の財政負担だけを過大にアナウンスされれば、じゃあ、今のところでもう赤字なのかと、こういう誤解が発生します。ぜひ、今後、説明会をされる場合は、こういう今までの実績、現状の経営の内容、そしてまた将来の皆さん方がおっしゃる財政負担、これが年間に幾らなのか、25年で5億円と言うと、ただただ数字だけで市民の皆さん方は驚かれると、こういう現象になります。どうぞ、その節はよろしく願いをいたします。

それでは、市長は、先ほど来、財政・財源の問題で厳しいということで、令和5年には事業者撤退のリスクがある中に、草枕温泉てんすいを民間企業へ譲渡、売却すると、このような考え方をお持ちになっております。先ほどから申しましたように、現在までほとんど玉名市の財政負担というものは、この運営の中には負担にはなっていないようでございます。観光施設を譲渡、売却されるということは、これは、私は今までの実績、あるいは現状の経営内容等々を見ると、少々過小評価といたしますか、されているのではなかろうかと思っております。地方創生、俗に言う、まち・ひと・しごとの観点からも、このように順調に経営をしておる企業体等々を売却、あるいは譲渡して、そしてまたその後、言いますならば、他の業種に変換も可能とのおそれがあるというようなこと、これは地方創生の観点から、私は相反するものと考えておりますが、市長の見解を伺いたいと存じます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

重複しますけれども、議員がおっしゃるとおり、これまで草枕温泉てんすい、毎年、年間約30万人の来訪者を受け入れてきておりまして、本当にその役割というものは地域経済の一つの核として重要な役割を持っているというふうに思いますし、需給双方に対しても、来訪者、そして受入側にとっても大変重要な施設であるというふうに認識しております。

そして、先ほども申し上げましたけれども、草枕関連施設も併せまして、草枕温泉、草枕交流館、前田家別邸、3施設、行って、見て、学べて、食べて、泊まれるという文化・文学遺産及び歴史遺産並びに観光を併せ持った一体的な施設として機能を有しておりますので、今後も人口交流の拡大に大きく寄与でき、また来訪者を満足させる重要な施設だというふうに認識をしております。ですから、これからも文化・文学遺産及び歴史遺産として、全国的にも有名な夏目漱石のゆかりの地として交流人口拡大のための本市の魅力を発信していく所存でありますけれども、これらの施設に多くの人々が来訪され

ることによって、生産者の所得向上や施設での新たな雇用創出が図られ、さらには定住人口の増加によるまちの活力が生まれ、まさに目指すべき、まち・ひと・しごとの地方創生が図られるものというふうに考えておりますので、個別施設計画に沿って検討をするというようなところでありますけれども、その方針というものは決定しておりませんので、検討していく中で、しっかりと御意見を拝聴しながら判断していくべきものというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 内田靖信君。

○14番（内田靖信君） 昨年、昨日も一般質問の中で触れられておりましたが、NHK大河ドラマ「いだてん」の放送がありまして、玉名市にとっては、これは「いだてん元年」とも位置づけられる年、1年でもありました。昨年、約5億円を投資されまして、「いだてん」関連事業を行なわれた。その事業効果としては、昨日の答弁でもあっておりますが、来館者、もともとは、いだてん大河ドラマ館は30万人予定されておりましたが、実質的には11万7,300人程度、金栗先生の住家・資料館には2万3,000人程度、玉名市歴史博物館には1万8,000人程度、玉名市のトータルで15万8,700人程度だというふうに受け止めております。それに加えて、和水町の生家、金栗四三ミュージアムを合わせますと、約33万人の来館者があっておるようです。そうしますと、少々、和水町のほうがやはり来館者が多かったのかなと、ドラマ館そのものがですね、受け止めております。

これを受けて、市長が金栗先生イコール熊本、玉名という認識は一定程度図られたという、このように新聞ではコメントを寄せられておりました。私は、来館者、視聴率等々は抜きにしまして、NHK大河ドラマとして、全国津々浦々まで一年間にわたりテレビ放送があっておりました。ある文芸評論家あたりは、評論家ですから物の見方でしょうが、かつてない傑作なドラマだったと評価をしておりました。私は、市長以上に、「いだてん」玉名のPR効果は非常に高かったのではなかろうかというふうに考えております。

「いだてん」は、歴史遺産でありまして、またスポーツ遺産でもあります。私たち玉名市民にとっても、これは新たな貴重な地方創生の資源としての認識を拡大し、深化させ、受け止めていかななくてはならんというふうに思っております。この「いだてん」PR効果を、この「いだてん元年」とも言うべき今年度からどのように具体的に、また継続した施策により、先ほど申しました、既に5億円の先行投資を行なっております。その5億円を生きたものにして、私たちの玉名のまち・ひと・しごと、いわゆる地方創生の原動力とすることができるかが、これは執行部も私たちも厳しく問われることとなります。

先ほど申し上げましたように、草枕温泉てんすいを中核としました、みかんと草枕の里づくり事業の地方創生、いわゆる、まち・ひと・しごとの観点からも、年間30万人の来館者があっておりまして、着々とそのビジョンに沿った実績を上げており、第1次産業を中心とした地方経済、また玉名市のイメージアップにも貢献をしております。それは、Y・BOXも同様であると考えております。

数年前、専大玉名高校が晴れて夏の甲子園大会に出場した折に、NHKで、これは、毎試合ごとですが、その試合前にその出場校の地域紹介を実は行なっております。玉名市をどのような地域として紹介をするのか、気になって聞き入っておりましたところ、玉名市は、文豪、夏目漱石の小説「草枕」の舞台となった小天温泉があり、うんぬんというアナウンスがございました。これは、全国的にも農業と文学と温泉というそれぞれの資源を融合させた、みかんと草枕の里づくり事業が認知を受け、全国的に高い評価をされているものと私は思いました。

市長は、このような地方創生事業の事業効果について、また草枕温泉あるいはY・BOXを含めたところの事業効果について、どのように評価をされているのか、伺いたいと存じます。

質問時間が残り2分となりました。市長の答弁をいただき、9月の定例議会でまた続けて一般質問をさせていただきたいというふうに存じます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

るお話がありましたけれども、御指摘の草枕温泉てんすい、また関連施設の維持、修繕維持費のことですね、また「いだてん」の関連事業との予算比較を考えるわけでもありますけれども、そこは一概に財政負担の大小は評価しづらいのではないかとこのように感じております。さっきの産業経済部長の答弁にもありましたとおり、「玉名市公共施設個別施設計画」の指針に基づいて、引き続き各施設の方向性について、これから検討を進めてまいるところで変わりはありません。

その中で、NHK大河ドラマ「いだてん」に関する事業でございますけれども、昨年度まさしく玉名市を全国にPRする千載一遇のチャンスでございました。事業費として、いだてん大河ドラマ館をはじめ、金栗四三住家・資料館の整備、市内を循環する周遊バスなど、約5億円の費用を投じましたけれども、金栗四三の功績と、ふるさと玉名を全国に発信することができ、議員も申されたとおり、本市のさらなる認知度向上につながり、十分な効果があったものというふうに認識をいたしております。

そして、今後も引き続き検証活動を通じた地域活性化を図るとともに、スポーツや健康など、金栗氏にちなんだ事業展開を図って、さらなる地域交流の増加を図ることで地域経済の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

そしてまた、指定管理施設でありますY・BOX、それから草枕温泉、これまで先ほども申し上げてきましたとおり、双方にとって、利用者側、それから受け入れる側にとっても非常に重要な施設であるという認識は全く変わりはありません。これまでも申し上げたとおりの評価をしているところであります。その中で、民営化ということができるのかどうかというものの検討をしていくということでもありますので、どうか議員も御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

15番 江田計司君。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。15番、無党派の江田です。最終日の最後でございますけども、もう少し御辛抱をお願いいたします。そしてまた、この大変なときに最後まで傍聴いただきまして、ありがとうございます。心強い方もおられます。ありがとうございます。

今日は、あの有名な「アベノマスク」を着けております。なかなか着け心地はいいですよ。

広報たまなの5月号に載っておりました。玉名市の玄関口にミカンの苗木と写真付で紹介をされておりました。平成30年の12月議会で故福嶋讓治議員の思いを語ったことを思い出しました。平成23年3月九州新幹線の開業に、玉名はミカンの産地だから、新玉名駅でアピールするためにも植栽をどうだろうかと切実に訴えられたことがやっとなりまして。特に、玉名市柑橘協議会の皆様には今までとこれからの維持管理も含めた上で大変お世話になります。ありがとうございます。早速、私も現地を見に行きました。3本の苗木、そして接ぎ木ですね、接ぎ木が5本ありました。そして、不知火、肥のあかり、河内晩柑と案内板までありました。接ぎ木には純白の可憐な花が咲いておりました。秋には黄金色の実が輝くのではないのでしょうか。天国から福嶋讓治議員がさぞかし喜んで見守っているのではないのでしょうか。

前置きがちょっと長くなりましたけども、通告に従いまして、質問をいたします。

世界中で猛威を振るっている、各国で医療崩壊や外出制限による経済への打撃など、世界が今まで経験したことのない困難に直面しております。この玉名においては、幸い

にも感染者の方が有明保健所の管内においては2名ほどでした。確認をされましたけども、関係各位の大変な御努力のおかげで、それ以上増えることはありませんでした。感謝をしたいと思います。

いろいろな意味で打撃を受けております。今回はいろんな分野で何人かの議員さんからも質問がっておりますように、このコロナショックは計り知れません。私からは、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、この新型コロナ感染症対策について、どのようになされたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 江田議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応されている医療従事者の皆様に心より感謝申し上げます。

玉名郡市医師会では、毎週診療時間が終わった午後7時から新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議を開催されております。参加者は、医師会新型コロナウイルス対策委員会をはじめ、玉名中央病院、地域医療センター、有明消防本部、玉名郡市の自治体などの関係者で今後を見据えた地域医療体制等について協議されております。

本市では、感染症拡大防止に医療機関との連携を重視しております。これまでに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、玉名中央病院へ、備蓄マスクを3万1,000枚、防護服60着、手袋1万5,000組を提供させていただきました。また、適切な医療機関の受診方法の周知啓発や、医療機関へ院内感染防止にテントの貸出しと設置などの支援を行っております。医療体制の整備については、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に沿って、熊本県や有明保健所が調整を行っております。本市は、県や保健所の指示に基づき、これからも関係機関と連携し、万全な医療体制を構築しながら、市民の皆様の安心と安全のため、感染症拡大防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

確かに、それぞれの大変な御努力をされておりますことは十分承知をいたしております。各分野で皆さんが大変な御努力をされましたからこそ、感染が広がらなかったんじゃないかと思っております。行政及び関係各位の皆さんには、ただただ感謝しかありません。ただ、私が思ったことは、皆様命がけで一生懸命頑張っておられる中で、もう一つ横のつながりがあったらなと思います。

4月頃、私も孫を連れてお医者さんに行きました。すると、その病院の玄関口で机を並べられて、看護師さんが2人、体温計を持ってこられて、そして孫も私も検温され、そしていろいろ問診をされました。そして、私たち2人は、車に待機しとってくださいと、車に待機をしておりました。そうしたら、しばらくして、かなり時間がかかりましたけども、先生が直接、車に来られました。これで診察をされました。先生も大変な重労働ですね。診察室じゃなくて、診察室からわざわざ車でいろいろ問診をされたわけですね。

この前、行ったら、今度は、検温はピッと、何かあれは新型の非接触型電子体温計だそうですね。ですから、先生方、看護師さんとか楽なんですね。今までこうやって、こうされましたけども、今度は、いきなりこうポッとされて。時間が大変短縮されたんじゃないかと思います。

議会事務局もそうだったですね。この前、臨時議会のときは大変だったですね。わざわざ会派室まで来て、体温を測られて、チェックをしてもらう。今度は、来られて、直接ピッとされる。だから、大分違うわけですね。恐らく、この前聞きましたら、新型の体温計はですね、中国製だそうですね。なかなか入荷が大変だそうです。

開業医の先生からも医師会からもいろいろお話がございました。例えば、皆さん、患者さんが病院に来られるもんですから、重症か何かも分からんわけですね。ですから、できたら例えば医師会が、開業医の先生たちは人数が少ないから、大きい地方病院ですか、そういったところで韓国みたいにテントをして、ドライブスルーみたいに、何かそういうのを、大きいところでしたらどうでしょうかと。ただ、それには経費がかかるわけですね。ですから、なかなか大変だろうと思いますけども、今後そういうことでいろいろ医師会と、それと開業医の人たちと、それと公立病院ですか、そういうところに対して、ただ、有明保健所がするのか、なかなか一生懸命会議はされるけども、リーダーシップを誰がされるのかですね。ですから、いろいろ話を聞いてみても、ただ、何か医療法というのは、何か難しからしいですね。だから、本来ならば、ただ私は素人だから、このリーダーシップを、市長が執られてどうでしょうかと。最終的には、費用がかかることですよね。ですから、そういうのが果たしてどうなのか。恐らくこれはこの玉名だけじゃなくて、全国の政令指定都市ではいろいろあっておりますけども、何かそういうことができないだろうかと、病院の先生からはいろいろ相談がありました。確かに、マスクとかいろいろされましたけども、行政としてすること、この辺はやっぱり費用の問題、いろいろあると思いますので、今回はあれでも、2次、3次感染は、そういうことによって、何とか市長、やっぱりリーダーシップを持って、ある程度、医療法とか何とかありますけども、助言とか何とかというのは、やっぱり誰かがひとつリーダーシップを執っていかんといかんとじゃなからうかと思えます。だから、その辺をよろしく願

いをいたしておきます。

2点目をお伺いいたします。2点目といたしましては、独り親の家庭についてをお伺いいたします。

小さい子どもがいる世帯などでは、今度、臨時給付がありましたね。仕事を休まざるを得ないけど、行けない。そのために収入が減少した世帯もあるのでないかと。特に独り親家庭などでは、生活困窮に陥っているのではないかと心配をしております。親子を支える観点から市の子育て支援について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 独り親家庭への支援についてお答えいたします。

独り親家庭への支援といたしましては、子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を図るため、本市独自の施策として、臨時の特別給付金である玉名市ひとり親世帯応援給付金を5月29日に創設しております。これは、3月31日時点において、児童扶養手当受給者1人につき1万円を給付するもので、対象者を約600人と見込んでおります。

続きまして、独り親家庭への各方面からの福祉の支援についてお答えいたします。

独り親家庭を特定した物資の寄贈はございませんが、新型コロナウイルス感染症対策で子どもたちのために役立ててほしいと、多くの支援物資が寄贈されております。小中学校の児童生徒へはマスク、保育園等の園児へは元気づけたいとミカンジュースやミネラルウォーター、また放課後児童クラブに通う児童へは感染予防に役立ててほしいとお茶のティーパックや手作りマスクが市内の企業や団体から寄贈されております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

玉名においても大変奇抜な人たちがたくさんおられることに感激をいたしております。

10日の熊日新聞に投稿されておりました。看護師さんからですね。「優しさ、市民、地域の気遣い」という題名でございました。病院では、常に患者さんの安心と安全を念頭に置いて、感染防止対策を強化され、大変御苦労をされております、とのこと。そんな中で、5月に、JAたまなさんから病院スタッフのみんなに行き渡るほどのたくさんさんのトマトとミニトマト、JA果実連からおいしいジュースをいただいたそうです。家族も大変喜んだそうです。今回の新型コロナ、この医療従事者支援の一環とのこと。その気遣いをいただいたことに感謝の気持ちを投稿されたそうであります。

この新型コロナに関しては、悪いことばかりではないと思うんですね。このコロナは、私たち人類にとって一つの与えられた教訓じゃなかろうかと思うんですね。今までは、あまりにも幸せだったんですね。このコロナによって、例えば一番は、最初マスクが足

りない。いろんなものが足りない。ちょっとパニックになったわけでありませぬ。ただ、あまりにも外国に頼りすぎているんですね。だから、それに対してもいろんな問題が起きております。これから先は、自給自足できるように、もっと日本も考えなければいけないんじゃないかと思っておりますけども。ただ、このコロナによって、忘れられていた人の絆、人と人の絆ですかね、がいろいろ生まれてきています。例えば、マスクなんかは近所の人たち、自分で手作りして、子どもさんのためにやられるわけですね。それとか、いろんなものを作って、配ったりなんかしておられます。やっぱりこういうことは、逆に、お互いに力を合わせていっているんじゃないかと思っております。そんな話を聞くと感激をしております。

独り親の家庭に、先ほどお話がありましたけども、600人ですか、この600人に玉名市独自で1万円ですかね。ということは、600万円というわけですかね。テレビを見ておりましたら、東京の品川区だったですか、ここは1人3万円、何か中学生以下のところは、5万円とか何とかそういう話が、ここは財源的にかなり余裕があるからでしょうね。だから、多い人は1家族で28万円もらうところもあるそうなんです。ただ、初日の吉田憲司議員の13事業の、結局執行残というんですか、できなかったですね。これが何か8,200万円ぐらいという話がありました。だから、この8,200万円をできましたら、まず第1弾目に生活困窮者や弱者に対して、玉名市で独自に何か、市長、ないでしょうか。ちょこっとお伺いしたいと思っております。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 江田議員の再質問にお答えさせていただきます。

独り親世帯、児童扶養手当受給者に対して1万円をすぐに支給しようというようなことを決めたのも、いろんな情報であったり、いろんな御意見をいただく中で、独りで子育てを一生懸命されながら、なおかつ医療に従事されておられる、また介護に従事されておられて、とにかく休むことができないというような、そういった情報はたくさんありました。どうにか早くスピード感を持って対応しなければならないというところで、第1弾なりで児童扶養手当の方々に乗せをするというような形でお出しをさせていただいておりますけれども、当然のことながらこれで終わったわけではありませぬので、終息もまだいつになるかさえも分からない、そういった状況であります。支援策といいますが、やはり福祉はもとより、教育、経済、そして保健医療、様々な分野において、いろんな打撃、いろんなダメージを受けられているところに、今後とも適宜適切にしっかりと支援を行なっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） ありがとうございます。

確かに、財政が大変厳しい中、いろいろ昨日からもいろいろ話っております。しかし、先、先、大変だろうと思いますけども、まず手前がよくならんと、どがんもならんとですね。そのためにも、大変でしょうけども、とにかく全員が一丸となって頑張っていたり、お願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 2番目の玉名市文化センターの今後についてお伺いをしたいと思います。

公共施設の長寿命化方針によって、建築物に関する築40年ですか、を経過したら大規模改修というのがありますね。この玉名市文化センターは、それにちょうど当たるわけですね。その計画について、いろいろお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 江田議員御質問の玉名市文化センターの今後についてお答えいたします。

文化センターについては、昭和56年に建築され、築39年経過した鉄骨鉄筋コンクリート造の市民の文化活動の拠点となる公民館、研修室、図書館などを備えた文化施設であります。

本市では、公共施設の効果的な管理運営を図るため、平成28年3月に「玉名市公共施設等総合管理計画」を策定し、その中で建物の長寿命化方針を示し、既存の建築物を標準で60年間使用することとし、躯体の健全性が良好な場合には80年以上使用することとしております。

この文化センターは、昭和56年に建築され、旧耐震基準の建物であり、コンクリート強度が国が示す長寿命化に適する基準を満たしていないため、事業費を大規模に投入し、改修を行なっても、躯体そのものの強度を上げられないため、使用できる耐用年数を今から20年間延ばした60年と定めております。「玉名市公共施設個別施設計画」では、令和元年度から令和3年度までの予定で2億2,000万円程度かけて、主に経年劣化による外壁や、屋上防水の改修と空調や照明など、機能回復を重視した改修を計画しておりますが、文化センターの利活用策がまだ未定のため、現在は延期しております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

本来ならば、長寿命化の大規模改修というのは、極端に言いますと、80年もつため

の大規模改修ですね。ところが、今お話を聞くと、結局、コンクリートが劣化しとつたと。要するに、長寿命化に適する基準を満たしていないために、20年間しか使用ができないということですかね。ということになると、今回、長寿命化のための大規模改修ですか、これに2億何千万円ですか、その事業費の内訳はどがんとぼどがんとするかをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 江田議員御質問の事業費2億2,000万円の内訳についてお答えいたします。

先ほど答弁しました経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復を目的に行なう事業費2億2,000万円の内訳につきましては、あくまでも概算ではございますが、まず設計業務委託として約1,600万円、その後の防水及び外壁改修等の工事としまして2億400万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） ありがとうございます。

今、お話を聞くと、要するに今の概算見積りだからですよ、例えば極端に言うと、この設計委託とかあるですね。だから、設計委託の人がいろいろ調べたら、2億2,000万円じゃ収らんごとなるとですもんね。というのは、一番この原因というのは、コンクリートの経年劣化、要するに本当のコンクリートが駄目だからですね。だから、一応例えばほかで言うと、お医者さんに行ったときに、どうのこうのって、あら、ひよっとしたら、あた、がんかもしれんばいた、最初ちっとだったばってん、だんだんこれば調査したところが、下手すると、今のところ、ただ、極端に言うと、外周と防水とか何とかちよこちよこでしようが、果たしてこれがこれで収まるかどうかですね。大体この今、利用状況について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 御質問の玉名市文化センターの利活用の今後についてお答えいたします。

築39年の文化センターにつきましては、機能回復のための改修を実施する計画で進めておりますが、中心市街地に位置し、隣接する玉名第1保育所の建て替え、旧庁舎跡地の活用も含めて、一体的な展望を描きながら検討する必要があると考え、建て替え方針に併せて市民サービスのさらなる向上を考えた機能の見直し、そして施設エリアの連携なども含め、検討を進めております。考え方としまして、文化センターに子育て支援機能などを導入し、新設保育所や既存の市民図書館との連携を図ることを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） どうもありがとうございました。

最終的には、この前からいろいろ話を聞いていますと、今の玉名第1保育所が現地建て替えありきの件でいろいろ計画が進んでおったですね。極端に言いますと、今の玉名第1保育所の仮園舎ですか、この仮園舎がまだ今そのまま骨組みだけになっとるですけども、これに、仮園舎に玉名第1保育所を移して、そしていろいろこうこうされよっとですね。しかし、今の文化センターを見てみると、いろいろ話を聞くと、本当に使い勝手が悪かつですね。評判が悪かつですよ。特に3階の大ホールというんですか、研修室ですか、これなんか全然音響効果も悪いし、いろいろ悪いし、恐らく今度、市民会館ができて、300室があるですね。今度、あれば使うごとなると、あそこの利用価値は恐らくあんまり利用されらっさんごとなるです。そのために、この計画としては、子育て支援センターをそこに計画される可能性があるわけですね。ただ、今のままの状況で、文化センターがどれくらい、修繕もせんでもてるかですね。確かに40年たつけん、大規模改修せなん。しかし、今考えてみると、例の崖地の問題、玉名第1保育所の問題、いろいろあるけども、これは、やっぱり市長、どがんかもうちょっと、例えば文化センターあたりも専門家の話を聞いて、あまり錢かけんで、ちょっとあと5年間ばかりもつならどがんだろうとかですね。そすと、恐らく今の仮園舎も5年ぐらい使うとじゃなかででしょうか。その間にいろいろあると。ですから、本来ならば、やっぱり専門家を交えた上で、例えば私も前言うたときに、玉名第1保育所の件は言いました。例えば、極端な場合は、現地建て替えをするときに、あそこに豊水保育所も一緒に入るっとですね。今のところで70人、豊水保育所も入るっと、120人になるとですよ。そすと、あそこに現地建て替え、これは大変なことでもんね。ですから、そういう面も含めて、例えば本当の玉名の核、今じゃ、核がどうあっても可能ということですよ。ですから、やっぱり一番の核は、旧庁舎跡地。ですから、この文化センターもよく考えて、いろいろやっぱり時間かけてやっていただきたいと思います。ですから、ちょっとやっぱり時間をかけて、40年たつたけん、どうのこうのじゃなくて、この前の地震にも耐えとつですよ。ですから、雨漏りも今のところしよらんとでもんね。ただ、将来見越して、雨漏りをしたり、結局、外壁が経年劣化でどうのこうのとかって、とりあえず専門家を入れてみて、ちょっと考えていただきたいと思います。

最後になりますが、この新型コロナウイルスのおかげで、今年の夏はマスクを着けた状態での大変な作業であります。今まで経験したことのないような大変厳しい時期になります。特に医療関係者の方々、また行政の方々、どうか体には十分気をつけて頑張ってくださいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。失礼いたしました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12日は、定刻より会議を開き、本会議を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時54分 散会

第 5 号

6月12日 (金)

令和2年第4回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和2年6月12日（金曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 市長提出追加議案上程

（議第70号から議第73号まで）

議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第71号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第72号 工事請負契約の変更について

議第73号 財産の取得について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 報告（1件）

報告第9号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

日程第4 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 市長提出追加議案上程

（議第70号から議第73号まで）

議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第71号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第72号 工事請負契約の変更について

議第73号 財産の取得について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 報告（1件）

報告第9号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

日程第4 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（20名）

1番 坂本 公 司 君

2番 吉 田 真樹子 さん

3番 吉 田 憲 司 君

4番 一 瀬 重 隆 君

5番 赤 松 英 康 君

6番 古 奥 俊 男 君

7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

欠員（2名）

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時10分 開議

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

感染拡大の防止のため、マスク着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

市長から、本日付で追加議案4件及び報告1件が提出されました。

日程第1 市長提出追加議案上程（議第70号から議第73号まで）

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第70号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第73号財産の取得についてまでの市長提出追加議案4件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第2 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

私のほうから、議第70号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費及び国の第二次補正予算に関連する取組などに早急に対応するため、補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,763万円を追加し、総額を394億4,019万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、13款分担金及び負担金は1,824万2,000円の追加で、有明圏域合同航空写真撮影及び写真地図作成業務負担金は、本市が代表市として契約等事務を行なうため、荒尾市ほか4町からの負担金を受け入れるものでございます。

15款国庫支出金は1億5,938万8,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように創設されたものでございます。この地方創生臨時交付金は、国の一次補正分と

して、第1回目の配分額は2億8,443万円でございますが、今回の追加提案に伴う財源不足の4,561万9,000円を計上いたしております。

このほかに国の二次補正に伴う一人親世帯への臨時特別給付金支給事業補助金などを計上しております。

次に、歳出につきましては、3つの柱で御説明いたします。

1つ目の柱といたしましては、本市独自の緊急経済対策第3弾といたしまして、4事業、9,509万6,000円を計上いたしております。

まず、ふぁーまーず・マーケット応援の輪事業は、市が管理しております岱明磯の里、農産物直売所「郷〇市」、ふるさとセンターY・BOX及び玉名農業協同組合が運営いたしますiーきらめき六田店、iーきらめき築山店の5施設の農産物等直売所の経営安定を図るため、1,500円以上の商品を購入された方へ、次回から利用可能な500円のクーポン券を1枚配布するもので、クーポン券2万枚分など、1,009万3,000円を計上いたしております。

次に、中小・小規模事業者家賃補助金は、令和2年1月から5月までのいずれかの月の売上げが前年同月の売上高と比較して50%以上減少している中小・小規模事業者に対し、15万円を上限として、対象期間の1か月分の支払い済み家賃の全額を補助するもので、4,636万4,000円を計上いたしております。

次に、地元を楽しもう！宿泊等クーポン券半額キャンペーン事業は、市内宿泊施設で宿泊・飲食等に利用できる宿泊等クーポンを市民に限定して販売し、クーポン券を利用させていただくことで宿泊施設の支援を行なうものでございます。また、市内旅行者がクーポンの販売を取り扱うことで販売手数料を旅行者の収入とする支援も併せて行なうもので、宿泊等クーポン券1冊4,000円を市民限定として2,000円で販売するものでございます。事業費は、2,000冊分と事務費を含めまして、863万9,000円を計上いたしております。

次に、玉名に泊まろう！プレミアム付き宿泊クーポン券事業は、玉名温泉、小天温泉のみで利用可能な宿泊クーポン券5,000円分に、さらに九州新幹線新玉名駅併設の「たまらら」で利用可能なお買物クーポン券1,000円分をセットとして、プレミアム付宿泊クーポン券1冊6,000円を2,000円で販売するもので、5,000冊分、3,000万円を計上いたしております。

2ページでございます。

2つ目の柱といたしまして、国の第二次補正予算に対応する事業で、5事業、1億2,769万7,000円を計上いたしております。

まず、一人親世帯への臨時特別給付金支給事業は、児童扶養手当受給世帯などに対し、1世帯5万円、第二子以降1人につき3万円の臨時特別給付金を支給するものでござい

ます。また、支給対象者のうち、収入が減少した児童扶養手当受給世帯に対し、1世帯5万円の加算給付をするもので、事務費を含めまして、9,090万5,000円を計上いたしております。

次に、教育環境改善等事業は、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に必要な除菌液、非接触型体温計の購入費で29園分、1,054万2,000円を計上いたしております。

次に、生活困窮者自立支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮されている方に対する相談受付体制の強化を行なうもので、くらしサポート課にホットライン用電話回線及び電話機等の増設を行なうもので、9万1,000円を計上いたしております。

次に、乳幼児健康診査事業は、本年3月より中止・延期していた4か月児及び8か月児健診につきまして、感染予防対策として集団健診から医療機関での個別健診に実施方法の変更を行なう経費として365万9,000円を計上いたしております。

次に、学校教育活動再開支援事業は、小中学校21校における新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な消毒液・非接触型体温計等の購入費及び学習保障に係る支援として2,250万円を計上いたしております。

3つ目の柱といたしまして、新型コロナウイルス対策関連など4事業、1,798万8,000円を計上いたしております。

まず、私立大学等授業料特別支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した家庭の学生に対し、授業料の減免を実施した市内の大学等に対し、減免額の4分の1を補助するもので、650万円を計上いたしております。

次に、マイナンバーカード申請手続等支援事業は、マイナンバーカードの普及促進を目的として、申請に際し、必要な手続などに支援を要する市民に対し、申請書の記載や電子申請の手続補助など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている写真業者へ委託するもので、231万円を計上いたしております。

次に、中小企業等経済対策事業は、新型コロナウイルス感染症経済対策事業における申請受付等の業務量の増大に対応するため、会計年度任用職員2名を増員し、事業の実施に当たるもので、255万6,000円を計上いたしております。

次に、宿泊施設感染症対策認証及び観光戦略策定事業業務委託は、宿泊施設に必要な感染防止対策や衛生設備等について、玉名市独自のチェックリストを作成し、一定の基準を満たす宿泊施設に対し、認証を行ないます。この認証により、本市を訪れる観光客の皆様の安心と宿泊施設の安全を守ること、このウィズコロナ、アフターコロナに対応した観光需要の回復につなげるものでございます。また、新たな生活様式や消費者ニーズの急速な変化にいち早く対応した情報発信・観光商品の開発・おもてなし等の在り

方を検討し、新型コロナと共存する観光戦略の策定を行なうもので、662万2,000円を計上いたしております。

3ページでございます。

ただいま御説明いたしました以外に、2款総務費で固定資産税の適正化、公平化及び課税客体の現況を正確に把握するために、有明圏域で実施する航空写真撮影及び写真地図作成業務委託でございます。これは、6月5日に本市が事務局に決定し、9月補正では航空写真の成果品の年度内納品ができないことから、追加での計上を行なっているところでございます。

また、6款農林水産業費で、本市が漁港施設の指定管理を行なっております新川漁港の護岸の石積みが経年にわたる浸食で崩壊の危険性があり、緊急的な改修費用として71万5,000円を計上いたしております。

また、令和2年度に開催を予定しておりましたが、令和2年5月末までに中止が決定している行事等で、5月30日に予定しておりました玉名市民会館落成式をはじめ、イベントでは玉名納涼花火大会など13事業、総額8,175万1,000円につきまして、代表する各課にて減額を行なっております。この減額により生じた財源につきましては、コロナ感染症対策経費などに充てるものでございます。

以上、主な内容等につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第71号から議第73号までの提案理由につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第71号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する介護保険料の減免の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、現行の減免規定の対象に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者を加えるため、所要の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料について適用するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

議第 7 2 号工事請負契約の変更についてでございますが、これは、令和元年 6 月 2 8 日議決の工事請負契約の一部を変更するものでございます。

主な変更の理由といたしましては、野口こ線橋橋桁製作工事におきまして、製作した橋桁の移動及び使用するクレーンの種の変更に伴いまして、当初契約金額 1 億 3, 4 5 3 万円に対しまして、1, 4 7 7 万 9, 3 9 8 円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在契約の相手方であり、株式会社日本ピーエス熊本営業所と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認いただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

議第 7 3 号財産の取得についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、市職員用として本庁や支所などで使用するため、パソコン等の機器類を西部電気工業株式会社熊本支社から取得するものでございます。取得価格は、4, 1 7 7 万 6, 9 0 0 円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認いただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第 3 報告（1 件）

○議長（中尾嘉男君） 日程第 3、「報告」を行ないます。

報告第 9 号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についての報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） それでは、議案書の 5 ページをお願いいたします。

報告第 9 号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものでございます。

別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書を御覧ください。

平成31年度事業報告及び収支決算書中、1ページをお願いいたします。

まず、平成31年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設の管理運営を委託しました施設は、玉名市ふるさとセンターY・BOXをはじめとする3施設でございます。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させるよう利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを偏ることなく提供するとともに、地域の産業振興の拠点となるよう努めたところでございます。

主な事業といたしましては、令和2年1月13日に閉館いたしました、いだてん大河ドラマ館特産物販売所の管理運営をはじめ、農産物の直売イベントへの出店を通じて、周辺地域で生産される特産品の振興及びPR活動を行なったところでございます。

平成31年度の収入及び支出決算でございますが、収入は1億8,277万9,706円、支出が1億9,046万7,638円で、当期損益はマイナス768万7,932円となっております。

内容といたしましては、売上高はいだてん大河ドラマ館特産物販売所の売上げを含めますと、過去最高となり、前年度比で約10%の増加となりました。一方、経費につきましては、いだてん大河ドラマ館の管理運営費及び人件費が760万円増加しております。また、利益につきましては、新型コロナウイルスの影響や仕入れ値の値上げに伴う利益の減収、大河ドラマ館の営業損益などにより、約800万円の減収となっております。

次に、令和2年度事業計画及び収支予算書中、1ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画でございますが、指定管理者の受託施設の事業計画に基づく事業展開を図るとともに、県内外の各種物産イベントへ積極的に参加していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴う営業自粛要請により、毎年4月末に実施しておりましたいちご祭りや、毎月10日、20日に開催されておりました大牟田十日市、二十日市などのイベントが中止となっております。また、施設自体も、市から営業自粛要請に基づき、4月25日から5月24日までの間、臨時休業をしたところでございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

収入支出予算でございますが、収入は1億4,700万1,000円、支出が1億4,700万円で、当期損益は1,000円を予定いたしております。

以上が、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第4 議案及び陳情の委員会付託

○議長（中尾嘉男君） 日程第４、「議案及び陳情の委員会付託」を行ないます。

議第４６号令和２年度玉名市一般会計補正予算（第３号）から、議第７３号財産の取得についてまでの市長提出議案２８件、陳第１号種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情１件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第６５号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第６９号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの人事案件５件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第６５号から議第６９号までの人事案件５件については、議事の都合により、会議規則第３７条第３項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第６５号から議第６９号までの人事案件５件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第６５号から議第６９号までの人事案件５件については、２３日の閉会日にその審査を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第４６号 令和２年度玉名市一般会計補正予算（第３号）
（総則・第１表歳入歳出予算補正 歳入の部・第１表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費１項社会福祉費中８目人権推進費９目男女共生推進費、④衛生費〔１項保健衛生費を除く〕、⑤消防費・第２表地方債補正)

議第５５号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第６３号 財産の取得について

議第６４号 財産の処分について

議第７０号 令和２年度玉名市一般会計補正予算（第４号）

（総則・第１表歳入歳出予算補正 歳入の部・第１表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、⑨消防費）

議第７２号 工事請負契約の変更について

議第73号 財産の取得について

建設経済委員会

- 議第46号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費）
- 議第49号 令和2年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第50号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第51号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第52号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第54号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第60号 玉名市九州新幹線湯水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第61号 玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議第62号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）
- 陳第1号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

文教厚生委員会

- 議第46号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑩教育費）
- 議第47号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第53号 玉名市消費生活安心条例の制定について
- 議第56号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第57号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第58号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費、⑩教育費）

議第71号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中尾嘉男君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明13日から22日までの10日間休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 異議なしと認めます。

よって、明13日から22日までの10日間休会することに決定いたしました。

23日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時35分 散会

第 6 号

6月23日 (火)

令和2年第4回玉名市議会定例会会議録（第6号）

議事日程（第6号）

令和2年6月23日（火曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

- 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第2 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決
(議第46号から議第64号まで、議第70号から議第73号まで、陳第1号、令和元年陳第2号から令和元年陳第4号まで、令和元年陳第6号)
- 議第46号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）
- 議第47号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第49号 令和2年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第50号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第51号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第52号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第53号 玉名市消費生活安心条例の制定について
- 議第54号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第55号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第56号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第57号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第58号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第60号 玉名市九州新幹線漏水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第61号 玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議第62号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第63号 財産の取得について

議第64号 財産の処分について

議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第71号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第72号 工事請負契約の変更について

議第73号 財産の取得について

陳第1号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

令和元年陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情

令和元年陳第3号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情

令和元年陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情

令和元年陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第65号から議第69号まで）

議第65号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第66号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

日程第2 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第46号から議第64号まで、議第70号から議第73号まで、陳第1号、令和元年陳第2号から令和元年陳第4号まで、令和元年陳第6号）

議第46号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第47号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第48号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第49号 令和2年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第50号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第51号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第52号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第53号 玉名市消費生活安心条例の制定について
- 議第54号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第55号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第56号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第57号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第58号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第60号 玉名市九州新幹線漏水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第61号 玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議第62号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第63号 財産の取得について
- 議第64号 財産の処分について
- 議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第71号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第72号 工事請負契約の変更について
- 議第73号 財産の取得について
- 陳第1号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情
- 令和元年陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情
- 令和元年陳第3号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情
- 令和元年陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情
- 令和元年陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情
- 日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

(議第65号から議第69号まで)

議第65号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第66号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 委員会の中間報告

1 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告

日程第6 特別委員会の調査事件の追加付託の件

日程第7 議員提出議案上程

(議員提出第1号)

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第8 提案理由の説明

日程第9 議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(議員提出第1号)

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

閉 会 宣 告

出席議員(20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日の応招議員は20名全員であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地方自治法第113条の規定に基づく、定足数の原則に沿った議会運営を行ないます。

また、議場に入場していない議員については、別室にて視聴しておりますことを申し上げます。

現在の出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

あわせて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「全国市議会議長会表彰状の伝達」を行ないます。

本年度は、書面開催による全国市議会議長会第96回定期総会におきまして、自治功労者として、本市議会の2名の議員に表彰状が贈呈されました。

表彰状を贈呈されましたのは、議員25年以上の永年勤続特別表彰として田畑久吉君、議員15年以上の永年勤続表彰として近松恵美子さん、以上の諸君であります。

ここに、その栄誉を讃え、心からお喜び申し上げますとともに、長年の御苦勞に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、これより全国市議会議長会表彰状を伝達いたします。

被表彰の2名の方は、演壇の前へおいで願います。

[16番 近松恵美子さん、22番 田畑久吉君 演壇の前へ]

○議長（中尾嘉男君） 表彰状。玉名市 田畑久吉殿。

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第96回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和2年5月27日。全国市議会議長会 会長 野尻哲雄。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○議長（中尾嘉男君） 表彰状。玉名市 近松恵美子殿。

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第96回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和2年5月27日。全国市議会議長会 会長 野尻哲雄。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○議長（中尾嘉男君） ただいま表彰状を授与されました2名の諸君におかれましては、ますます御自愛の上、市政の発展と市民の福祉増進のため、なお一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、全国市議会議長会表彰状の伝達を終わります。

日程第2 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「委員長報告」を行いません。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第46号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第64号財産の処分についてまで、飛んで、議第70号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第73号財産の取得についてまでの市長提出議案23件、陳第1号種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情、令和元年陳第2号梅林地区における公民館新設に関する陳情から令和元年陳第4号小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情まで、令和元年陳第6号三ツ川地区における地域活動等の多目的の広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情の陳情5件、以上の事件を、一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 今期、総務委員会に付託されました案件は、議案7件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第46号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,698万5,000円を追加し、総額を392億6,256万3,000円とするものであります。

地方債補正は、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業で1,660万円を追加し、事業費増による限度額変更として、道路橋りょう整備事業ほか1事業。また、中学校施設整備事業ほか1事業については、国の補正予算成立時期が不明であったため、重複して計上していた校内通信ネットワーク整備に係る限度額を変更及び廃止したものであるとの説明がありました。

続いて、歳入について項目ごとの説明がありました。まず、歳入の主なものは、15款国庫支出金2項、6目教育費国庫補助金1億4,571万5,000円の減で、主に公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の減額など。

16款県支出金は1億8,426万3,000円の追加で、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加などであるとの説明がありました。

まず、委員から、道路整備事業受託金についての内訳と工事の内容はとの質疑があり、執行部から、事業費は3,456万2,000円。事業主体は、有明広域行政事務組合である。玉名市の負担が304万3,000円。残りが玉東町負担金である。また、工事の内容は、本年度になり全ての地権者の同意が得られたため、事業着手するもので、測量設計費と用地購入費であるとの答弁でした。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

歳出の主なものは、4月の職員の定期異動等に伴う職員給与等の調整、旧庁舎跡地用地急傾斜地崩壊対策事業測量設計業務等、消防施設等設備補助金などであります。

まず、委員から、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策の中で、今度の計画で急傾斜地対策をする場合、民家の裏側の形状はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、旧庁舎側の崖地の根のところを1メートル上げることになる。民家のところから崖地の根のところまで、なだらかな傾斜をつけることになると考えているとの答弁でした。

次に、委員から、設計事務委託料1,680万円とあるが、職員で設計や測量など対応できないのかとの質疑があり、執行部から、数年前から技術職として専門職を採用している。業者との現場での対応や専門性がある部門の技術を持った職員が設計をするというよりは、工事全般をしっかりと監督していく目的がある。大きい部分の設計に関しては委託しているのが現状であるとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地周辺の活用について市役所内部において話し合いがされているのかとの質疑があり、執行部から、内部においても関係各課で話し合いを行ない決めている。旧庁舎跡地一体については、文化センター改修に伴う子育て支援機能の配置や保育所、市民図書館との連携や子育て支援ゾーンとする考えもある。旧庁舎跡地東側も本市への来訪者や周辺の商店街の駐車場に加え、憩いやにぎわいを創出できるような新たなまちづくりを考えている。今後も関係各課と連携して考えていくとの答弁でした。

歳出については、このほか、特別定額給付金の支給状況についても質疑がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第46号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第55号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置であり、事業用家屋を対象とする都市計画税の軽減措置に係る規定の整備を行なうものであります。

まず、委員から、収入が減少したところの軽減だと思いが、申請をしないといけなのかとの質疑があり、執行部から、申請してもらうのが必要条件となるとの答弁でした。また、委員から、広報紙で周知されると思いが、広報紙以外にはどのような方法を考えているのかとの質疑があり、執行部から、毎年、償却資産申告書を所有者に対して発送している。この申告書の中にチラシ等を同封し、周知を図っていくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第55号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第63号財産の取得についてであります。

内容としましては、現在の基幹業務システムのサーバー機等機器類の耐用年数が経過することに伴い、当該機器類の更新を行ない、安定した行政サービスを提供するため、取得するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、サーバー機器は何年間くらい耐用年数があるのかとの質疑があり、執行部から、電子機器の耐用年数は5年である。玉名市は平成27年度に入替えをしている。今回、ちょうど5年経過しているとの答弁でした。

次に、委員から、随意契約において1社見積りと決まっているが、何社か見積りをとっていいのではないのかとの質疑があり、執行部から、基幹業務システム、住民基本台帳、税情報など、システム開発者が、動作を確認して提案してこられる。他のものをもってきて安いからと採用しても機械とシステムがうまく作動しないという事例がある。システム会社でしっかりと検証したものを導入するため随意契約をしているとの答弁でした。さらに、委員から、随意契約をする上での根拠となるものがあるのかとの質疑があり、執行部から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号で契約の性質により競争入札に適さない場合は随意契約により行なう事ができるとなっている。随意契約の規定に基づき行なっている。基幹業務入替えの際は、庁内で組織している選定委員会にて各課の意見を聞いたうえで契約を考えているところであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第63号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第64号財産の処分についてであります。

内容としましては、小学校跡地施設活用事業に係る公募型プロポーザルにおいて選定された活用事業者に、小田小学校跡地を売却するものであり、処分予定価格は571万5,000円であるとの説明がありました。

まず、委員から、三ツ川小においては地域の方がグラウンド使用等についての取決めがされていたと思うが、小田小に関してはグラウンド利用等の取決めは、されているのかとの質疑があり、執行部から、三ツ川小に倣って、地元とNPO法人と話を進めているところである。地元説明後、地元、NPO法人の代表で体育館、グラウンドの利用方法、料金等を今後、双方で協議会を立ち上げ、運営していくという約束事をしている。これについては今、協議が行なわれているとの答弁でした。また、委員から、金額についてはプロポーザルの相手から出された金額なのか。不動産鑑定はしてあるのかとの質疑があり、執行部から、土地建物評価については、平成30年10月に鑑定評価を行っており、参考価格としてプロポーザルの中で示している。土地評価額は2,790万円であるとの答弁でした。

関連で、委員から、地元雇用についての提案はあったのか。また、どういう事業をされて、固定資産税を払われるのかとの質疑があり、執行部から、選定委員会が行なわれた際に事業計画において段階的に40名程度雇用し、地域雇用として高齢者雇用をしていく。また、事業としては福祉・介護事業がメインとなる。事業のうち、数事業を小田小に拠点を移すと聞いている。固定資産税は売却になるので所有者から入ってくることになるとの答弁でした。

このほか、土地の所有権移転やNPO法人の固定資産税の減免、過去に移譲した物件における整合性等についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第64号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第70号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,763万円を追加し、総額を39億4,019万3,000円とするものです。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う追加経済対策を盛り込んだ国の第2次補正予算の対応、また、本市独自の緊急経済対策の第3弾として、中小・小規模事業者に対する家賃補助など、4事業総額9,509万6,000円について、早急に対応するためのものであるとの説明があり、続いて歳入について項目ごとの説明がありました。

まず、委員から、今回の補正で一般財源が1億3,000万円ほど使われているが、

これは新たに追加になった地方創生臨時交付金の対象に全てなるのかとの質疑があり、執行部から、一部事業を除いて、ほぼ地方創生臨時交付金の対象となる。なお、今回の財源としては新型コロナウイルスの影響で中止した事業の減額分が約8,100万円、残りを地方創生臨時交付金で財源調整しているとの答弁でした。また、委員から、交付金が、一般財源に与える影響は。また、上積みされた2兆円についての計画はあるのかとの質疑があり、執行部から、地方創生臨時交付金の第1次配分額は約2億8,000万円。これまでの本市独自の経済対策、生活支援対策については事業費約3億4,000万円であり、交付金以上に経済対策を行なっている。コロナ対策に要する財源については、臨時交付金や本年度予定していた事業中止により生じた財源を活用するが、それでも不足する場合は財政調整基金繰入金、繰越金での対応を考えている。また、経済対策の第4弾として、ウィズコロナ・アフターコロナに対応したプレミアム商品券事業などを予定していると聞いているとの答弁でした。

次に、委員から、有明圏域合同航空写真撮影及び作成業務に係る2市4町の各負担金の金額と割合はどの質疑があり、執行部から、委託料2,664万円のうち、玉名市分が875万円33%、荒尾市が377万円14%、玉東町が204万円8%、南関町が437万円16%、和水町が593万円22%、長洲町が178万円7%であるとの答弁でした。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、私立大学等授業料特別支援事業補助金として九州看護福祉大学は授業料の減免を実施したのかとの質疑があり、執行部から、まだ減免は実施していない。見込額を計上しているとの答弁でした。また、委員から、国も、玉名市も同じような事業を実施しているが、重複してもよいのか。市内の大学等に対しての減免額4分の1の補助となっているが、4分の1の根拠はどの質疑があり、執行部から、国は、家計が急変した家庭を減免。要件として所得が2分の1以下になったところ。玉名市は、国の要件に該当しない世帯を対象とし、収入が減少した家庭になる。よって、重複することはない。また、大学が減免した場合に私立大学等経常費特別補助というのがあり、2分の1を上限として別途支援がある。その支援に当たらない学側の負担の2分の1を市で補助するものであるとの答弁でした。

次に、委員から、マイナンバーカード申請手続等支援事業について、写真事業者で手続をしたら、マイナンバーカードができるのかとの質疑があり、執行部から、マイナンバーカードはできない。マイナンバーカードの普及促進を目的としているため、写真事業者へ申請に際し、必要な手続の補助等を委託するものである。月締めで1件770円の委託料を支払うものである。暗証番号については、後日マイナンバーカード交付の際、市役所で設定をしてもらうとの答弁でした。

このほか、市民会館の今後のイベント等についてとマイナンバーカード申請における個人情報の取扱いや窓口申請に行けない方に対しての対応についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第70号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第72号工事請負契約の変更についてであります。

内容としましては、令和元年6月28日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものであります。

主な変更の理由として、野口こ線橋橋桁製作工事において、製作した橋桁の移動及び使用するクレーンの機種の変更に伴い、当初契約金額1億3,453万円に対して、1,477万9,398円の増額となることから、議決事件の変更を行なうものであるとの説明がありました。

まず、委員から、どのようなことでクレーンの変更が生じたのか。当初の計画から変更になった理由はどの質疑があり、執行部から、JR側の施工方法が変わったことによるものとの答弁でした。また、委員から、JR側の工事の変更があった分が減額すると聞いたが、JRの変更分と同時に議会に提出してもいいのではないか。また、事務的作業は一緒にできないのかとの質疑があり、執行部から、JR側の精査が10月に入らないとわからないため、今回は同時に上げることができなかったとの答弁でした。また、委員から、今後は、事務手続も含めて、もう少し分かりやすい方法をとってほしいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第72号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第73号財産の取得についてであります。

内容としましては、市職員用として本庁や支所等で使用するため、パソコン等の機器類を取得するものであり、取得価格は、4,177万6,900円であるとの説明がありました。

まず、委員から、パソコンの台数は。また、玉名市内に納入できる業者はないのかとの質疑があり、執行部から、ノートパソコンを300台取得予定。玉名市内の事務機器を扱う業者4社も含めて入札しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第73号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他で、地縁団体の数、横島町特産物振興協会の経営状況についての質疑がありました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さんおはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました、議案10件、陳情1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議第46号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

本委員会関係は、6款農林水産業費、1億9,384万2,000円の追加。主な内容は、農業者等が行なう機械・施設の導入等に対する産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加、畑作地域の生産向上支援として畑作構造転換事業補助金の追加などでありませ

ず。7款商工費、790万7,000円の減額。主な内容は、機構改革に伴う人件費の調整による減額、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として、マイナンバーカードの申請支援及びマイキーIDの設定支援に必要となるタブレットパソコンを借り上げるマイナポイント事業の追加、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、市からの要請を受け休館した指定管理施設について、収入が見込めないことから、管理運営に係る必要経費を追加するものなどでありませ

ず。8款土木費、7,931万9,000円の追加。主な内容は、東部環境センターへ接続する北坂門田山ノ下線道路新設改良工事に伴う測量設計及び用地購入費の追加。立願寺公園温泉井戸改修工事は、足湯温泉の源泉掘削とポンプ設置を行なうものでありませ

ず。まず、委員から、土地改良費の海岸パトロール業務委託について、委託業者の選定方法はとの質疑があり、執行部から、樋門の管理は、県からの委託で樋門管理者にお願いしており、樋門管理者は地元の方である。海岸パトロール業務についても、一部の樋門管理者の方をお願いする予定であるとの答弁でした。続けて委員から、パトロール中に発見したごみの処理費用は、委託料で賄うのかとの質疑に、執行部から、この委託料はパトロール業務であり、台風・大雨後の流木確認報告、海岸のひび割れ等の確認報告に対するもので、流木などの漂着物の処理については、県の予算での対応となるとの答弁でした。

次に、委員から、観光費の委託料について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、休館した施設に係るランニングコストの費用分とのことであるが、国からの補助はあるのかとの質疑があり、執行部から、各施設で国の持続化補助金、雇用調整助成金を申請されており、給付された場合、市が負担した分を戻していただくこととしているとの答弁でした。

次に、委員から、立願寺公園温泉井戸改修工事について、工事の時期、工期、足湯利用者への周知、朝市への影響はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、

施工期間は年内を予定しており、足湯利用者への周知は故障中の看板設置で対応している。公園自体の利用は可能であり、朝市でも利用可能であるとの答弁でした。続けて委員から、G o T oキャンペーン等で玉名に来られるお客様に対し、足湯が使えないのは残念な話なので、観光客に喜んでいただくためにも可能な限り工期短縮に努めてほしいとの意見がありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第46号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第49号令和2年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1,198万7,000円を減額。総額を6,861万2,000円とするもので、主な内容は、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第49号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第50号令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、30万3,000円を追加。総額を7億6,872万3,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第50号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第51号令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、616万9,000円を追加。総額を15億2,439万3,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整等であります。また、債務負担行為の補正は、浄化センター等改築更新事業の期間及び限度額を設定するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第51号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第52号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、2万1,000円を減額。総額を3億9,833万円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整等であります。

資本的支出の補正は、2億6,560万円を追加。総額を5億205万3,000円とするもので、横島町地区処理場機能強化工事を行なうものであります。

また、債務負担行為の補正は、横島町地区処理場機能強化事業の期間及び限度額を設

定、企業債は、農業集落排水事業の限度額を設定するものであります。

委員から、起債の利率が4パーセント以内とのことであるが、実質の利率はとの質疑があり、執行部から、0.3パーセント程度であるとの答弁でした。続けて委員から、横島町地区処理場機能強化工事について、設備の内容はとの質疑があり、執行部から、横島町栗ノ尾地区の処理施設で、処理場内の施設の改築、電気・機械等の総入替えであるとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第54号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市ふるさとセンターY・BOX等運営法人選定委員会を設置するため、条例の整備を図るもので、内容は、令和4年度から民営化を予定している玉名市ふるさとセンターY・BOXほか2施設の運営法人の選定について審査するための附属機関を設置し、所掌事項、事務の内容、委員の定数など必要な事項を定めるものであります。

また、玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、別表にふるさとセンターY・BOX等運営法人選定委員会委員の職名及び報酬額を定めるものであります。

委員から、委員会設置の目的はとの質疑があり、執行部から、今後民営化を進めるに当たって、希望される事業者があるのか調査する目的で、個別相談会の開催を予定しており、事業者と意見交換を行なうこととしている。選定委員会は、希望される事業者が適正であるのか、地元の特産物・農産物の販促に貢献できるのかを検討する機関として設置するもので、構成員は大学の有識者・公認会計士・企画経営部長・産業経済部長・観光協会等の団体の方などであるとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第54号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第60号玉名市九州新幹線漏水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、新たに農業用水施設を設置するため、条例の整備を図るもので、内容は、農業用水の枯渇又は減水の被害に対処するための農業用水施設として、石貫4区第1号配水池ほか12の施設を新たに追加するとともに、規定の整備を行なうものであります。

委員から、今後、施設の追加はあるのかとの質疑があり、執行部から、昨年度建設が完了したため、今後は維持管理が中心となる。施設の建設は今のところ予定していないが、今後農地が増えれば追加の可能性もあるとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第60号については、原案のとおり全員異議なく

可決すべきものと決しました。

次に、議第61号玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてであります。これは、玉名市勤労青少年ホームが設置目的を終えたため、条例を廃止するものであります。

まず、委員から、今まで行なわれていた講座等は、現在行なわれていないのかとの質疑があり、執行部から、講座等は令和元年度も開設されていたが、条例廃止により一般には開放できなくなる。各講座に対して、施設廃止の周知はされているとの答弁でした。

次に、委員から、目的を終えた施設は今後どうなるのか、また、建物の耐震はどの質疑があり、執行部から、今年度は、国勢調査の執務室として使用することとしている。その後は、利活用を検討していく。建物の耐震は基準を満たしているとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第61号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第62号市道路線の廃止及び認定についてであります。これは、道路法の規定により、議会の議決を求めるもので、今回廃止及び認定する路線、東部環境センター建設に伴う周辺地域の振興事業の一環として計画された北坂門田山ノ下線について、計画の再検討を行なった結果、別のルートを市道として認定するものであります。また、下前原地区と現在建設中の有明広域行政事務組合消防本部を結ぶ下前原消防本部線は、緊急車両が南部方面に出動する際の重要な機能を有する路線となることから市道として認定するものであります。

まず、委員から、北坂門田山ノ下線について、廃止する路線と今回認定する路線の概算事業費はどの質疑があり、執行部から、廃止する路線が1億8,000万円、今回認定する路線が9,500万円であるとの答弁でした。

次に、委員から、下前原消防本部線の概算事業費の内訳はどの質疑があり、執行部から、概算で測量設計委託費1,400万円、用地費300万円、補償費200万円、工事費3,800万円、合計で5,700万円を見込んでいるとの答弁でした。続けて委員から、消防車がスムーズに出入りできるよう幅員は6メートル必要であると思うがどの質疑があり、執行部から、用地取得の関係で、現時点では5メートルを計画しているとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第62号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第70号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

本委員会関係の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費及び国の第2次補正予算に関連する取組などに早急に対応するため、本市独自の緊急経済対策とし

て、ふあーまーず・マーケット「応援の輪」事業に1,009万3,000円、中小・小規模事業者家賃補助金に4,636万4,000円、地元を楽しもう！宿泊等クーポン券半額キャンペーン事業に863万9,000円、玉名に泊まろう！プレミアム付き宿泊クーポン券事業に3,000万円、また、新型コロナウイルス対策関連として、中小企業等経済対策事業に、255万6,000円、宿泊施設感染症対策認証及び観光戦略策定事業業務委託に662万2,000円を追加するものであります。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止が決定している事業の減額、6款農林水産業費で、新川漁港避難港の緊急的な改修費用として、71万5,000円の追加などであります。

まず、委員から、ふあーまーず・マーケット「応援の輪」事業について、今後、新型コロナウイルス第2波、第3波により利用可能店舗が閉められ、クーポン券が使用できなかった場合の対応はとの質疑があり、執行部から、現時点では、農家の方の支援と消費喚起を目的としている。第2波、第3波に対しては、その時に適切な判断で対応したいとの答弁でした。これに対し委員から、このような状況が来たらしっかりと対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、中小・小規模事業者家賃補助金の補助要件について質疑があり、執行部から、家賃補助の要件は、市内に事業所を有する中小・小規模事業者であること、市内に事業用の建物を賃借していること、本年1月から5月までのいずれかの月の売上げが前年比で50%以上減少していること、今後も事業計画の意志があることを要件としており、5月分の家賃を上限15万円で10分の10を補助することとしているとの答弁でした。続けて委員から、国の家賃補助と重複しても構わないのかとの質疑があり、執行部から、重複してもよいとの答弁でした。

次に、委員から、観光費の委託料で、各地区の夏まつりに対する補助金額に差があるのはなぜかとの質疑があり、執行部から、各地区の商工会青年部で予算の組立てをされているが、それぞれの事業費が異なるためであるとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第70号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第1号種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

これは、農林水産省が、日本国内で開発された品種の海外流出防止のためとして進めている種苗法の改正案について、改正案では、これまで原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制とすることで、自家増殖の権利が著しく制限されることとなり、農家に大きな負担が発生する。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農

家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

このようなことから、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保するため、農家の権利を制限する種苗法改正を中止することを求める意見書の提出を求めるものであります。

委員から、この件に関しては今国会で見送りがなされ、今後国会で審議される案件であり、採択する必要はないのではないかとの意見がありました。

以上審査を終了し、採決の結果、陳第1号については、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

付託されました議案の審査終了後、その他について、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況説明書、岱明玉名線野口跨線橋工事の内容、上下水道の今後の計画について質疑がなされました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

現在の出席議員は、先ほど出席の議員と入替えを行ない、12名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

引き続き、委員長報告を行ないます。

文教厚生委員長 内田靖信君。

[文教厚生委員長 内田靖信君 登壇]

○文教厚生委員長（内田靖信君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案10件、継続審査としておりました陳情4件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第46号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

3款民生費は、4,825万3,000円の追加で、付託分中の主な内容は、玉名第1保育所解体工事の追加、介護保険事業会計繰出金の追加であります。

4款衛生費は、366万3,000円の減額で、付託分中の主な内容は、公立保育所等に配備する非接触型体温計の購入費の追加であります。

10款教育費は、2億9,044万7,000円の減額で、主な内容は、重複計上してあった校内通信ネットワーク整備工事費が、令和元年度事業として採択されたことによる減額、旧小田小学校の土地・建物の売却分等を積み立てる学校教育施設整備基金積立金の追加であります。

そのほか、各款で定期異動等に伴う職員給与等の調整が行なわれております。

委員から、生活困窮に関する相談や申請はこれから一段と増加すると思うが、職員の体制は十分かとの質疑があり、執行部から、生活困窮に関する相談は、前年同期比で3倍近い件数である。現時点で人員の増は考えていないが、給付金等の申請受付体制の強化や相談専用の電話回線の増設などにより対応していきたいとの答弁でした。

次に、委員から、保健衛生費の予防費で購入する非接触型体温計は、全庁的な一括購入かとの質疑があり、執行部から、保健予防課で一括購入し、相談窓口、公立保育所、1次避難所等に配備する。小中学校については、各校において学校配当予算で必要な備品等を購入することとなるとの答弁でした。

次に、委員から、令和元年度事業として採択された校内通信ネットワーク整備工事の進捗状況はとの質疑があり、執行部から、6月16日に入札を行ない、令和3年2月末までを工期としている。今回の工事で校内での授業等で利用できる校内無線LAN等を整備するとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第46号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第47号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ411万5,000円を減額し、総額を91億4,916万円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整のほか、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の追加、国民健康保険事業納付金の減額などであります。

委員から、特定健診の集団健診は例年通り実施の予定かとの質疑があり、執行部から、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底した上で実施する方向であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第47号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第48号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ5,023万9,000円を追加し、総額を78億8,085万6,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整のほか、令和元年度の介護給付費等の決定に伴う、国、県及び支払基金への償還金の追加であります。

委員から、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた介護予防活動の再開後の状況はとの質疑があり、執行部から、6月1日から再開しているが、各地区の判断で3分の1程度は自粛中である。再開後の参加者数は、ある程度中止前の水準に戻っているとの答弁でした。

関連して、委員から、介護予防活動時の感染防止の取組はとの質疑があり、執行部か

ら、活動再開時の感染予防に関する基準を高齢介護課で作成し周知している。参加者、職員ともに感染しないよう十分配慮しているとの答弁でした。

次に、委員から、会計年度任用職員の通勤手当である費用弁償の増額補正の理由はとの質疑があり、執行部から、配属される会計年度任用職員が決定したことにより通勤手当額が確定したため、概算で計上していた当初予算から不足する分を要求したことによるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第48号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第53号玉名市消費生活安心条例の制定についてであります。

これは、消費者の権利の尊重及び自立支援その他の基本理念を定めるため、条例を制定するもので、内容は、市の責務、玉東町、南関町及び和水町との相互連携、訪問販売の制限等、市が実施する消費者施策に必要な事項について定めるものであります。

委員から、ステッカー等で訪問販売を断る意思表示をしているにも関わらず、訪問販売により契約を締結させられた場合の破棄の方法はとの質疑があり、執行部から、この条例に違反していることを根拠に契約を破棄できるわけではなく、クーリングオフ等の手続をとる必要があるとの答弁でした。

次に、委員から、ステッカー等で訪問販売を断る意思表示をしているにも関わらず訪問販売を受けた場合、市へ通報できるのか。また、事業者が悪質な場合罰則はあるのかとの質疑があり、執行部から、そのような場合は市の消費生活センターに通報していただき、消費者、事業者双方から事情を聴くことになる。再勧誘を続けるなど悪質な場合は事業者名等の公表の手続をとることができるとの答弁でした。

次に、委員から、警察との連携等の体制はどうかとの質疑があり、執行部から、条例制定に当たり、警察とも調整を行なった。訪問販売の苦情が警察に通報されれば、警察は事業者への注意喚起、市消費生活センター等への連絡を行なう。この場合、市が対応することとなるが、非常に悪質なケースであれば警察が対応することも考えられるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第53号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第56号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する国民健康保険税の減免の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るもので、内容は、現行の減免規定の対象に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した納税義務者等を加えるため、所要の整備を行なうものであります。

委員から、今回の減免制度について、どのように周知するのかとの質疑があり、執行部から、市のホームページ、広報紙に加え、7月に発行する第1期分の納税通知書にお知らせのチラシを同封し周知を図るとの答弁でした。

次に、委員から、減免制度と併せ猶予制度はどのように運用するのかとの質疑があり、執行部から、相談に対しては、まず減免制度について説明し、要件を満たさない場合は、市税全般にわたる、やや条件が緩い猶予制度を紹介すると答弁でした。さらに、委員から、猶予制度の適用から滞納につながるおそれもあるがとの質疑があり、執行部から、猶予が認められる1年後までに完納されなければ、滞納処分の対象となり得る。申請受付の際には、滞納処分についても説明し、期間内の完納につながるよう心がけたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第56号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第57号玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、学童クラブに従事する放課後児童支援員の資格要件について、中核市の長が行なう研修を修了した者まで、その対象を拡大するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第57号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第58号玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給を開始することに伴い、玉名市が行なう事務に、その申請書の提出の受付を追加するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第58号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第59号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し、条例の整備を図るもので、内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が、療養のため労務に服することができない場合において、傷病手当金の給付を受けられるよう、所要の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第59号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第70号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

3款民生費は、1億153万8,000円の追加で、主な内容は、ひとり親世帯への臨時特別給付金、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に必要となる除菌液等の購入費であります。

4款衛生費は、365万9,000円の追加で、内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月より中止・延期していた4か月児及び8か月児健診について、感染予防対策として、集団健診から医療機関での個別健診に実施方法の変更を行なう経費であります。

10款教育費は、3,195万3,000円の減額で、主な内容は、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要となる消毒液等の購入費の追加、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止する事業の費用の減額であります。

委員から、学校教育活動再開支援事業で各小中学校に配分される消耗品費について、大規模校3校とそれ以外の学校に区分してあるが、もう少し学校規模に応じた段階的な配分はできないのかとの質疑があり、執行部から、国からの通知に学校規模について大枠のイメージが示してあり、詳細は今後通知があると思われる。なるべく早く学校で予算を活用してもらうためにこのような配分で予算計上したが、小規模校の執行残を大規模校に回すなどの対応も検討していきたいとの答弁でした。

次に、委員から、小中学校の消毒液の備蓄状況はどの質疑があり、執行部から、各校を調査した結果、1校で手指用消毒液の備蓄がなかったため、教育委員会から消毒液を提供したとの答弁でした。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止に関連し、玉名いだてんマラソン大会の開催見通しはどの質疑があり、執行部から、現時点では、開催する方向で考えているが、今後の感染拡大状況によっては、参加者の対象地域を限定するなどの方法も実行委員会の中で検討していきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第70号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第71号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する介護保険料の減免の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るもので、内容は、現行の減免規定の対象に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者

を加えるため、所要の整備を行なうものであります。

委員から、今回は減免に関する条例改正だが、介護保険料納付の猶予制度はないのかとの質疑があり、執行部から、コロナウイルス感染症に係る猶予制度はないが、要件を満たせば現行の猶予制度を適用することになるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第71号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査としておりました令和元年陳第2号梅林地区における公民館新設に関する陳情、令和元年陳第3号小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情、令和元年陳第4号小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情及び令和元年陳第6号三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情についてであります。

委員から、陳情4件の要望内容はそれぞれではあるが、いずれも各地区の窮状を訴えられている。地元の方の話を聞いてみると、施設の新設などの要望項目をそのまま求めておられるのではないようだ。また、急々の対応が必要な事柄とは感じていない。今回採択をして、今後地元と執行部で話し合いを進めていけばよいのではないかと考えるとの意見がありました。

次に、委員から、一度思いを受け止める必要があると考えるが、旧三ツ川小と旧小田小について、跡地の活用事業者と地元との間で、グラウンド等の施設の使用について取決めはあるのかとの質疑があり、執行部から、旧三ツ川小については、地域活動への支援として、施設の使用等について事業者と支館との間で覚書を取り交わされている。今議会に上程中の旧小田小についても、覚書の取り交わし等により、事業者と地元との間で連携が図れるのではないかと考えているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、令和元年陳第2号、令和元年陳第3号、令和元年陳第4号、令和元年陳第6号については、4件全て、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

そのほか、玉名第1保育所解体後の建て替え、岱明中への寄附、新型コロナウイルス感染症が就学援助費へ与える影響、小中学校再開後の状況、学校での次亜塩素酸水の取扱い、市主催イベントの中止の判断時期、次回の県民体育祭、学校統合の進め方、小中学校の夏季休業期間決定の経緯、特別教室の空調整備、文化センター大規模改修と旧庁舎跡地の今後、中止となった中体連大会の代替大会、休日在宅当番医などについて、質疑がなされました。

また、先般発生した市職員に対する暴力事件に関連し、相談応対時の体制や事件後の対応などについても質疑や意見がありました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。
議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時23分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席議員は、20名であります。

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。
これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私はちょっと建設経済委員長にお尋ねします。

陳第1号についてでありますけど、委員長の報告の中で、種苗法が改正になると農家が困るというようなこともありました。御承知のように玉名市は農業を基幹産業として
いる中で、この種苗法改正の中止を求める意見書の提出について、どういう議論がなさ
れて不採択ということになったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 前田議員の質問にお答えします。

先ほど委員長報告で報告しましたそのとおりでございます。それ以上でもそれ以下で
もありませんので、詳細については議事録を拝見していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 陳情が不採択になったということは、今度の国会で見送られた
と、そういうような報告がありました。しかしながら先ほど言いましたように、玉名市
は農業を基幹産業として位置づけて、農業振興にも力を入れている。そういう中で、こ
の陳情に対してどういった議論がされたのかと、そういうことをお尋ねしたいんです。

○議長（中尾嘉男君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 先ほど言いましたとおり審査のあったこと、そのまま報告しております。私の私見を入れたり考えを入れたりはできませんので、そのままです。

○18番（前田正治君） よかです。

○議長（中尾嘉男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） これにて質疑を終結いたします。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、この陳第1号種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、建設経済委員会で賛成なしの不採択ということであります。私はこの陳情に賛成の意見を今から述べます。

農家の自家増殖を禁止する種苗法の改正は批判の高まりで次期国会に持ち越しをされました。種苗法は農作物の新しい品種を開発した人や企業に育成者権を認め、著作権と同じくその権利を保護しています。同時に農業者が収穫物の一部を種や苗として使う自家増殖につきましては、その第21条で原則自由としております。改正案は、この条項を削除して自家増殖を一律禁止にするものであります。

人類は種の選抜や改良を繰り返して食糧生産を発展させてきました。担ってきたのは農業者であります。公的な機関や企業による育種が広がる今日におきましても、地域の土壌や気象に合った多様な品種の定着には、農業者の現場での取組が不可欠であります。自家増殖の禁止は、このような長年の農業者の大事な営みを否定するものであります。日米貿易交渉のもとで、米国の多国籍企業のために日本の岩盤規制が次々と撤廃されています。種子法の廃止で日本の米、麦、大豆の公的種子事業をやめさせ、農業競争力強化支援法で農業試験場がもっている米などの遺伝資源や育種技術を企業に移転させ、そして今度が農家の自家増殖禁止であります。

今後、多国籍種子企業が日本で品種登録をして、高額な許諾料を設定し、それは農家の大きな負担になり、日本農業の衰退に拍車がかかります。政府の説明では、登録品種

は10%ほど、90%は一般品種で今までどおり種取りできるとしてありますが、企業が主体となれば、登録品種が増大することはこれは必死であります。また、自家増殖の禁止は、優良品種の海外流出防止のためといいます。しかし、自家増殖を規制しても、海外持ち出しを物理的に止めることはできません。農林水産省が認めているように、海外で品種登録を行なうことが唯一の方法であります。気候変動やコロナ禍による食料の輸出制限が起きる世界におきまして、多国籍種子企業の限られた品種に依存するのは食料安全保障においては、極めて危険なことであります。種を握るものが食料生産を左右し、農家の手に種がなければ、国家の独立も危うくなり、消費者、国民にも大問題であります。

玉名市は農業を基幹産業として位置づけをして、農業振興に力を入れております。農業者の自家増殖を原則禁止にする種苗法改正は、玉名農業に与える影響は甚大であります。

したがって、玉名市議会から農業者の声を国政に反映するためにも、陳第1号種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情について賛成をいたします。

○議長（中尾嘉男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第46号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第47号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第48号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第49号 令和2年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）

議第50号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第51号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議第52号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議第70号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、予算議案8件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第46号から議第52号まで、議第70号の予算議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第46号から議第52号まで、議第70号の予算議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第53号 玉名市消費生活安心条例の制定について

議第54号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第55号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第56号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第57号 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第58号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第60号 玉名市九州新幹線湧水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第61号 玉名市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

議第71号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案10件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第53号から議第61号まで、議第71号の条例議案10件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号から議第61号まで、議第71号の条例議案10件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第62号 市道路線の廃止及び認定について

議第63号 財産の取得について

議第64号 財産の処分について

議第72号 工事請負契約の変更について

議第73号 財産の取得について

以上、議案5件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第62号から議第64号まで、議第72号及び議第73号の議案5件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号から議第64号まで、議第72号及び議第73号の議案5件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第1号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

令和元年陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情

令和元年陳第3号 小田地区における地域コミュニティの施設及び場所の確保に関する陳情

令和元年陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティ集会場及び広場建設に関する陳情

令和元年陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティセンター施設の整備に関する陳情

以上、陳情4件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております令和元年陳第2号から令和元年陳第4号まで、令和元年陳第6号の陳情4件に対する委員長の報告はいずれも採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、令和元年陳第2号から令和元年陳第4号まで、令和元年陳第6号の陳情4件については、いずれも採択することに決定いたしました。

陳第1号 種苗法改正の中止を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第1号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾嘉男君） 起立少数であります。よって、陳第1号については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第65号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第69号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案5件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました議第65号から議第69号までの人事案件5件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第65号から議第69号までの人事案件5件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議第65号から議第69号までの人事案件5件について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議第65号から議第69号までの人事案件5件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

議第65号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第65号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第66号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第66号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第66号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第67号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第67号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第67号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第68号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第68号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第69号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。議第69号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第69号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時21分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第5 委員会の中間報告

日程第6 特別委員会の調査事件の追加付託の件

日程第7 議員提出議案上程

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第8 提案理由の説明

日程第9 議員提出議案審議

以上、日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第5 委員会の中間報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「委員会の中間報告」を行ないます。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会に付託中の審査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申出がありますので、この際、これを許します。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長 江田計司君。

[有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長 江田計司君 登壇]

○有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長（江田計司君） 皆さんこんにちは。

去る6月11日特別委員会を開催しましたので、審議の経過と結果について中間報告をします。

まず付託されています調査事項としては、1、有明海沿岸道路の早期整備に関すること。2、公共施設適正配置計画に関すること。3、サッカー場建設に関すること。4、旧庁舎跡地利活用に関することの4件であります。

本来ならば、この4件について調査すべきところですが、委員より県北の玄関口として、玉名市のまちづくりの一環としてスピード感をもって進めるために新玉名駅周辺整備に関することを調査事件に追加する旨の提案がありました。

委員から、新玉名駅開業10年経過する中で、なかなか進まない開発だが、今後利便性を生かせばとてもいい立地にあると思われるので、全議員の協力をいただきながら進めることも前に進めるうえで大切であるとの意見がありました。

委員から、駅前周辺開発には道の駅の話もあるとの話もありました。

委員から、駅前開発で、玉名のどういうことに魅力を感じるのかというのは大きな課題である。またインフラ整備をして商工業が魅力を感じるのかと思うし、人口も減ってくることを考えると新幹線の駅前も大切だが、成功させるには、駅から10分圏内に人口を増やす計画をしてから駅前を開発することが魅力を感じて商工業もくるかと思われるとの意見もありました。

委員から、やはり新玉名駅は県北の拠点としてできた駅であるということを第一に進めてもらいたいとの意見もありました。

委員から、現在の特別委員会にある4件の調査事項に追加するかどうかということであるとの意見に、当然調査すべきとの意見もありました。

以上、協議・検討を終了し、採決の結果、本特別委員会の調査事件に、全員一致をもって新たに「新玉名駅周辺整備に関すること」を調査事項として加えることで決しました。

以上で、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の報告は終わりました。

日程第6 特別委員会の調査事件の追加付託の件

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「特別委員会の調査事件の追加付託の件」を議題といたします。

お諮りいたします。有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会については、委員長報告のとおり「新玉名駅周辺整備に関する事」を追加付託の上、調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「新玉名駅周辺整備に関する事」を追加付託の上、調査することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会に付託いたしました「新玉名駅周辺整備に関する事」につきましては、調査終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上の調査事件につきましては、調査終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことに決定いたしました。

日程第7 議員提出議案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第7、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第8、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第1号について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 徳村登志郎君。

〔議会運営委員長 徳村登志郎君 登壇〕

○議会運営委員長（徳村登志郎君） それでは、本日提案いたしました議員提出第1号に

つきまして、提案理由を申し上げます。

議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります
が、これは、議会タブレット端末の導入に伴い、議会ICT化・情報通信技術化に向けた体制を構築するため、規則の整備を図るものでございます。

その主な内容といたしましては、議事または審査の効率化、円滑化及び明瞭化を図るため、タブレット等の情報通信機器を議場または委員会室に持込み可能とすること。

また、議事審査に必要な電子資料や資料等印刷物を、議長等の許可を得たうえで、プロジェクター映写機等を使用して拡大投影できる旨を規定するために、規則を改正するものであります。

なお、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明理由を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

念のために申し上げます。

議員提出第1号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定に基づき、委員会に付託しないことになっております。

よって、議員提出第1号については、議事の都合により、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第9 議員提出議案審議

○議長（中尾嘉男君） 日程第9、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第1号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第1号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員提出第1号について、議員間討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議員提出第1号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。

議員提出第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 令和2年第4回の定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月1日に開会いたしました今議会に提案をさせていただきました令和2年度の補正予算をはじめとした24の議案、さらに追加で提案させていただいた4議案に対しまして、それぞれ慎重に御審議を賜り、議決、承認を賜りましたことに厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また市議会におかれましては、議場におけます人数制限や一般質問における時間短縮など、その権限に自ら制限を設け、決して満足のものではなかったであろうと拝察いたしますが、今議会におきましてもコロナ対策を講じた議会運営に努めていただきましたことに改めて敬意を表します。今後も市議会の配慮に報いるよう執行部一同、気を引き締め直し、コロナが終息するその日まで、コロナ対策に全力で臨む覚悟を再確認した次第であります。

さて、新型コロナウイルスに係る情勢につきまして、政府は、6月19日から全国を対象に都道府県境をまたぐ移動の自粛を解除しており、今後も社会経済活動の段階的引上げを予定通り進めていく考えを示されておりますが、残念なことに熊本県におきましては、5月8日以来となる感染者が、昨日発生したところでございます。一方、東京都でも、5日連続で20人を超える感染者が出ており、6月に入ってから合計は、500人を超えるなど、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

今後もこの新型コロナウイルスの問題は、しばらく続くものと思われ、ソーシャルディスタンスの確保や3密を避ける行動をとることなどの新しい生活様式の実践がさらに求められてきているところでございますし、併せて行政運営におきましても、アフター

コロナ、ウィズコロナの社会に対応した新たな取組や既存事業の見直しなど、新しい行政運営の在り方につきまして、引き続き、検討してまいりたいと考えているところでございます。

ところで、市民の皆様のご関心ごとでございます「特別定額給付金」の進捗状況につきまして御報告させていただきます。6月23日現在、給付対象、約2万8,000世帯のうち、およそ97%の市民の皆様への給付が完了、金額にいたしまして、64億1,090万円を支給しております。今後は、申請漏れ等の確認を行ないながら、全ての市民の皆様へ給付を完了することができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、玉名市関係者の皆様からは、新型コロナウイルス対策への支援として、6月22日現在で、ふるさと納税で約2,700万円、善意の寄附金で12万円をいただいております。大変感謝をしているところでございます。これらの寄附金につきましては、今後のコロナ対策に大切にに使わせていただきたいと思いますと思っております。

その他、コロナ関連の支援策及び本市独自の緊急経済対策につきましては、今議会におきまして、16事業、約2億6,500万円の関連予算を可決いただいたところですが、今後も国や県の動向を常に注視しながら、特に第4弾以降の本市独自の緊急経済対策につきましては、国や県が示す支援の枠から漏れる事案が発生していないかなど、しっかりと見極めながら、本市の実情に応じた支援策を引き続き、迅速かつ適切に実施していきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、いまだコロナ終息が見通せない状況であり、第2波、第3波の懸念もあることから、引き続き、警戒体制を維持ながら、これからも市民の命を守るための感染拡大防止策と市民の生活を守るための地域経済活動との両立を図っていききたいと考えているところでございます。

さて、今年も九州北部地方の梅雨入りが、6月11日に発表されました。災害に対する備えが重要になってくるものと警戒をしているところでございますが、この新型コロナウイルスに対する感染予防の対策と併せて、防災・減災への取組につきましても、緊張感をもって対応していきたいと気を引き締めているところでございます。

そして、この梅雨が明けますと暑い季節を迎えることになります。新しい生活様式の中で迎える初めての夏になりますが、議員各位におかれましては、どうぞ、御自愛をいただき、引き続き、市政に対する御支援と御指導をいただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） これにて本会議を閉じ、令和2年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 中 尾 嘉 男

玉名市議会議員 嶋 村 徹

玉名市議会議員 江 田 計 司